

加 越 沿 岸
海 岸 保 全 基 本 計 画

平成 1 4 年 6 月

福 井 県

は じ め に

福井県の海岸は、ほぼ全域が国定公園（越前加賀海岸国定公園および若狭湾国定公園）に指定されており、美しい砂浜、荒々しい岩礁海岸、断崖などさまざまな地形が良好な海岸景観を形成するとともに、きれいな海には藻場が広がり、多様性に富んだ生態系を形成しており、豊かな自然環境を有しています。



良好な景観を有する海岸は、優れた観光資源として利用されるとともに、海岸の自然を活かした公園や遊歩道なども整備され、人々の憩いの場となっています。

また、豊かな海は、水産資源を育み、海岸の漁港としての利用が盛んであるとともに、対岸貿易の拠点としての港湾利用も行われています。

このように、福井県の海岸は、人々に多くの恩恵を与えるとともに、地域の発展に寄与し、地域の財産となっています。

一方、自然豊かな福井県の海岸も冬季になると日本海特有の厳しい自然の脅威にさらされています。低地においては冬季風浪による越波被害が、砂浜海岸においては砂浜の侵食などの海岸災害が、これまでも数多く発生してきました。そのため、人命や財産を守るために、越波防止や砂浜の侵食防止のための海岸整備が行われてきました。

しかし、防災面からみた場合、未だ越波被害が発生している海岸や砂浜の侵食が進んでいる海岸があり、また、近年では、漂着ごみや利用客によるごみの投棄、砂浜への車両の乗入れなどの環境面での問題やマリンスポーツ利用の増加による海岸利用の錯綜、漁港・港湾周辺における違法駐車などの利用面での問題が発生しています。

このような状況を踏まえ、福井県では、平成12年4月に施行された改正海岸法を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、石川県境から越前岬までの延長約74キロメートルの加越沿岸および越前岬から京都府境までの延長約338キロメートルの若狭湾沿岸について、安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目的に「海岸保全基本計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき、海岸の特性に応じた防護のための海岸保全施設の整備等とはもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を一層推進していきます。

平成14年6月

福井県知事

栗田 幸雄

目 次

1. 海岸保全基本計画の策定について	1
1. 1 海岸保全の基本理念	1
1. 2 計画対象範囲	2
2. 海岸の保全に関する基本的な事項	4
2. 1 加越沿岸の海岸の現況	4
2. 1. 1 防護面から見た海岸の現況	4
2. 1. 2 環境面から見た海岸の現況	7
2. 1. 3 利用面から見た海岸の現況	10
2. 1. 4 ゾーン区分と各ゾーンの問題点・課題	13
2. 1. 5 沿岸の問題点・課題のまとめ	18
2. 2 海岸保全の方向および施策	19
2. 2. 1 海岸保全の方向	19
2. 2. 2 加越沿岸の海岸防護の目標	20
2. 2. 3 防護・環境・利用に関する施策	21
3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	30
3. 1 海岸保全施設の整備の考え方	30
3. 1. 1 海岸保全施設を整備しようとする区域	30
3. 1. 2 海岸保全施設の種類・規模・配置	31
3. 1. 3 海岸保全施設による受益の地域とその状況	31
3. 2 海岸保全施設の整備内容	32
3. 2. 1 海岸保全施設の整備内容一覧	32
3. 2. 2 芦原・三国海浜ゾーン	33
3. 2. 3 越前松島・東尋坊ゾーン	36
3. 2. 4 テクノポート三里浜ゾーン	39
3. 2. 5 越前海岸ゾーン	44
4. 海岸の環境保全など管理に関する事項	52
4. 1 日常的な管理に関する事項	53
4. 2 環境問題への対応	54
4. 3 啓発活動	55
5. 海岸保全基本計画の実施に当たって	56
5. 1 計画実施時に配慮すべき事項	56
5. 2 計画実施における組織体制および事務分掌	59

□ 参考資料

- 1．加越沿岸海岸保全基本計画策定フロー
- 2．加越沿岸海岸保全基本計画検討委員会委員構成
- 3．用語の説明
- 4．福井県のすぐれた自然情報図1999
- 5．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

加越沿岸海岸保全基本計画 構成表

2. 海岸の保全に関する基本的な事項					
1. 海岸保全基本計画の策定について	2.1 加越沿岸の海岸の現況	2.2 海岸保全の方向および施策	3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項		
○海岸保全の基本理念	○沿岸の現況、問題点・課題	○海岸保全の方向	○ハード面の対応	○計画実施時に配慮すべき事項	
1.1 安全で自然豊かな親しまれる海岸を次世代に継承していくことを目指して 「残された福井の豊かな自然環境を守る」 とともに 「防護の必要な海岸は、地域の利用を踏まえ、自然環境と調和した海岸の保全に努める」 ことを基本的な理念とする 1.2 計画対象範囲 沿岸方向の対象範囲 ○石川県境～越前岬に至る約74km 岸沖方向の海岸の範囲 ○海岸保全区域が最小範囲となるが、防護・環境・利用の取組み（施策）の目的、内容、関連性等によって適切な範囲を設定、想定して検討を行う	2.1.1 防護面の現況 ○冬季の高波浪によって侵食を受けている砂浜海岸が多い ○概して海岸の背後地は高いが、局部的に低地が分布 ○冬季風浪等による越波被害が各所で発生 2.1.2 環境面の現況 ○貴重な植生や鳥類、昆虫類が岩礁や砂浜に多く分布 ○沿岸一帯に藻場が分布 ○岩礁海岸や砂浜海岸・砂丘による優れた海岸景観を形成 ○環境基準値を満足する水質を維持 ○油流出事故やごみの散乱、砂浜への車両乗り入れによる人為的な影響がみられる 2.1.3 利用面の現況 ○景勝地が多く、観光利用が進む海岸線 ○海水浴場には、夏季に多くの利用者が来訪 ○海岸の背後はさまざまな土地利用がされている ○海岸へのアクセスとなる国道、県道が海岸沿いに位置 ○多様な海岸利用が進む 2.1.4 ゾーン区分 ○芦原・三国海浜ゾーン ○越前松島・東尋坊ゾーン ○テクノポート・三里浜ゾーン ○越前海岸ゾーン 防護面の課題 ○現状の施設整備では十分といえず引き続き整備が必要 環境面の課題 ○自然が多く残されており、保全が望まれる ○海岸に対する人為的な影響に対する対策が必要 利用面の課題 ○水際線・砂浜へのアクセスの改善 ○利用のための調整が必要 2.1.5 沿岸の問題点・課題のまとめ	2.2.1 個性ある景観と多様な生態系を育む加越沿岸の保全・再生と地域の文化を継承し新たな交流と活力を培う海岸づくり 安全で快適な海岸づくり ○砂浜の保全・回復、高波浪に対する防護機能の向上 自然と共生する海岸づくり ○豊かな海岸環境の保全 ○貴重な自然や景観、地域で育まれる文化を財産として保全 次世代に向けた海岸づくり ○人々の交流を育む海岸の自然景観と自然環境を次世代に継承	2.2.2 加越沿岸の海岸防護の目標 ○防護すべき地域 ○防護水準 2.2.3 海岸の防護に関する施策 ○海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上 ○自然の防災機能の活用 ○防災・避難体制の整備 ○砂浜の保全・回復 ○総合的な土砂管理への取組み ○沿岸域漂砂の連続性と動向を勘案 ○海岸保全施設の機能維持 ○侵食や越波・越流状況の把握 海岸環境の保全に関する施策 ○海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境への配慮 ○海岸域における貴重種を含む動物の生息環境への配慮 ○海岸域における藻場の保全と藻の育成環境への配慮 ○岩礁・断崖等の良好な自然景観への配慮 ○砂浜と海岸林が一体となった自然景観への配慮 ○自然環境に対する人為的な影響の緩和 ○油流出事故などへの適切な対応 ○環境教育への活用 ○砂浜の持つ多様な機能の保全・回復への対応 海岸における公衆の適正な利用に関する施策 ○まちづくりとの連携 ○水際線や前浜へのアクセスの確保 ○多様な海岸利用への配慮 ○快適な海岸利用に資する施設整備 ○多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上への対応 ○高齢者、障害者等への配慮 ○海岸に関する情報の発信 ○海岸の利用や地域活動を通じた海岸愛護思想の普及	3.1 海岸保全施設の整備の考え方 ○海岸保全施設を整備しようとする区域 ○海岸保全施設の種類・規模・配置 ○海岸保全施設による受益の地域とその状況 3.2 海岸保全施設の整備内容 ○海岸保全施設の整備内容一覧 ○各ゾーンの整備内容 4. 海岸の環境保全など管理に関する事項 ○ソフト面の対応 4.1 日常的な管理に関する事項 ○海岸の監視および点検 ○海岸における規制措置 ○海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設 ○市町村長による海岸の管理 ○災害への対応 4.2 環境問題への対応 ○ごみの不法投棄 ○漂着ごみ ○油流出事故 ○景観および貴重な生物への配慮 4.3 啓発活動 ○マナーの向上 ○海岸愛護活動	5.1 関係行政機関との連携と調整 ○海岸を一元化して担当する部局間の組織・協議会による連携の強化 地域住民や利用者、市町村との関係 ○海岸に対する共通の認識と各々の役割の認識により、地域住民や利用者、市町村および県がそれぞれの立場から協力し施策を実施 海岸の情報の蓄積と活用 ○海岸の実態の的確な把握に努め、より有効な対策を検討 ○幅広く海岸に関する情報を発信 海岸環境への影響の把握 ○施設の整備に当たっては対象地域への影響を事前に把握し、適切な計画を検討 事業効果の検討について ○事業の実施に当たって費用対効果分析を行い事業が投資効果を有するものであるかを検討 計画の見直し ○社会情勢変化に的確に対応するため、必要に応じて、計画を柔軟に見直す ○組織体制および事務分掌 5.2 ○福井県海岸関係事業連絡協議会 ○海岸管理に関係のある部局(福井県) ○海岸管理に関係のある部局(国の機関)

1. 海岸保全基本計画の策定について

1. 1 海岸保全の基本理念

平成11年5月28日に公布された「改正海岸法」では、これまでの“被害からの海岸の防護”に加えて、“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法目的に追加され、防災・環境・利用の3つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。

福井県では、法改正を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、石川県境から越前岬に至る延長約74kmの加越沿岸について、広域的な視点でとらえて「海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた防護のための海岸保全施設の整備などはもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を推進していくものである。

加越沿岸は、ほぼ全域が越前加賀海岸国定公園に指定され、東尋坊や越前岬に代表される断崖や岬、弁慶の洗濯岩などの岩礁海岸、背後に福井平野をひかえる三里浜、岩礁にはさまれた小規模な砂浜などから形成されており、海岸域には、スイセンやトベラなどの断崖植生や砂丘植生、浅海域には藻場が広がり、多様な生物の生息・生育がみられるなど、優れた自然環境が残る海岸である。

また、良好な海岸景観は全国的な観光資源であり、歴史ある港利用があるなど、加越沿岸の海岸は地域の誇りとなっている。また、漁業が盛んであるとともに、海岸の自然を活かした公園・遊歩道などもあり、生活あるいは憩いの場となっており、海岸は地域の財産といえる。

このように、人々は海辺から多大な恩恵をうけてきたが、その一方で、毎年、高波を発生させる冬季風浪は、沿岸に住む人々の生活を脅かしている。これまで、それらに対応すべく堤防・護岸などの海岸保全施設を整備してきており、場所によっては消波施設や沖合施設の導入も図られているものの、対応は未だ十分ではない。

また、近年では、以前のような海とともにあった人々の豊かな生活環境が変貌してきたことや、様々な沿岸域利用の影響を受け、砂浜の侵食、海岸に漂着するゴミや流木、ニーズの多様化による海岸利用の錯綜など、様々な課題に対する対応が求められている。

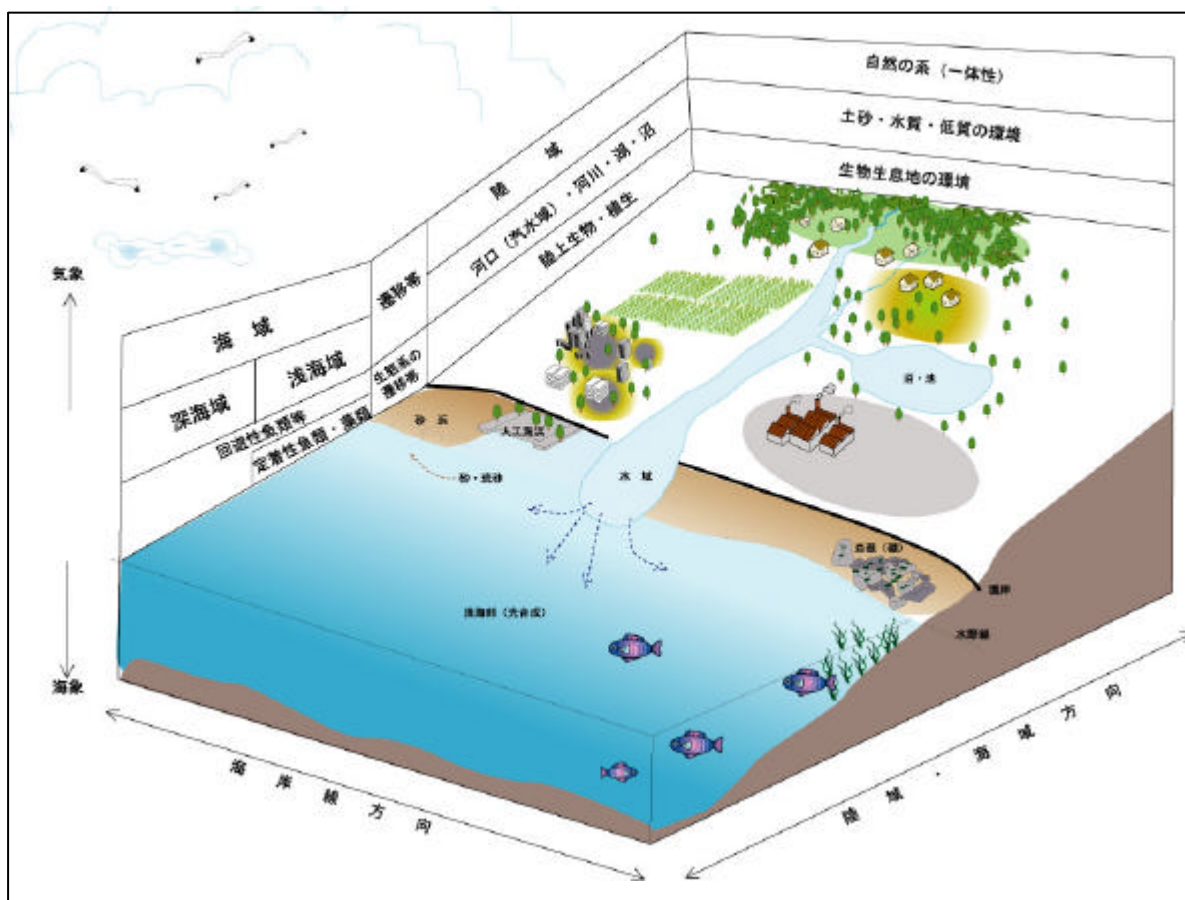
このような背景から、福井県は、安全で自然豊かな、人々に親しまれる海岸を次世代に継承することを目指して、今後の海岸保全においては、「残された福井の豊かな自然環境を守る」とともに「防護の必要な海岸は、地域の利用を踏まえ、自然環境と調和した海岸の保全に努める」ことを基本的な理念とする。

1. 2 計画対象範囲

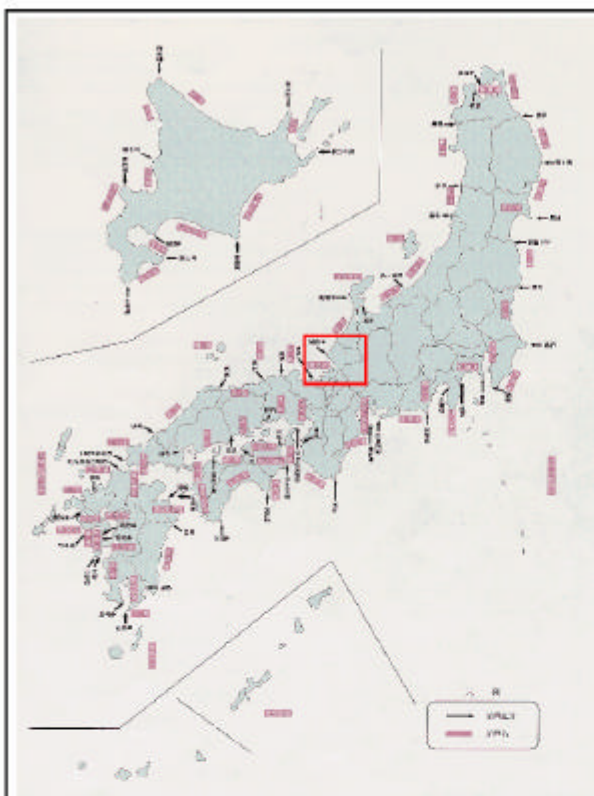
国が定めた「海岸保全基本方針」では、地形・海象面の類似性および沿岸漂砂の連続性に着目して、海岸保全基本計画を作成すべき「一体の海岸の区分（沿岸）」として、日本全国の海岸を71の沿岸に区分している（右図参照）。

本計画の沿岸方向の対象範囲は、この沿岸区分に基づき、芦原町の石川県境から越前町の越前岬に至る延長約74kmの海岸線とする。なお、加越沿岸全体としては、石川県の延長約149kmと合わせて、石川県高岩岬～越前岬までの約223kmとなる。

また、岸沖方向の海岸の範囲としては、海岸事業を実施する「満潮線から内陸に50m、干潮線から沖合に50mを原則とする海岸保全区域」が最小範囲となるが、河口から海岸に供給される土砂は河川流域における山地等から運ばれ、沿岸の生態系は河川流域の森林と深いつながりを持っていることが近年指摘されていることなど、その影響範囲は広く、海岸線付近に生息・生育している動植物はその生態によって分布範囲が異なっていることから、海岸保全基本計画の策定に当たっては、防護・環境・利用の取組み（施策）の目的、内容、関連性等によって適切な範囲を設定、想定して検討を行うものとする。

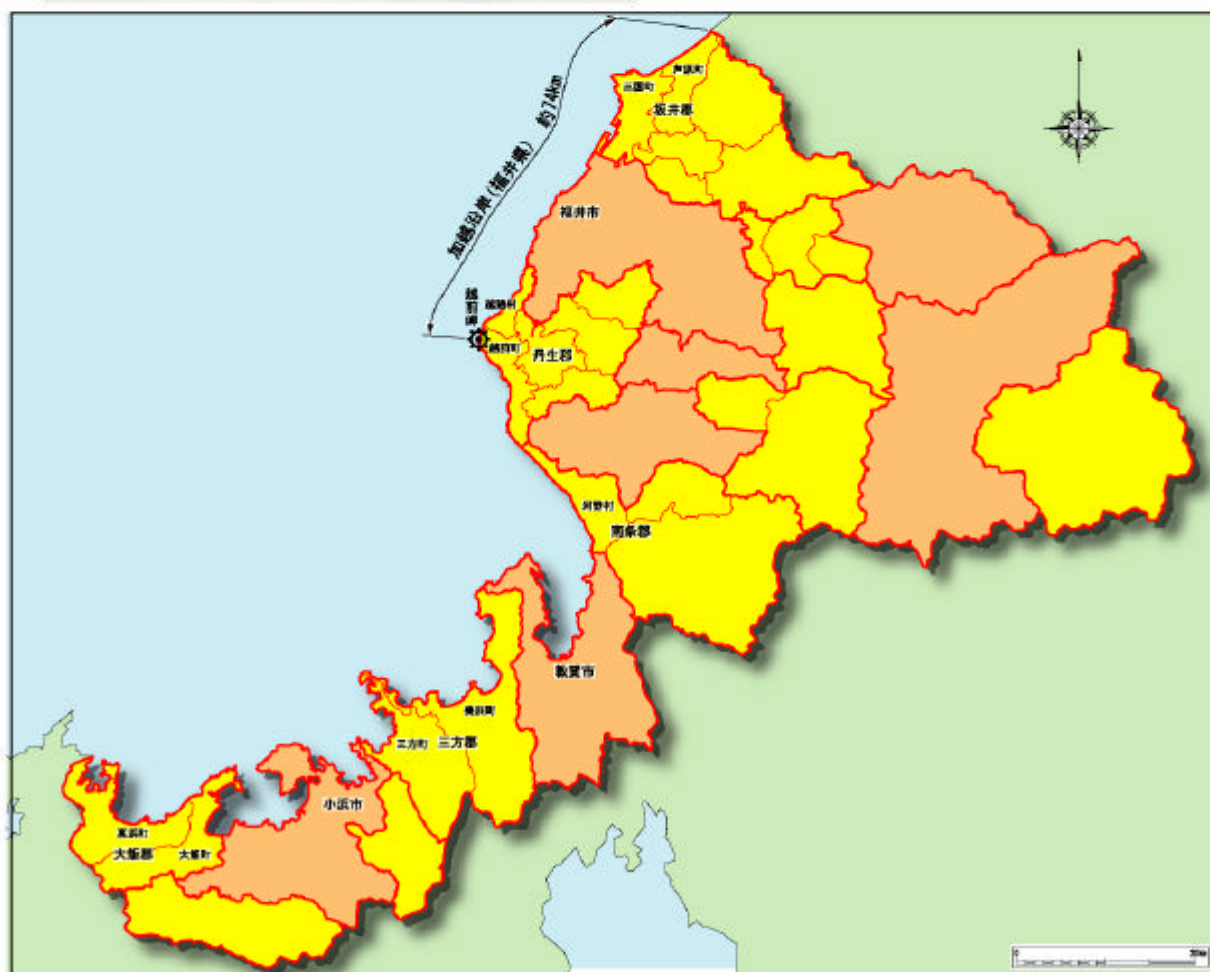


海岸環境の関連する範囲のイメージ



加越沿岸海岸保全基本計画 計画対象範囲

沿岸名	加越沿岸
加越沿岸福井県範囲	石川県境～越前市
沿岸市町村 (1市3町1村)	芦原町 (6,955n)
	三国町 (21,469n)
	福井市 (21,379n)
	越前市 (23,610n)
福井県延長	74,203n
石川県延長	148,172n
加越沿岸(総延長)	222,375n



2. 海岸の保全に関する基本的な事項

2. 1 加越沿岸の海岸の現況

2. 1. 1 防護面から見た海岸の現況

(1) 海岸線の現状

福井県の加越沿岸は、石川県の能登半島から連続する長大な砂浜が、越前海岸に代表される海食崖と奇岩から成る岩礁海岸へと変化していく区間に位置している。石川県境から三国町の浜地までは砂浜海岸であるが、それ以西は越前松島や東尋坊が含まれる岩礁海岸となり、九頭竜川河口のサンセットビーチから浜住海岸までは再び砂浜海岸となる。砂浜の一部が埋立てられ、テクノポート福井として利用されている。さらに鷹巣港より加越沿岸の南端である越前岬までは、岩礁海岸が続いている。

(2) 侵食（海岸線の変化）の現状

①海浜の生成過程

波松～浜地の砂浜は主に大聖寺川からの流出土砂と、背後の海食崖の侵食土砂によって形成されたものと考えられる。また、三里浜の砂丘は、九頭竜川からの流出土砂を供給源としているものとされている。

②砂浜海岸における海岸線の変化

当沿岸における砂浜海岸は、いずれも侵食傾向にあると考えられ、特に芦原町の海岸では、侵食が顕著である。ただし、離岸堤等が設置されている浜地海岸や浜住海岸および越廼村の蒲生海岸では、海岸保全施設の効果により堆積傾向にある。

③海岸保全施設の整備状況

海岸侵食が顕著な海岸では、突堤や離岸堤等の海岸保全施設によって砂浜の維持・回復が図られている。

(3) 高潮・高波浪への対応

①沿岸の風、波、流れ

加越沿岸では福井港において、気象、海象の観測が実施されている。

〔 風 〕 年間を通じて SE 方向が卓越しており、頻度は 20.6%を占めている。また、風速 10m/s 以上の強風は、W方向が卓越している。

〔 波 〕 波向は、夏季の比較的穏やかな期間はW～NNW が卓越し、冬季の高波浪時には NW の頻度が最も高い。

〔 流れ 〕 加越沿岸の潮流は弱く複雑であり、不明な部分が多い。沿岸部においては、一般的に北東の流れ（対馬海流）がみられるが、寒流のリマン海流が勢力を増す冬場は沖合部では流れの方向は一定せず、沿岸部の流れも複雑となる。

②背後地の状況

九頭竜川河口から北側の台地は集落が密集しており、河口周辺は、三国漁港を中心とした港町として発展している。河口から南側の、福井平野の低地には、テクノポート福井を中心とする臨海工業地帯が整備されている。鷹巣港より南では、背後に山地が迫っており、概して海岸部の地盤は高くなっているが、点在する低地に位置する漁港背後では集落が密集しており、幹線道路や水田・水仙畑等の、生活基盤もほとんど海岸沿いに集中している。

③高潮・高波浪による被害

加越沿岸は、日本海に面しており、冬季の北西の季節風による風浪や台風時の風浪・高潮によって護岸や離岸堤等の施設被害や越波による通行規制が発生している。

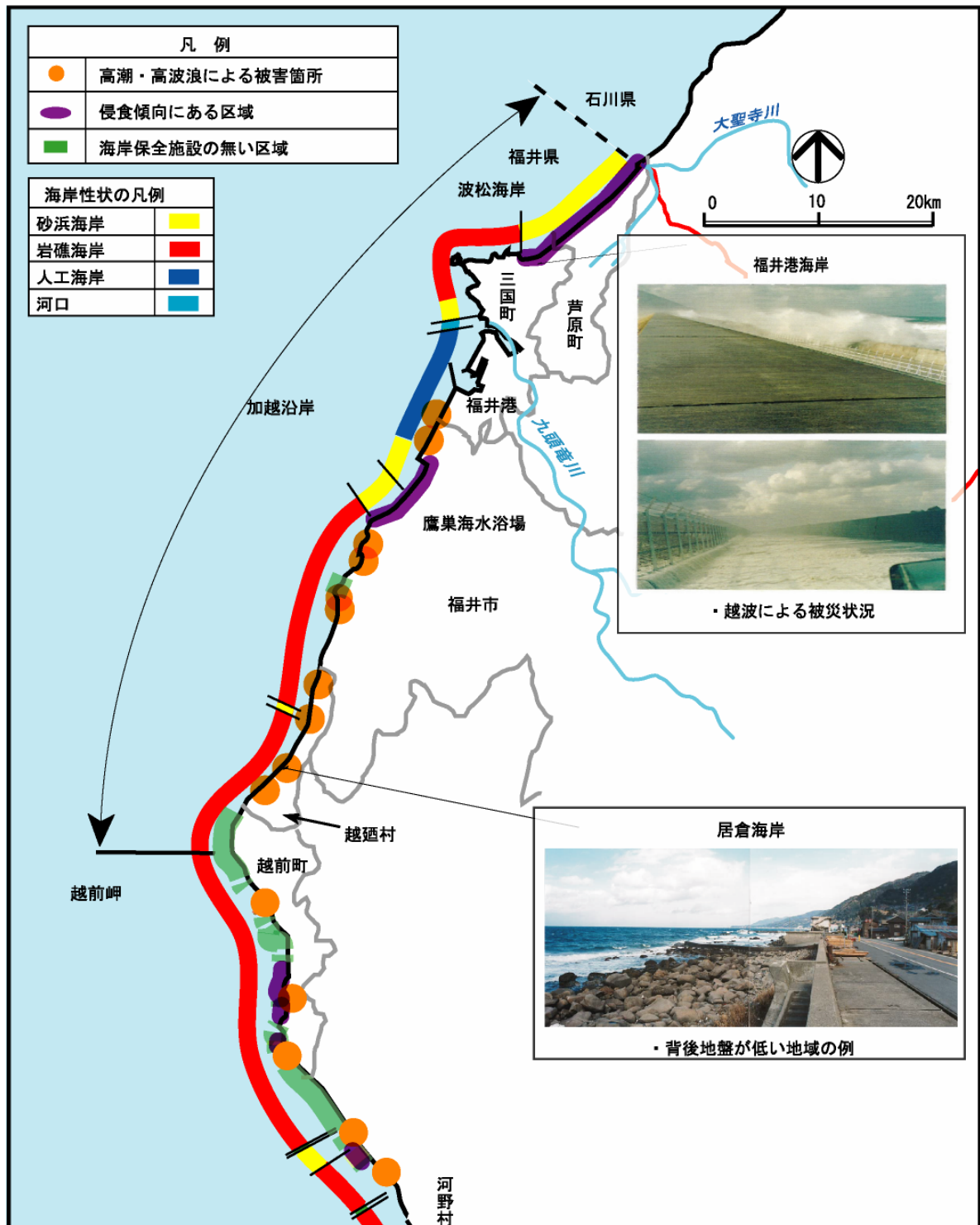
④海岸保全施設の整備状況

高波による被害が生じた海岸では、離岸堤、堤防・護岸および消波工などが設置されており、越波被害の軽減が図られている。また最近では人工リーフによる越波対策を実施している海岸も増加している。



護岸・消波工・離岸堤に防護された集落と漁港
(大丹生漁港)

防護面から見た現況



2. 1. 2 環境面から見た海岸の現況

(1) 生物の生育・生息環境

①植物

福井県の加越沿岸は、福井港を除く全域が越前加賀海岸国定公園に指定されており、沿岸部の生育環境として重要な地域としては、雄島（原生林に近い状態の照葉樹林）、東尋坊（海岸断崖地の植物群落）、三里浜（砂丘・砂浜特有の群落帯）、越前海岸（海岸段丘のスイセン）などがある。

②動物

貴重な種として、鳥類ではクロツラヘラサギ、コクガン、アカツクシガモなど、昆虫類では指標昆虫類2種、特定昆虫類8種、その他希少種とされるキアシハナダカバチモドキ、ニッポンハナダカバチ等が確認されている。東尋坊には鳥獣保護区（400 ha）の指定がある。

③藻場

「第4回自然環境保全基礎調査」（1989年～1992年）によれば、加越沿岸では東尋坊周辺の浜地から九頭竜川河口にかけての一带、浜住海岸南端から越前岬にかけての岩礁海岸の大半に藻場が存在している。種類としては、アオノリ等の緑藻類、緑藻類よりも深い海底に着底するワカメ・ヒジキ（加越沿岸は分布の日本海北限）などの褐藻類、アマノリなどの紅藻類である。

(2) 多様な海岸地形、優れた海岸景観

①多様な海岸地形

沿岸の貴重な自然景観資源として、多数の甲殻類の化石が岩に貼りついていて古生物学的に重要な鮎川海岸や小丹生海岸、貝殻化石を多く含む火山灰層の露頭が見られる浜地海岸、茱崎海岸、和布（鷹巣）等には海水準付近にあった地盤が隆起し、波食によって崖となり、塔状になっている海成段丘など地形形成史を物語る典型的な地形がある。

②優れた海岸景観

三里浜を起点とした北側の海岸では、海岸線の延長が長い砂浜景観がみられる。岩礁海岸では、東尋坊の断崖、越前岬、および雄島、亀島、鉾島、夫婦岩等の海上に浮かぶ小さな島々や、弁慶の洗濯岩などの変化に富んだ岩礁景観が特徴的である。

(3) 自然環境に対する人為的な影響

①沿岸海域の水質

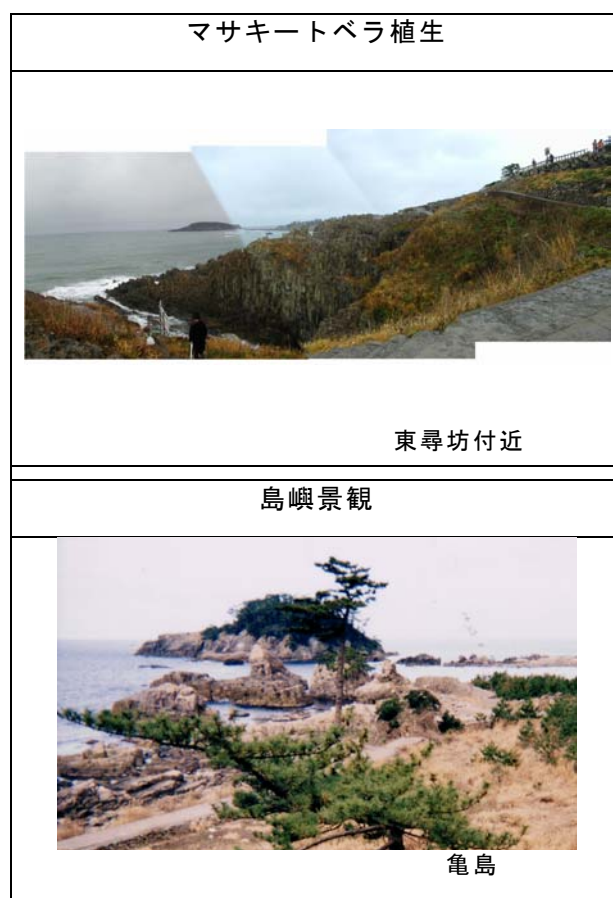
加越沿岸はA類型またはB類型に指定されており、最近のCODの経年変化をみると 1.0～2.0 mg/l 付近で推移しており、環境基準を達成し良好な水質環境を維持している。

②ごみの散乱

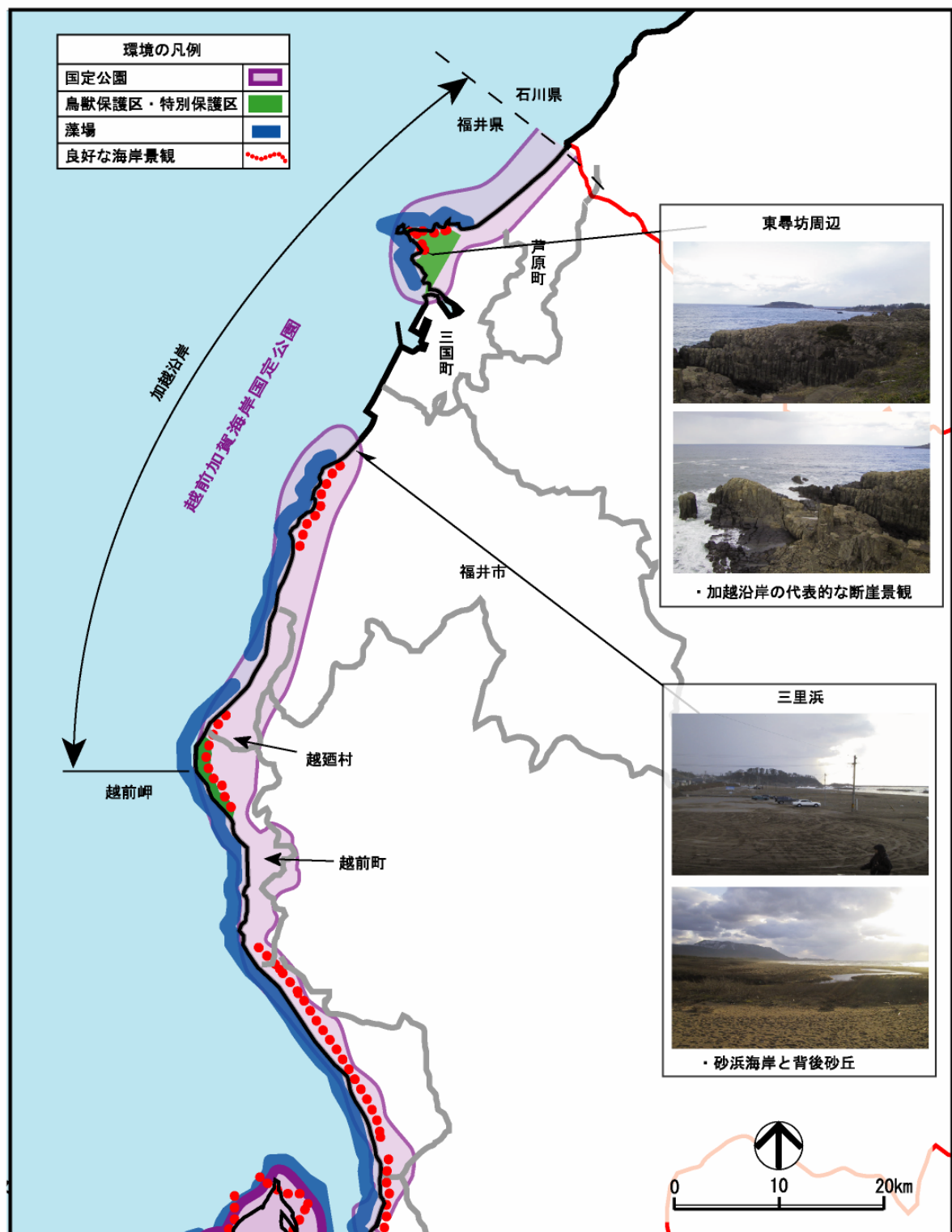
砂浜海岸の多くで、外国からの漂着物、利用者が残していくごみ、河川から流出してくるごみ、故意のごみ投棄等によるごみの散乱が目立つ。ごみの回収は地域の人々によって定期的に行われているが、集められたごみの処分が課題となっている。

③砂浜への車の進入

三里浜砂丘には貴重な砂丘特有の植生と昆虫が存在しているが、砂丘へのオートバイ・車の進入が見られ、砂浜や砂丘の植生および海岸生物の生息環境への悪影響が心配されている。



環境面から見た現況



2. 1. 3 利用面から見た海岸の現況

(1) 海岸整備と背後の土地利用

①周遊観光が進む海岸線

福井港を除く全海岸が国定公園に指定されており、越前松島から東尋坊、越前海岸の奇岩などは全国的に著名な景勝地であり、重要な観光資源となっている。海岸沿いには国道 305 号が走り、海の景観を楽しめる周遊観光のドライブウェイとしてとして絶好の道路となっている。国道沿いには、近隣の漁港で水揚げされる越前ガニをはじめとする海産物と窓からの海岸景観が自慢であるドライブインや民宿が点在する。

越廼村や越前町の海岸段丘には水仙畑が一面に広がっており、水仙祭りや水仙をテーマにした施設等の観光も図られている。

②海水浴利用

浜地海岸、三国サンセットビーチ、浜住海岸や鮎川海岸等の、大きな規模の海水浴場には、駐車場や利便施設が整備されている。鮎川海岸や蒲生海岸にも離岸堤と緩傾斜護岸を設置し、海水浴場としての整備が進められている。毎年夏場にはそれぞれ 5 万人以上の利用者があり、浜住海岸は、10 万人以上の利用者がある。

これら浜地、三国、浜住、鮎川海岸では浜茶屋が建てられ、海水浴客のための利便施設は整っている。その背後の標高が低い地区には民宿・旅館などが多く立ち並び、観光による地域振興が図られている。

③産業基盤としての利用

九頭竜川河口部左岸の海岸は、埋立てにより福井港、火力発電所、石油備蓄基地を中心とする臨海工業地帯として、わが国の重要な産業・流通基盤としての機能を担っている。

④漁業

加越沿岸の岩礁海岸の殆どは藻場が存在しており、浅海・沿岸漁業の好漁場となっている。また岩礁海岸が形作る天然の入江は、古くから漁港として利用されている。特に三国町の岩礁海岸および、福井市の鷹巣漁港から加越沿岸最南端の越前岬まで続いている岩礁海岸には漁港が点在し、その背後には漁村として発達した集落が位置している。

（２）海浜周辺へのアクセス

①車両による海岸へのアクセス

海沿いに幹線道路の国道 305 号および県道が走るため、全般的に海岸周辺へのアクセスは良好であるが、芦原町の海岸では幹線道路からのアクセス道路が少なく、狭隘である。福井港海岸は産業に特化した海岸として位置付けられており、安全面への配慮から関係者以外の利用はされていない。

②水際線・前浜への歩行によるアクセス

海水浴場として利用されている砂浜海岸では、階段護岸などの水際線へのアクセスに配慮した整備もみられる。岩礁海岸は、地形的に全般的に水際に近づくのは困難な形状であるが、一部の岩礁海岸では水際に下りるための階段工などが設置されているところもあり、三国町、福井市、越廼村には磯づたいに遊歩道が整備されている区間がある。

（３）海岸利用および整備の現状

①多様な海岸利用

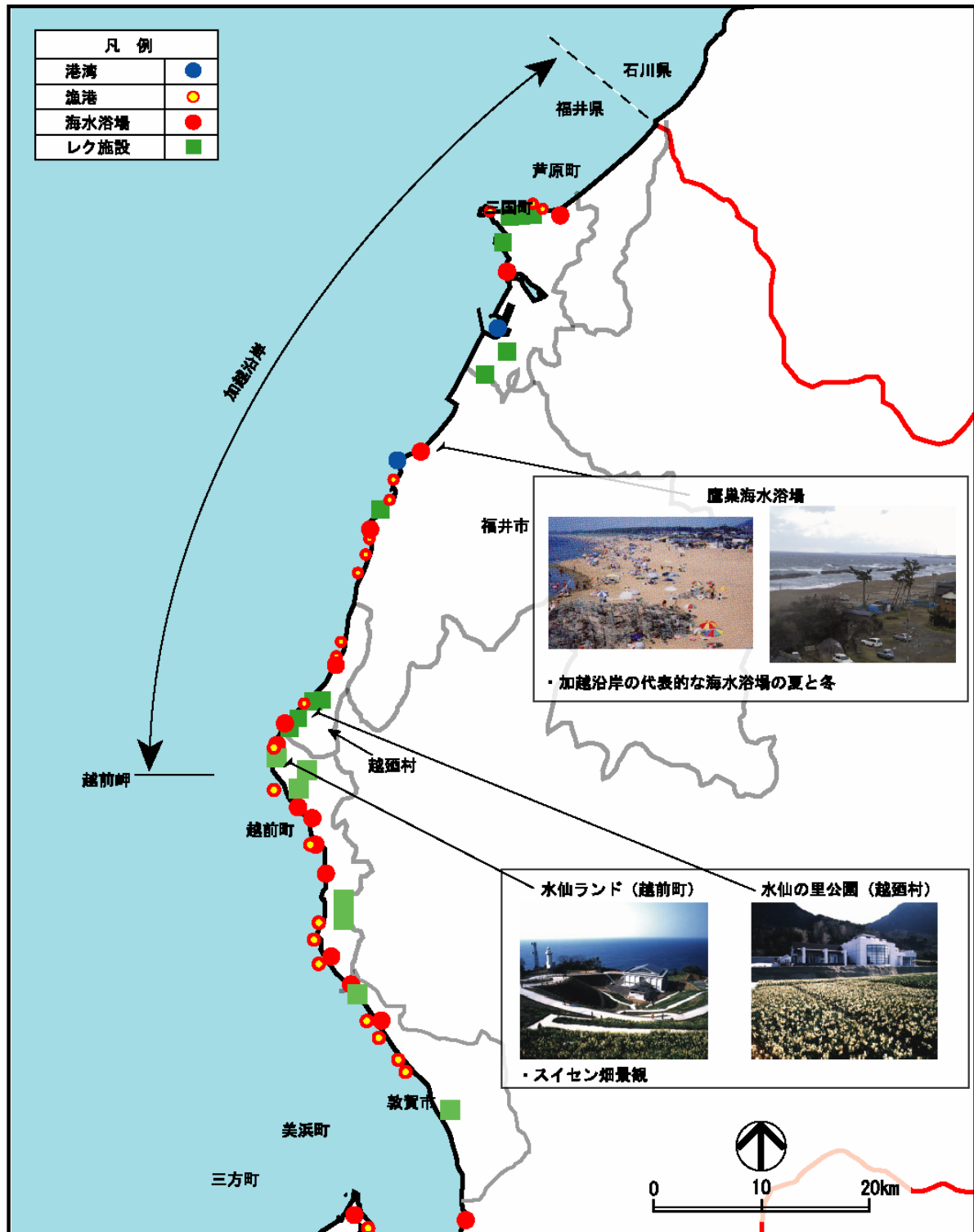
港湾や漁港、観光地としての利用のほかに、海水浴、釣り、磯遊び、サーフィン等の利用がされている。またキャンプ場や海浜公園などが整備されている。

②海岸における利便施設

サンセットビーチ、浜住、蒲生の各海水浴場では、公共の駐車場、シャワーがあり、浜茶屋が利用できる。この他の海水浴場としては、浜地はトイレと駐車場、鮎川の海水浴場には、現在駐車場がある。いずれも背後には民宿が多い。海岸付近で見晴らし台などがある岩礁海岸においても、加越沿岸では休憩園地や駐車場、トイレが整備されている箇所が多い。



利用面から見た現況



2. 1. 4 ゾーン区分と各ゾーンの問題点・課題

加越沿岸は、北部の砂浜海岸、東尋坊を中心とする岩礁海岸、福井港の埋立地と南に連なる砂浜海岸、鷹巣港から越前岬へと続く岩礁海岸からなっており、それぞれの海岸には自然環境や背後の土地利用等に応じた対策が必要である。

ゾーン区分に当たっては、前述の地形条件に主眼を置き、さらに自然公園指定区域の分布、背後の土地利用等の以下に示す項目を基に検討した。

ゾーン区分における検討項目

☆自然条件：海岸地形、自然公園区域、流入河川の位置

☆社会経済条件：背後の土地利用、港湾・埋立地、漁港等の位置

ゾーン名	沿 岸 域 の 特 性						特徴	
	市町村	地名等	海岸 地形	港湾・ 漁港	土地利用	自然 公園		
	大聖寺川							
芦原・三国海浜 ゾーン (森と浜辺のサン セットゾーン)	芦原町 (6,955m)	浜坂 波松	砂浜	梶漁港 崎漁港 安島漁港	保安林	越前加賀海岸 国定公園	一連の長い砂浜であり、背後は大規模な保安林となっている。侵食性の海岸で、波松海岸では昔海水浴場としてにぎわっていたが、砂浜の侵食により、海水浴ができなくなっている。	
越前松島・東尋坊 ゾーン (断崖と緑の景勝 ゾーン)	三国町 (21,469m)	北潟 浜地 梶崎 雄島・安島			岩礁			海水浴場
		東尋坊 米ヶ脇・宿	砂浜				海水浴場	
テノポート・三里浜 ゾーン (港と海浜の公園 ゾーン)		福井市 (21,379m)	九頭竜川・漁港				指定なし	一連の長い砂浜区間であったが、福井港を中心とした臨海工業地帯の建設に伴う大規模な埋立てにより、砂浜はほぼ3分の1の長さになった。 沿岸で最も海水浴客の多い、鷹巣海水浴場（浜住地区）やサンセットビーチがある。
	火力発電所		埋立地	臨海福井工業港地・帯	港湾・工業地帯			
	石油備蓄基地				砂浜	海水浴場		
越前海岸ゾーン (岬と水仙の丘陵 ゾーン)	福井市 (21,379m)	鷹巣 亀島 長橋 菅生 鮎川 白浜 大丹生 小丹生 大味 柴崎 蒲生 居倉 左右 越前岬	岩礁	鷹巣漁港 鷹巣港 長橋漁港 菅生漁港 鮎川漁港 白浜漁港 大丹生漁港 大味漁港 柴崎漁港 居倉漁港 左右漁港	国道305号 および 漁港中心の 集落が点在	越前加賀海岸 国定公園	岩礁海岸が続き、背後地は国道305号が海岸沿いを走り、その背後には、急傾斜地が迫っている。	
								越廼村 (23,610m)
								越前町 (790m)

加越沿岸のゾーン区分図



■ ゾーンごとの海岸の防護に関する課題

ゾーン			芦原・三国海浜ゾーン	越前松島・東尋坊ゾーン	テクノポート・三里浜ゾーン	越前海岸ゾーン
ゾーンの地形的特徴			石川県境である大聖寺川河口から三国町浜地に至る延長約8 kmの直線的な砂浜海岸である。背後は砂地盤の台地となっており、平地はほとんどない。	岩礁海岸であり、越前松島、雄島、東尋坊などの柱状摂理の露頭が特徴的な海岸が連続する。海岸付近の海底勾配は比較的緩く、遠浅の岩礁海岸となっている。	九頭竜川からの流出土砂で形成された延長約12 k mの直線的な砂浜であった。左岸側の三里浜海岸の背後には、三里浜の海岸砂丘が発達している。	福井市鷹巣港から越前岬に至る直線的な岩礁海岸である。背後には山地が迫り、漁港を中心とする集落が低地に点在する。
現況および問題点	海岸線およびその変化	海 岸 線 お よ び そ の 変 化	南西端の浜地では、海岸保全施設により砂浜が維持されている。一方、石川県境から浜地海岸の北側では、侵食により著しい砂浜幅の減少がみられる区間が多い。	—	ゾーンの3分の2は、埋立てによって造成された臨海工業地帯の人工海岸であり、砂浜は、サンセットビーチ、浜住海岸にある。これらの砂浜は侵食傾向にあると考えられ、浜住海岸等では、海岸保全施設によって砂浜が維持されている。	—
		流 入 河 川 お よ び 海 岸 の 漂 砂 機 構	主として大聖寺川からの流出土砂および背後の砂質台地の侵食土砂が供給源と考えられており、これらの供給土砂の減少に伴う侵食が生じているものと考えられる。南向きの沿岸漂砂が卓越していることが、波松に設置された突堤の堆積状況から推定される。	—	サンセットビーチと浜住海岸、九頭竜川導流堤左岸の砂浜はともに北側の浜幅が薄くなる傾向にあること、南側の砂の粒径が小さいことから、南向きの沿岸漂砂または飛砂によるの砂の移動が卓越していると考えられている。	—
		海 岸 保 全 施 設 に よ る 現 状 の 保 全 状 況	管理用道路と道路護岸は、ほとんどの区間に設置されており、その前面には消波工が設置されている。波松の砂浜には突堤が3基設置されており、突堤周辺は局所的に砂浜幅が漸増している。また、浜地海岸では突堤と離岸堤によって汀線の維持が図られている。	—	サンセットビーチは九頭竜川河口右岸側の導流堤によって、浜住海岸は離岸堤によって汀線が維持されている。一方、三国町のゆあぼ〜と背後および浜住では、飛砂による堆砂が特に激しい。浜住では、飛砂および飛沫による車・家屋の被害が顕著であるため、防潮・飛砂防風林の植栽による災害の抑止が図られている。	—
	高波浪等	越 波 状 況	冬季の北西季節風による風浪や台風時の風浪、高波による越波によって護岸等への施設被害が発生している。	集落等は、高台もしくは堤防・護岸や離岸堤によって防護された地域にある。海底地形は比較的緩勾配であり、高波浪が来襲しても越波による災害が発生しにくい特性がある。	福井港海岸は、冬季風浪の越波による被害が発生しており、管理用道路の陥没も生じている。	越前町付近では、海底地形が急勾配となっており、日本海に直接面している海岸では、冬季風浪による越波が発生しやすくなっている。このため、越前町～越廼村の国道305号は、通行規制になることが多い。集落前面に設置された海岸保全施設の機能低下がみられる。
		海 岸 保 全 施 設 に よ る 現 状 の 防 護 状 況	護岸工や消波が整備されており、突堤工が建設中である。	対策が必要な箇所については、離岸堤、防波堤、堤防・護岸などの整備が終了している。	福井港海岸では直立護岸前面に消波工が設置されている。またその沖側に離岸堤が設置されている。	漁港集落は、防波堤・離岸堤・消波工で防護されている。国道305号の海沿いの区間（菅生、鮎川、塩ヶ浜など）では、道路護岸の前面に消波工が設置されている。越波が生じやすい呼鳥門付近では、バイパス工事を行っている。
地域毎懇談会における住民意見			○砂浜の侵食が非常に問題である。 ○以前は海水浴場であったが、深掘れのため遊泳禁止になってしまった。 ○高波が来ると浜が狭くなる。 ○波松には北東の風で砂が取られ、西風で戻る。 ○護岸をつくったら浜幅が減少した。 ○早急に一連の突堤を建設して欲しい。 ○離岸堤の開口部の沖にも離岸堤を設置するとよいと思う。 ○浜地（三国町）で護岸工事を行うと北潟（芦原町）のほうに必ず影響がでると言われている。	特になし	○飛砂による被害が発生しており、サンセットビーチ背後では1 m程度の堆積が生じている。 ○浜住でも冬場の飛砂による被害が著しい。 ○緩衝帯を設けて飛沫・風を抑えてほしい。 ○福井港海岸では冬季の越波により、管理用道路が毎年陥没している。	○飛沫がひどいので、防潮帯を作って欲しい。 ○冬の高波に対し、テトラポットの設計が低すぎるのではないかと（大丹生・福井市）。 ○白浜漁港では去年も船が流されているので、防波堤をあと30 m位延ばして欲しい。 ○鮎川町の人工リーフは確かに効果がある。 ○未だに越波によって道路が通行止めになる箇所が多い（越前町）。 ○高波によって離岸堤が崩れてきている（福井市）。 ○江津浦の越波被害が大きい。
ゾーンにおける防護面の課題			侵食の防止が緊急の課題である。抜本的な侵食対策を立案するためには、砂浜の形成課程の検討と体系的なモニタリングによって侵食の原因・メカニズムを解明するとともに、実施に向けて費用対効果分析を行うことも必要である。また、侵食が著しい海岸では、汀線の維持を図る応急的な対策を検討する必要がある。	特になし	テクノポート福井前面の福井港海岸の越波対策を行い、背後の国家石油備蓄基地をはじめとするテクノポート福井立地企業を防護する必要がある。離岸堤等の保全施設によって浜住海岸では、堆積傾向にある。今後とも砂浜の維持に努める必要がある。飛砂・飛沫による被害が発生していることから、これらの対策が必要である。	冬季の高波浪に対する、越波対策、飛沫対策を行う必要がある。海岸保全施設の機能低下に対応する必要がある。

■ ゾーンごとの海岸環境の保全に関する課題

ゾーン			芦原・三国海浜ゾーン	越前松島・東尋坊ゾーン	テクノポート・三里浜ゾーン	越前海岸ゾーン
現況および問題点	生物の生息・生育環境	貴重な動物の生息	〔鳥類〕 トモエガモ、ミサゴ等 〔昆虫類〕 砂浜を生息域とするニッポンハナダカバチ、アカオビカラトリ等	〔鳥類〕 ミゾゴイ、クロツラヘラサギ、コクガン（雄島を中心） 〔昆虫類〕 オシマヒメテントウ、オガサワラチャイロカミキリ等	〔鳥類〕 クロサギ、イワツバメの集団営巣地、福井港海岸背後の湛水区域は渡り鳥の休憩地となっている。 〔昆虫類〕 砂浜を生息域とするヤマトバツタ、キアシハナダカバチモドキ等	〔鳥類〕 クマタカ、ウミスズメ等 〔昆虫〕 砂浜を生息域とするフタイロカミキリモドキ等
		貴重な植物群落の分布	特になし	〔福井県すぐれた自然〕 雄島の照葉樹林、東尋坊付近の海岸植生（重要な自然） 〔特定植物群落〕 雄島の照葉樹林、東尋坊付近の海岸植生	〔福井県すぐれた自然〕 三里浜の砂丘植生（重要な植生） 〔特定植物群落〕 三里浜の砂丘植生	〔福井県すぐれた自然〕 御嶽山のスダジイ林、越前海岸のスイセン（重要な植物群落）
		海浜植生の分布	海浜植生が部分的に分布	崖海岸の上部には照葉樹林が分布。	三里浜の砂浜海岸には部分的に海浜植生が分布。自然の砂丘植生は徐々に消失しつつある。	部分的にある砂浜海岸では、海浜植生が見られる。
		藻場の分布	砂浜海岸であるため藻場は存在しない。	ほぼ全域に藻場が分布し、緑藻類、褐藻類、紅藻類等の海藻が見られる。	藻場は存在しない。	ほぼ全域に藻場が分布し、緑藻類、褐藻類、紅藻類等の海藻が見られる。
		法規制区域の指定	・越前加賀海岸国定公園（全域） ・保安林（海岸背後の森林）	・越前加賀海岸国定公園（全域） ・特別保護地区（雄島・東尋坊一帯） ・保安林、鳥獣保護区（海岸背後の森林） ・国指定の史跡・名勝・天然記念物（丸岡藩砲台跡、東尋坊）	・越前加賀海岸国定公園（福井港海岸を除く全域） ・保安林（海岸背後の森林）	・越前加賀海岸国定公園（全域） ・保安林（海岸背後の森林、部分的）
	人に自然環境が影響する	ごみの発生状況	・漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。	・漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。	・漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。	・漂着ごみを含め、ごみの散乱が見られる。 ・流入河川による局所的な水質汚濁が生じている。
		海岸愛護活動の状況	・海岸清掃が定期的に行われている。	・海岸清掃が定期的に行われている。	・海岸清掃が定期的に行われている。	・海岸清掃が定期的に行われている。
	海岸地形・海岸景観	優れた景観の指定分布	〔福井県すぐれた自然〕 弁天岬、浜地海岸（地形・地質） 〔福井県のすぐれた景観〕 波松海岸	〔ふるさと福井の自然100選〕 越前松島、雄島、東尋坊 〔福井県のすぐれた景観〕 東尋坊・雄島・越前松島 〔環境庁・自然景観資源〕 越前松島、雄島、東尋坊 〔国指定の史跡・名勝・天然記念物〕 丸岡藩砲台跡、東尋坊	〔福井県すぐれた自然〕 浜住海岸（地形・地質）、福井新港とその周辺（鳥獣） 〔福井県のすぐれた景観〕 三里浜 〔環境庁・自然景観資源〕 浜住海岸 〔ふるさと福井の自然100選〕 浜住海岸	〔福井県すぐれた自然〕 白浜～鮎川海岸、小丹生海岸、茱崎海岸等（地形・地質） 〔福井県のすぐれた景観〕 鷹巣海岸・亀島・鉾島、小丹生海岸、弁慶の洗濯岩、越前海岸・越前岬・呼鳥門 〔環境庁・自然景観資源〕 弁慶の洗濯板、足見滝等〔ふるさと福井の自然100選〕 亀島、鉾島、小丹生海岸・弁慶の洗濯板、越前夫婦岩一帯、水仙群生地等
		海岸景観の状況	細かい砂と直線的な海岸線形状が特徴的な、優れた景観を有する砂浜海岸である。背後にマツを主体とする保安林が続き、治山施設が海岸線に築設されている。	優れた景観の岩礁海岸が連続している区間であり、海岸線沿いに遊歩道も整備されており、観光資源にもなっている	砂浜海岸はでは春から夏にかけて一面に草花が咲く海岸砂丘の景観が貴重なものになっている。	小さな島や奇岩が特徴的な岩礁海岸は、優れた景観を呈しており、観光資源としても海岸景観の価値は非常に高い。しかし、海岸保全施設の消波ブロックが景観を阻害している箇所も少ない。
地域毎懇談会における住民意見			○ごみのマナーについて積極的な広報活動を行う必要がある。 ○学校の総合学習の時間に海岸ごみについて学んでいる。	○東尋坊や米ヶ脇では最近ごみがひどい。県の管轄部署を明確にして欲しい。 ○漂着ごみの処理に対し県に協力してもらいたい。 ○ごみ処理の官民の協力体制を計画に盛り込むべきである。 ○モラルの向上について県の協力を期待する。 ○最近、海岸の底質が泥質化している。	○三国サンセットビーチに外国文字と「硫化水素」と書かれたポリ容器が大量に流れていた。劇物なのでボランティアだけでは対処できない。行政と民間がタイアップして処理できないか。地域としても協力する用意がある。 ○三里浜の貴重な植物を残したい。	○集めた海岸ごみの処分が問題となっている。 ○汚水の流入が浅海養殖に悪影響を及ぼしている（越廼村・越前町）。 ○岩礁が砂に覆われたため、海藻が少なくなった。 ○放流が盛んに行われているが、在来種が育たない現状は疑問に思う。 ○学校で「ふるさとの海岸を残してほしい」との要望が聞かれる。岸近くにコンクリートを積み上げることは極力避けることを検討してもらいたい。離岸堤だけでなんとかならないか。
ゾーンにおける環境面の課題			〔生活環境〕 海岸ごみの発生の抑制、回収・処分体制の確立など 〔景観〕 優れた砂浜景観の保全と維持	〔生物環境〕 背後地の生物生息環境の保全 〔生活環境〕 漂着ごみへの対応、漁港などの入江の水質確保 〔景観〕 岩礁海岸の優れた景観の保全	〔生物環境〕 開発計画のない区間における三里浜砂丘の植生とその生息条件の保全、福井港背後の野鳥休憩地の保全 〔生活環境〕 うるおいのある住環境の創出、沿岸の水質の保全、海岸ごみ発生の抑制および回収・処分体制の確立など 〔景観〕 優れた海岸砂丘景観や砂浜景観の保全	〔生物環境〕 浅海生物環境の維持保全、消失した海岸植生の復活等による豊かな生物生息環境の保全 〔生活環境〕 うるおいのある住環境の創出、沿岸の水質の保全、海岸ごみの発生の抑制および、回収・処分体制の確立など 〔景観〕 越前海岸等の優れた岩礁海岸景観の保全

■ ゾーンごとの適正な利用に関する課題

ゾーン名			芦原・三国海浜ゾーン	越前松島・東尋坊ゾーン	テクノポート・三里浜ゾーン	越前海岸ゾーン
現況および問題点	海岸整備と背後の土地利用	土 地 利 用 状 況 と 施 設 の 配 置	浜地海岸を除き、背後に平地がほとんどなく、台地の上部はゴルフ場、集落、テーマパーク、農地などに利用されている。 海に面した砂質の台地斜面は保安林に植栽され、斜面の崩壊を食いとめる努力がなされている。海岸沿いには保安林管理用道路がある。 浜地海岸は海水浴場になっており、背後にはドライブイン等が散在する。	越前松島、東尋坊一帯、雄島一帯は、海浜自然公園・海浜遊歩道が整備されている。幹線道路は、半島のたもとを横断しており、分岐した車道によって半島内の崖と木立の中の道路を周遊できる。ロードサイドには宿泊施設やレストラン等が散在する。ただし南西側は崖のため海岸へ下りることは大部分で難しくなっている。半島の北側は緩やかな斜面であり、海岸遊歩道によって水際線に容易に近づくことができる。東尋坊・越前松島、雄島等を擁し、周遊観光の拠点地区ともなっている。 〔施設〕海岸遊歩道（下の欄参照）、海浜自然公園、国民休暇村、越前松島水族館（三国町）	九頭竜川河口部右岸側は、海運基地として栄えた歴史を持ち、現在でも人口密度は非常に高い。前面には三国サンセットビーチがひろがり、海水浴客でにぎわう。左岸側は、福井港・石油備蓄基地として利用されている。この海岸付近には一般人は立ち入りができなくなっている。浜住海岸は、加越沿岸では最も入込み客数の多い海水浴場となっている。 〔施設〕三国温泉ゆあぼ〜と、みくに文化未来館、みくに龍翔館、テクノポート福井総合公園、臨海中央公園（三国町）	集落は、そのほとんどが山と海の間の狭い平野部に存在する。このあたりは、越前海岸と呼ばれる海岸が一連の景勝地になっている地域であり、海岸付近には公共・民間の観光施設も多い。 国道が生活環境である海と集落の間を貫いており、従前の生活空間を分断している。 〔施設〕鷹巣遊歩道、国民宿舎鷹巣荘（福井市）江津浦海浜公園、ハツ俣自然歩道、水仙ミュージアム（水仙資料館（越廼村）、越前岬水仙ランド（越前町）
		関 連 計 画 の 有 無	○海岸防災林造成事業（県）により海岸に突堤を設置して森林を造成、侵食防止、潮害等を防ぐため整備中。 ○国民参加の森林づくり（林野庁）背後の国有林を「ふれあいの森」としボランティア等へのフィールド提供を行い、国民参加の森づくりを推進。	○自然学習歩道整備事業：県の事業で情報発信と自然学習施設として既存の海浜遊歩道を整備予定（荒磯遊歩道、雄島自然研究路、ニの浜遊歩道、越前松島自然探勝路、三国町海浜自然公園内遊歩道、の延長計7.3km）	○福井港港湾計画 ○テクノポート福井基本計画 ○福井港振興ビジョン	○「福井市都市計画マスタープラン：風光明媚な越前海岸を水や緑に親しむレクリエーション拠点・主要な観光地として整備、アクセス条件の向上を図る ○「豊かな海辺づくり計画」（鮎川海岸） ○「水仙の里」としての地域振興：「第1回水仙サミット」平成5年、「1996世界水仙会議・越廼」平成8年開催
	海浜へのアクセス	立地条件	波松海岸へは国道305号から波松集落経由で海岸に出られるが、狭隘でわかりにくい。浜地海岸には、主要地方道三国東尋坊芦原線で容易にアクセスできる。	主要地方道三国東尋坊芦原線が、ゾーンの海岸周囲を走り、容易にアクセスできる。	サンセットビーチへは主要地方道三国・東尋坊・芦原線で容易にアクセスできる。浜住海岸へは国道305号からバイパス道路で容易にアクセスできる。	各海岸へは直背後を通る国道305号によって容易にアクセスできる。
		海 岸 へ の ア ク セ ス	浜地海水浴場を除き、侵入路がほとんどないこと、および海岸沿いの保安林管理用道路は、管理者以外通行禁止となっている。	南西側は崖海岸であり、海へのアクセスはできない。一方北側は、標高が低く、歩道も整備されており、海へのアクセスは一般的に容易。	浜住海岸、サンセットビーチへのアクセスは特に問題はない。北側の福井港海岸の背後は、安全面から一般の利用は制限されている。	国道で海沿いを快適に移動できるが、駐車場がある場所以外に車を止めることは危険であるため、自由にアクセスできる海辺は限られている。
		駐 車 場 の 設 置	浜地海岸を除き、駐車場等はない。	周遊観光地として有名なゾーンであり、駐車場は比較的整備されている。	サンセットビーチ、浜住海岸に駐車場が整備されている。	海岸沿いの主な観光スポットに整備されている。
	海岸における快適性・利便性	多 様 な 海 浜 ・ 海 域 の 利 用	海水浴（浜地海岸の海水浴客数：約6.2万人〔平成13年度〕）、釣り、サーフィンなどが行われている。	周遊観光の他には、釣りの利用がある。海岸利用者がごみ等を残していくことに対して住民の間で不満がある。	海水浴（サンセットビーチの海水浴客数：6.7万人、浜住海岸は11.7万人〔平成13年度〕）、釣り、マリンスポーツの利用がある。九頭竜川河口にはマリナーがある。	海水浴（鮎川海岸の利用者数：約3.5万人、越廼村の海岸利用者数約8.3万人〔平成13年度〕）、釣り、マリンスポーツの利用がある。 漁村は、家屋が密集していて地域住民のための公共利用の場が少ない。
		観 光 資 源	波松海岸には砂浜の他に観光資源はない。浜地海岸にはドライブイン、レストラン、宿泊施設等がある。	周遊道路である主要地方道三国・東尋坊・芦原線沿線にはドライブイン、レストラン、宿泊施設等が散在する。	サンセットビーチおよび浜住海岸背後には食堂、宿泊施設等が多い。	ゾーン内のほぼ全線にわたり海岸沿いを走る国道305号線は周遊観光道路になっており、沿線にはドライブイン、レストラン、宿泊施設等が散在する。
		利 便 施 設 そ の 他 の 設 置 状 況	汀線方向の移動路はなく、浜地海岸を除き、トイレなどはない。	海浜遊歩道、展望台、オブジェ、海浜自然公園、歌碑、駐車場、トイレ等が整備されており、ミニビジターセンターも整備される予定であり、周遊目的の利用者にとって利便施設に不足はない。	海水浴場には、トイレ等が設置されている。夏場には海の家が設置されるため、海水浴客の利便施設は用意されている。	海水浴場や観光スポット付近にはトイレ等利便施設が整備されている。
		海 岸 利 用 の 基 盤	波松海岸は砂浜の勾配が急なため、海水浴はできない。浜地海岸は海水浴場として整備されている。	岩礁の景勝地が、周遊観光ルートとして定着しており、施設も充実している。海岸沿いの遊歩道からの海岸景観が観光の基盤となっている。	サンセットビーチおよび浜住海岸の砂浜が海水浴場として利用可能であり、浜住海水浴場に隣接する岩礁海岸の景観が観光の基盤となっている。	亀島、鉾島、弁慶の洗濯岩、呼鳥門、越前岬などが連続した岩礁景観および鮎川海岸、蒲生海岸の砂浜における海水浴場が観光の基盤となっている。
地域毎懇談会における住民意見			○離岸堤ができると浜地で行われている観光地引き網ができなくなる。 ○海岸観光資源としての活用を期待する。 ○海は急に深くなるので現在は遊泳禁止。 ○浜へのアクセスが悪く、駐車場もない。管理用道路を利用したい。	○なぎさで子供が遊ばなくなった。現在はごみ拾いくらいしか、子供と海の接点がない。	○三里浜の離岸堤は景観的に非常に問題があると認識しており、なんとか人工リーフに変更してもらいたい。	○こどもの遊べるなぎさを残したい。親水と防護を両方活かせる工法の実施を望む。 ○漁港に木を植えるなど、漁港を公園化したような海岸施設の整備を希望する。漁港は漁師だけのものではない。 ○トイレがないので釣り客がふん便を残していく。地区内の道路に構わず駐車するので、地区は非常に迷惑している。トイレの設置、駐車制限の実施を望む（鷹巣）。漁港内への釣人の不法駐車により、業務へ支障がある。 ○護岸ができてから返す波によって海が深くなり、ウニ・サザエの生息場所が少なくなってしまった。県に対処の智慧をもらいたい。最近是在来種が育たずに、放流ものしか育たない。県は関係各課と連携して良い海岸整備の答えを提示して欲しい。
ゾーンにおける利用面の課題			・芦原町の今後の振興策との連携し、今後想定される多様な海岸利用の調整を図ることが必要。 ・ごみの放置対応策として利用マナーの向上に向けた啓発活動の推進が必要。	・観光地の海岸として、利用マナーの向上や、景観の悪化防止を図る啓発活動の推進が必要。	・健全で快適な海岸利用の推進に向け、利用マナーの向上を図る啓発活動の推進が必要。 ・福井市に近い海水浴場として価値は高いことから、利便性および環境・景観が貴重であることから質の高い整備を推進することが必要。	・海と密接な関係にある人々の生活空間・憩いの場所としての海岸空間の保全・創造に配慮しながら施設整備を行うことが必要。 ・多様な利用の自主的な調整、および利用マナーの向上を図るための啓発活動を推進する必要がある。 ・快適な海辺の形成に向け、トイレなどの利便施設の充実を図ることが必要。

2. 1. 5 沿岸の問題点・課題のまとめ

防護の課題

侵食対策が必要な区域
越波対策が必要な区域

環境の課題

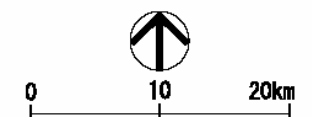
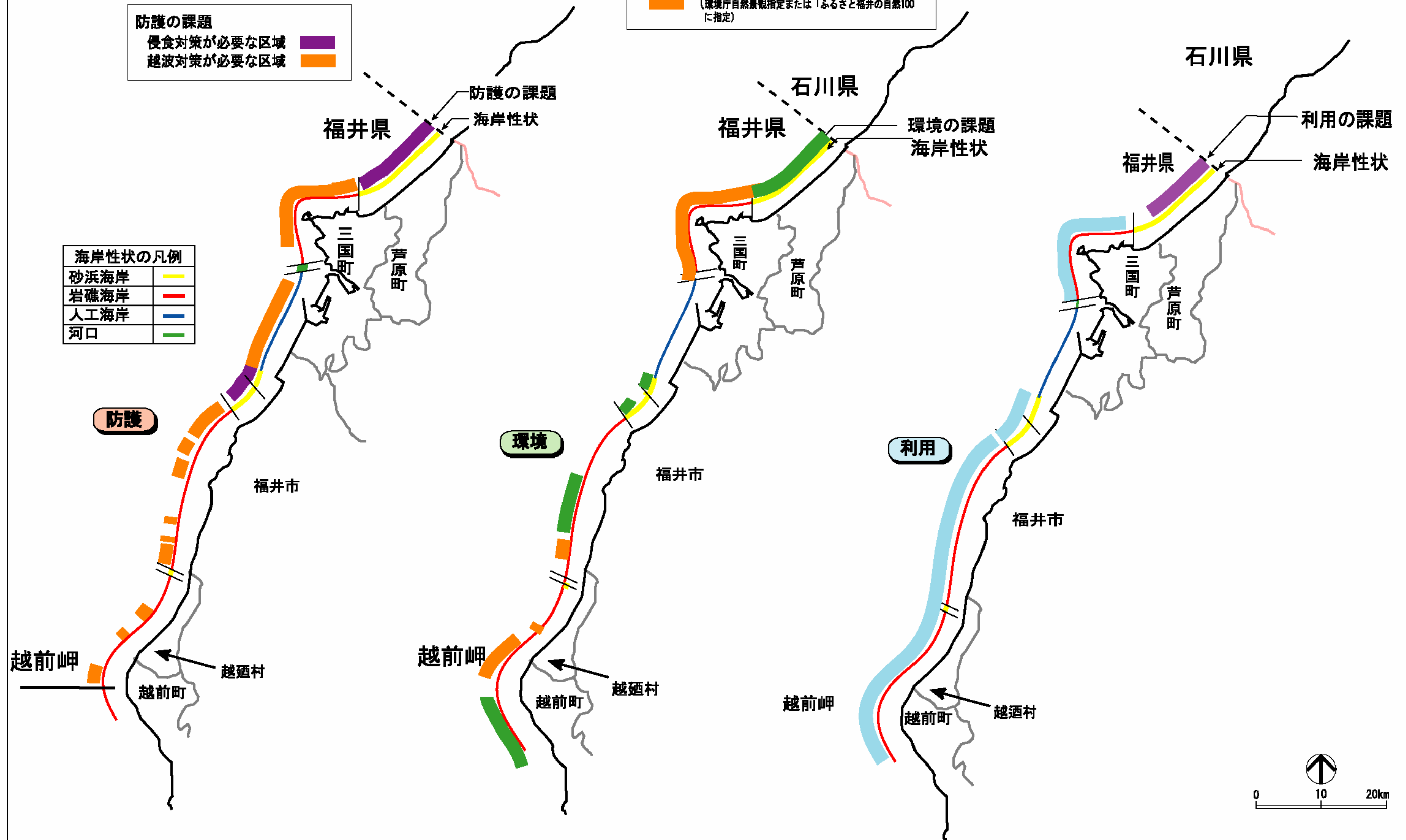
生物生息環境の保全が必要な区域
(福井県または国指定の重要な動植物が確認できる区域)

自然景観の保全が必要な区域
(環境庁自然景観指定または「ふるさと福井の自然100」に指定)

利用の課題

海岸へのアクセスが難しい区域
保全と利用の共生が特に必要な区域

海岸性状の凡例	
砂浜海岸	黄色
岩礁海岸	赤色
人工海岸	青色
河口	緑色



2. 2 海岸保全の方向および施策

“美しく、安全で、いきいきした福井県の海岸を次世代へ継承していくために”

国が示した「海岸保全基本方針」は、都道府県知事が基本計画を策定する際に踏まえるべき方針であるが、その冒頭の「海岸の保全に関する基本的な理念」の項に、**安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている**、とある。

この方針を踏まえ、加越沿岸の特性を考慮し、長期的な海岸の在りかたを、海岸保全の方向として以下に提案する。さらに、この長期的な在り方として描かれる加越沿岸の将来像を実現するために当面実施していく防護・環境・利用の施策、および海岸保全の方向の実現にむけて設定される防護の目標を示す。

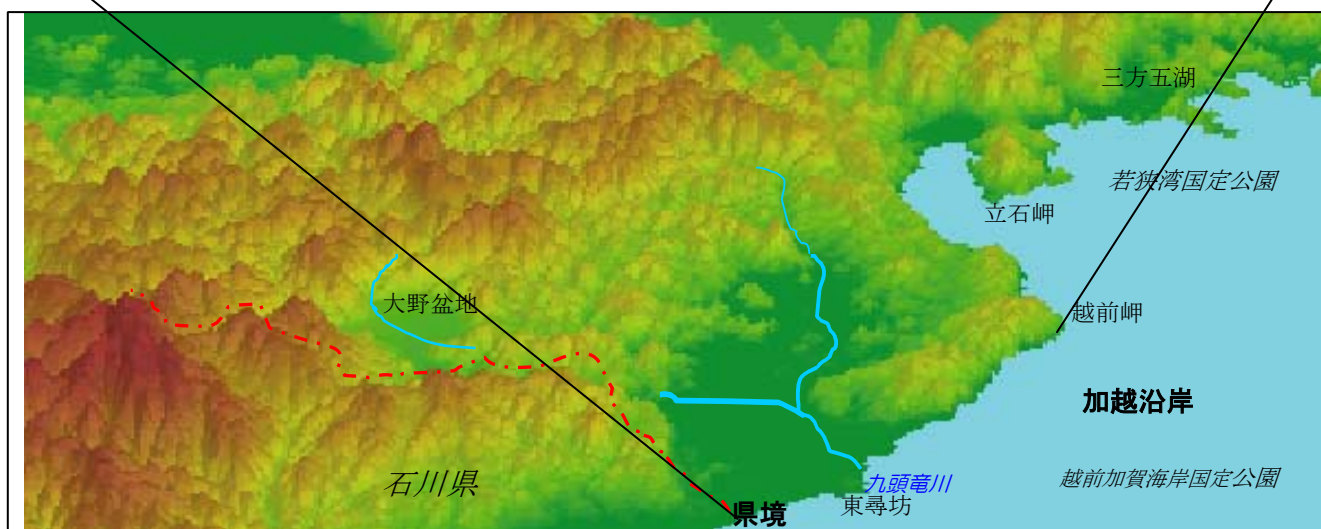
2. 2. 1 海岸保全の方向

個性ある景観と多様な生態系を育む加越沿岸の保全・再生と

地域の文化を継承し新たな交流と活力を培う海岸づくり

・加越沿岸においては、美しく自然豊かな日本海が創り出した勇壮な景勝を誇る岩礁海岸の保全や、天然の防災機能を有し多様な生態系の重要な生息・生育環境となっている砂浜の保全・回復によって安全で豊かな海岸づくりを図ります。

・また、海岸は、地域の環境と郷土を形づくり、さらに地域内外の交流の場ともなっていることから、加越沿岸が有する貴重な自然や景観、地域で育まれる文化を財産として、その保全に取り組みます。



2. 2. 2 加越沿岸の海岸防護の目標

(1) 防護すべき地域

加越沿岸海岸保全基本計画の対象区間である石川県境から越前岬に至る区間の内、侵食、越波、浸水等の危険性のある海岸を防護の対象区域とする。

(2) 防護水準

冬季風浪は、広範囲にわたり長時間吹き続ける特性を有しており、近年においても加越沿岸においては、様々な被害が発生している。また、冬季のみではなく、過去には台風の来襲や低気圧の通過による被害も福井県の海岸一帯で発生している。このため、冬季風浪や台風、低気圧等により想定される越波や浸水の被害に対して、集落や農地、道路等の背後地利用や、漁港、港湾、石油備蓄基地等の海岸利用など、海岸部の土地利用等の状況に応じて背後地を適切に防護する。

砂浜の侵食が進行している海岸においては、現状の砂浜を保全することを基本的な目標とするが、砂浜は、越波や浸水の被害を防止する効果を有していることから、必要に応じて砂浜の回復を図る。

なお、海岸保全施設については、侵食、越波、浸水等による被害状況および海岸域の整備計画の熟度に応じて適切に整備を進めていくものとする。



福井港海岸
における越波状況

2. 2. 3 防護・環境・利用に関する施策

(1) 海岸の防護に関する施策

～低地における越波・越流対策～

- ① 海岸保全施設による越波・越流に対する防護効果の向上
局地的な低地における高波浪による越波・越流に対し、沖合施設と組み合わせるなど、より効果的な工法の採用を図り、越波・越流被害を防止する。
- ② 自然の防災機能の活用
砂浜のもつ「自然の消波機能」を活用した効果的な海岸保全の検討を行う。
- ③ 防災・避難体制の整備
高波浪や津波に対して、安全で迅速な避難ができる体制を整備するため、ソフト対策の充実を図る。

～海岸侵食への対応～

- ④ 砂浜の保全・回復
砂浜海岸では、高波浪による侵食や沿岸漂砂による汀線形状の変化によって砂浜幅が狭くなっている海岸については、現状の砂浜の保全を図るとともに、必要に応じて養浜等の面的防護方式により、砂浜の回復を図る。
- ⑤ 総合的な土砂管理への取り組み
海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、山から海までを含めた河川流域を一貫した流砂系ととらえて、関係機関と連携を図りつつ土砂を総合的に管理する方策への取り組みを行う。
- ⑥ 沿岸域漂砂の連続性と動向を勘案
砂の移動する範囲全体において、土砂収支の現況を踏まえ、沿岸域漂砂の連続的な移動に配慮し、広域的な視点に立った対応を適切に行う。また、各砂浜海岸特有の砂の動向や隣接する地域への影響を勘案して適切な施設配置を行う。

～海岸保全施設の機能維持～

⑦ 海岸保全施設の機能維持

現況の海岸保全施設の中には整備後 30 年以上を経過しているものも含まれており、今後、施設の老朽化や機能の低下等への対応が必要となってくる。そのため、海岸保全施設の適切な維持管理を行い、既存施設の耐久性の向上および機能維持に努める。

～侵食や越波・越流状況の把握～

⑧ 侵食や越波・越流状況の把握

侵食や越波・越流がある海岸については、海岸保全対策の基礎資料となるデータ収集に努める。

低地における越波対策



海岸侵食への対応

(居倉海岸)



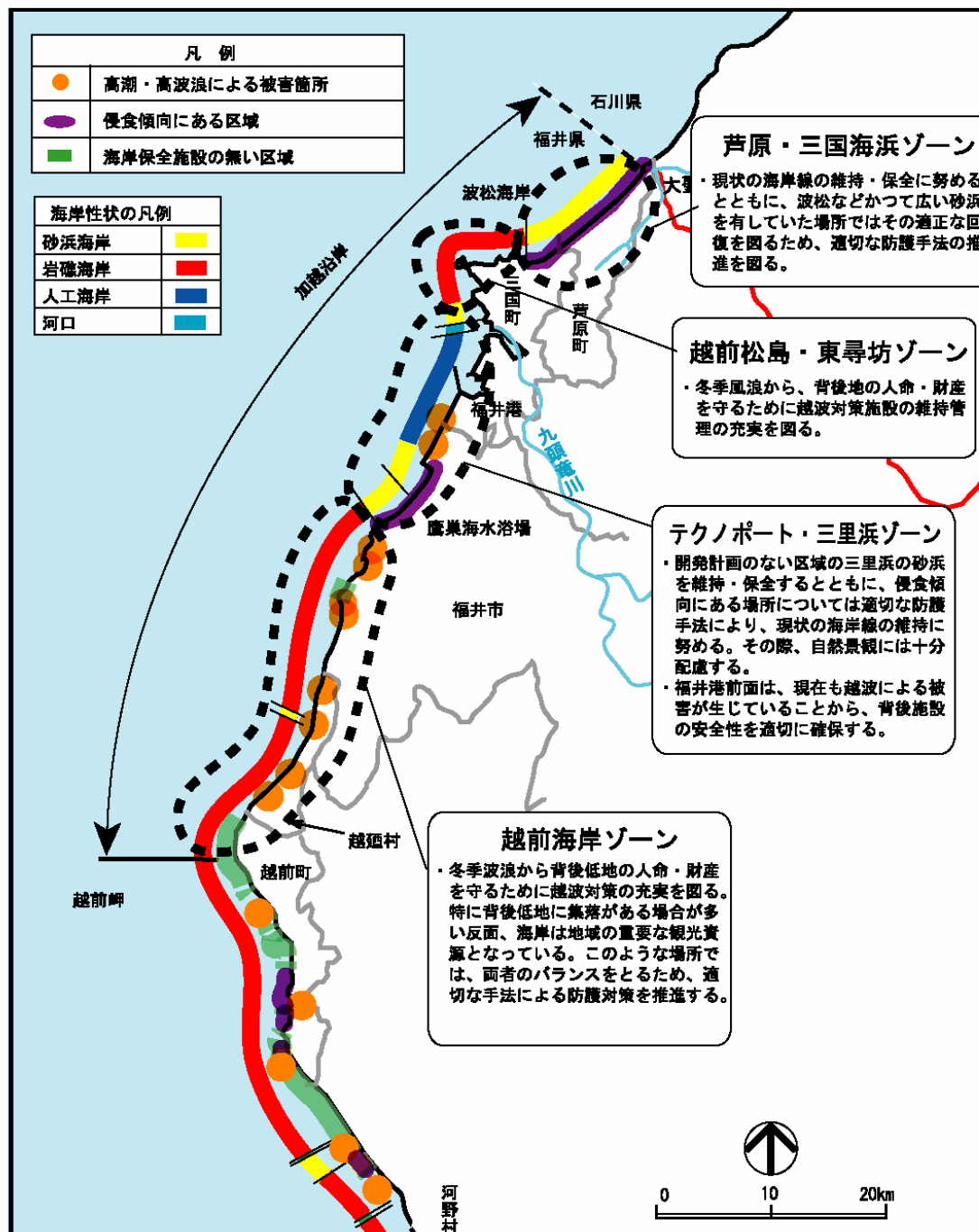
(浜地海岸)

海岸侵食への対応としてモニタリングが必要な海岸



(波松海岸)

防護施策図



(2) 海岸環境の保全に関する施策

～生物の生育および生息環境への配慮～

① 海岸域における貴重種を含む植物群落等の生育環境への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜、砂丘を有する汀線近くのハマヒルガオ、コウボウムギーハマニガナ群落やケカモノハシ・オニシバ群落などの貴重な海岸植生およびその生育環境の保全に配慮する。

② 海岸域における貴重種を含む動物の生息環境への配慮

岩礁海岸ではイソヒヨドリ、ウミネコ、カモメ、ウミウ等の鳥類やオガサワラチャイロカミキリを始めとする昆虫類等多様性に富んでいる。三里浜等の砂浜ではコチドリ、ハマシギ等の鳥類やキアシハナダカバチモドキをはじめとする昆虫類等の多様性に富む生物が生息していることから、海岸保全施設の整備に当たっては、これらの生息環境に配慮する。

③ 海岸域における藻場の保全と藻の育成環境への配慮

砂浜部を除く加越沿岸のほぼ全域で藻場の分布が確認されている。藻場は魚介類等の産卵・生育空間でもあることから、海岸保全施設の整備に当たっては、藻場の保全と藻の育成環境に配慮する。

～良好な海岸景観の保全～

④ 岩礁・断崖等の良好な自然景観への配慮

東尋坊一帯をはじめ白浜～鮎川海岸、小丹生海岸等に見られる地形・地質的に貴重な柱状節理、海食岩等の自然景観は名勝として知られ、また、雄島の西海岸に発達する板状節理などの景観は越前加賀海岸国定公園の特別保護地区に指定されている。海岸保全施設の整備に当たっては、これら良好な自然景観の保全に配慮する。

⑤ 砂浜、海岸林が一体となった自然景観への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、浜地、浜住等の砂浜や海岸林のそれぞれの景観、さらにそれらが創り出す一体的な自然の海岸景観の保全に配慮する。

～自然環境に対する人為的影響の緩和～

⑥ 自然環境に対する人為的影響の緩和

豊かな海岸環境の適切な保全のため、砂浜への車両の乗入れやごみの散乱、不法投棄等による人為的な影響の抑制方法を検討する。

⑦ 油流出事故などへの適切な対応

油流出事故など、突発的に生じる環境への影響に適切に対応する。

⑧ 環境教育への活用

多様な生物が生息し、豊かな自然環境を形成している海岸を、生物の多様性や生態系等をテーマとして、自然と触れあうことができる環境教育の場として利用し、海岸環境と人間のより良い関わり方の啓発に努める。

～砂浜の持つ多様な機能の保全・回復～

⑨ 砂浜の持つ多様な機能の保全・回復への対応

砂浜は微生物や曝気効果による海水浄化効果を持つとともに、多様な生物の生息

環境でもある。そのため、海岸保全施設の整備に当たっては、砂浜の持つ多様な機

能に配慮し、砂浜の保全・回復を図る。

砂丘植生



ハマヒルガオ



ハマハタザオ

ハマシギ

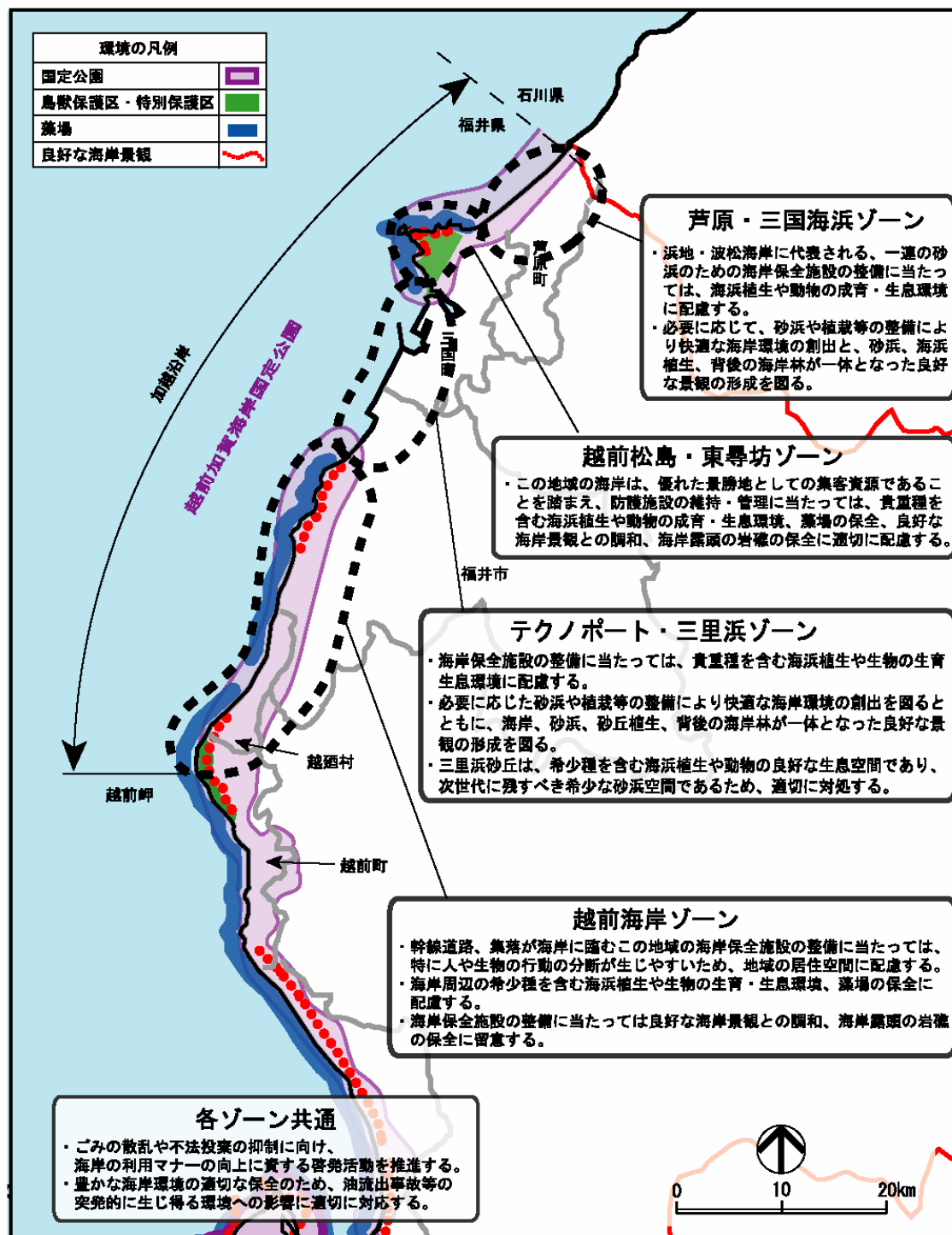
(三里浜)



海岸に散乱するごみ



環境施策図



(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する施策

～周囲と調和した海岸の整備～

① まちづくりとの連携

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸背後の集落、農地等の土地利用、漁業活動状況、観光レクリエーション利用状況、道路網の整備状況、市町村の地域整備計画など、まちづくりの動向を踏まえ、それらとの連携により相乗効果が期待される整備を図る。またその際には、地域住民の意見に十分配慮する。

～海辺における快適性・利便性の向上～

② 水際線や前浜へのアクセスの確保

誰もが利用しやすく、海と触れあえる海岸を目指し、必要性に応じて、階段やスロープ等の設置を推進し、アクセスの向上を図る。

③ 多様な海岸利用への配慮

海岸保全施設の整備に当たっては、海岸域一帯における漁業活動や釣り、海水浴やマリンスポーツ、また海岸で行われる祭りなどの各種行事等の多様な利用に配慮する。

④ 快適な海岸利用に資する施設整備

快適な海岸利用に資するため、必要に応じ関係機関と連携し海岸利用者、地域住民の意見を反映させた利便施設の整備を推進する。

⑤ 多様化した海岸利用の調整と利用マナーの向上への対応

海岸利用の多様化に伴い、海岸環境や地域利用の調整が必要な場合には、市町村、地域住民、利用者による海岸利用のルールづくりを支援する。また、海水浴、釣り、マリンスポーツなどの、海岸利用に対してマナーの向上の啓発活動を行い、海岸愛護思想の普及に努める。

⑥ 高齢者、障害者等への配慮

高齢者、障害者等のハンディキャップを持った人々が安全に海辺に近づき、身近に自然に触れることができるように、海岸施設の整備に当たっては、バリアフリー化を推進する。

⑦ 海岸に関する情報の発信

多様な海岸利用に対応するために、報道機関などの協力やインターネット、ポスターなど様々な手段を用いて、海岸に関する情報（海岸利便施設の状況、海岸へのアクセス、海岸でのイベント等）の発信を積極的に推進する。

～海岸愛護思想の普及～

⑧ 海岸の利用や地域活動を通じた海岸愛護思想の普及

海岸利用のマナー向上のために、関係機関と協力し、ボランティア活動としての海岸清掃や環境教育の充実によって、海岸愛護思想の普及を図る。

海岸沿いの施設



（越廼村：越前水仙の里公園）

アクセス路の整備



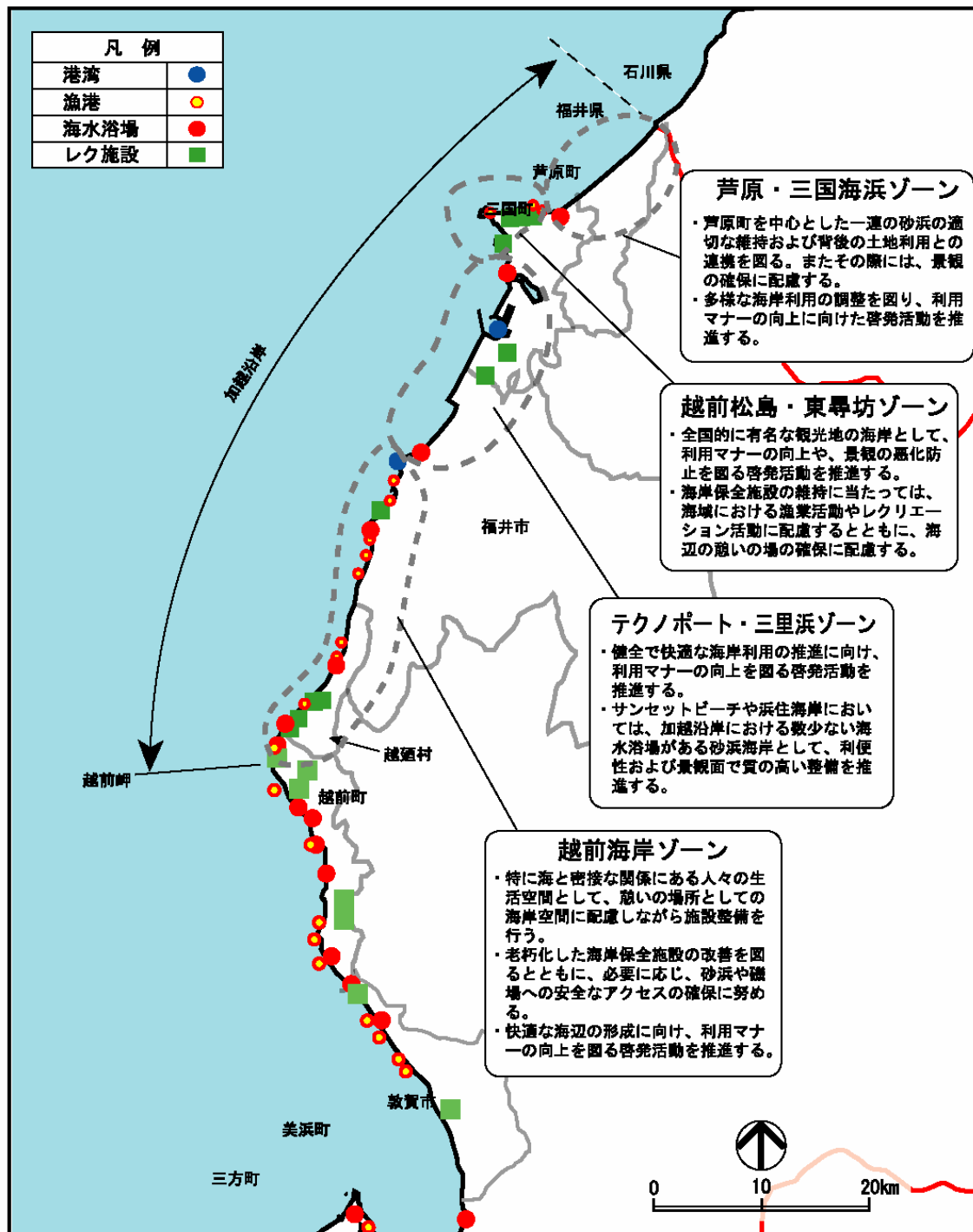
（東尋坊）

海岸の利便施設



（浜住海岸）

利用施策図



3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

3. 1 海岸保全施設の整備の考え方

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関する基本的な事項として、今後の海岸保全施設の整備を進めていく区域について、ハード面における対応を以下に示す。なお、整備をしようとする区域における海岸保全施設の整備の方向性については、各ゾーン毎に設定された「防護」、「環境」、「利用」の各施策を踏まえて決定する。

3. 1. 1 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域については、従来の長期計画区域、地元からの要望箇所についてそれぞれ下記の評価項目により検討を加え、防護機能の不足している区域を設定する。

整備しようとする区域の設定に関する評価項目

現状把握事項	海岸保全の問題点・課題点		評価項目
海岸線の現状 ・砂浜海岸における汀線変化 ・海岸の地形・生成過程 ・沿岸の風・波・流れ	○ 海岸侵食への対応	・砂浜の保全・回復 ・総合的な土砂管理との連携 ・沿岸漂砂の連続性の確保	・汀線の侵食堆積状況 ・現況の平均的な浜幅 ・海岸地形等 ・漂砂移動の特性
高波浪の防護状況 ・海岸保全施設の整備状況 ・背後地の状況	○ 高波浪への対応	・海岸保全施設による防護効果の確保 ・砂浜の防災機能の活用 ・防災および避難体制の確立	・平均的な海底勾配（水深0～20m） ・局所的な波高の増大 ・現況の平均的な浜幅 ・背後地の地盤高および低平地の広さ ・海岸保全施設整備の進捗状況 ・海岸保全施設の被災状況
背後地の土地利用	—	—	・背後の土地利用

3. 1. 2 海岸保全施設の種類・規模・配置

海岸保全施設の種類・規模・配置については、海岸保全施設を整備しようとする区域において、防護・環境・利用の整備の方向性を踏まえて適切に設定する。

3. 1. 3 海岸保全施設による受益の地域とその状況

海岸保全施設を整備しようとする区域については、背後の土地利用状況およびその受益地域を示す。

3. 2 海岸保全施設の整備内容

整備を必要とする区域における海岸保全施設の整備内容（整備の方向性、施設の種類、規模、受益地域の状況、位置など）を示す。

3. 2. 1 海岸保全施設の整備内容一覧

ゾーン名	市町村名	海岸名	所管	県の担当課	海岸保全 区域延長	規模	施設の種類	整備の方向性		利用面	受益の地域
								防護面	環境面		
芦原・三 国海浜 ゾーン	芦原町 三国町	一般公共海 岸（披松）	国土交通省 河川局	砂防課	—	L=8,110m	侵食対策施設	海岸性状) 砂浜海岸 状況 背後は台地斜面であり、保安林によって台地斜面を維持している。	○優れた自然景観の保持に努める。 ○地質学的に重要な露頭（下記）の保全に対する適切な配慮。 県指定：保全すべき優れた自然）浜地 城新田・みどりの広場下）の始良火山灰層 地形地質）	○多様な海岸利用への配慮に努める。	住宅地、農用地、ゴルフ場・テーマパーク（何れも台地上部）
								○背後の波松集落直下の砂浜幅を確保することによって消波効果を増進し、背後地の安定を図る。			
越前松 島・東尋 坊ゾーン	三国町	—	—	—	—	—	—	海岸性状) 岩礁海岸 ○既存施設の適切な管理により背後地の安全性を確保する。	○優れた自然景観、生物生息環境の保持に努める。	○観光地の海岸として望ましい状態を維持するために利用マナーの向上や、景観保全のための啓発活動を推進する。	—
テクノ ポート・ 三里浜 ゾーン	三国町 福井市	福井港海岸	国土交通省 港湾局	港湾課	L=6,660m	L=4,154m	越波対策施設	海岸性状) 大部分は埋立地の直立護岸である。冬季風浪により護岸施設が被災し、管理用道路の陥没が生じている。 ○背後施設の重要性を踏まえ、防護対策を厳重に行っている。	○福井港背後に残存する生物生息環境の維持に対する適切な対策を推進する。 県指定：保全すべき優れた自然）福井新港とその周辺 鳥獣の重要な生息地）	（一般の立ち入りは禁止している）	福井港、福井火力発電所、石油備蓄基地、その他工業団地施設
	福井市	浜住海岸	国土交通省 河川局	砂防課	L=1,950m	L=1,950m	侵食対策施設	海岸性状) 砂浜海岸、砂浜幅 50～120m ○基本的には侵食傾向にあるが、離岸堤によって汀線は維持されている。海岸の南西端付近では逆に砂の堆積がみられる。 ○背後の浜住の集落は標高が約5m前後と低いため、砂浜幅を適切に維持することによって高波に対する安全性を確保する。 ○冬季は飛砂、飛沫が常に襲うためこれらの災害に対して適切な対応を推進する。	○岩礁、岩礁植生、砂浜が一体となって優れた景観を呈しているため、これらに配慮した景観形成を推進する。 ○三里浜砂丘の貴重な生物環境を保全するため適切に対処する。 県指定：保全すべき優れた自然）三里浜砂丘植物群落（植生）、エゾエンマコオロギ（昆虫）、ヤマトバツタ（昆虫）、キアシハナダカバチモドキ（昆虫）、和布～浜住海岸の火山岩類と第四系 地形地質）		
越前海 岸ゾーン	福井市	長橋海岸	国土交通省 河川局	砂防課	L=668m	L=100m	越波対策施設	海岸性状) 岩礁海岸 ○背後の住宅地と長橋小学校、幹線道路(国道305号線)の安全性を確保する。	○景観の保全に配慮する。	○小学校の児童や地域住民の誰もが安全に海に近づいて自然と触れ合えることができるように配慮する。	住宅地、小学校
	福井市	鮎川海岸	国土交通省 河川局	砂防課	L=600m	L=500m	越波対策施設	海岸性状) 岩礁海岸背後に密集する住宅地と幹線道路(国道305号)の安全性を確保する。	○防護施設で囲まれた整備区域水域内へ集落からの家庭雑排水の流入があるため、これに適切に対処する。 ○この付近の海岸の化石の保全に配慮する。 ○生物（特に昆虫）の生息環境については西宮蛭子神社の海岸緑地と連携させるなど、減少した海岸植生の回復等により、潤いのある住環境の創出に配慮する。 県指定：保全すべき優れた自然） ○鮎川海岸の岩相層序と化石 地形地質）福井県内で新生代新第三紀中新世の貝の化石がこれほど豊富に産出するのは他地域にみられない。 ○フタイロカミキリモドキ（昆虫類）海岸の照葉樹に生息する。	○鮎川町集落周辺の海岸付近には憩うことができる公共の場所が少ないため、地域の生活空間の確保に留意する。	住宅地
	越廼村	蒲生 第一海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	L=630m	L=630m	侵食対策施設	海岸性状) 砂浜海岸 ○冬季風浪により現防護施設は被害を受けつつあるため、地域住民および海岸利用者の安全性を確保する。	○栄崎や蒲生付近は漁港施設、民家などが密集し、海浜の植生等は減少しているため、自然植生の維持に配慮する。 ○海岸保全施設により、海水が滞留しやすくなるため整備水域および近隣への海の家等からの雑排水流入等に対して適切に対処する。 県指定：保全すべき優れた自然）栄崎の地層、生痕化石、炭酸塩団塊	○観光客だけでなく地域の誰もが安全で快適に利用できる、うるおいのある地域の生活環境と観光拠点としての機能に配慮する	蒲生海水浴場、キャンプ場、発電所、レストラン等
	越廼村	蒲生 第四海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	L=1,183m	L=250m	越波対策施設	海岸性状) 岩礁海岸 ○背後の観光施設駐車場・利用者を対象として冬季風浪に対する安全度の向上を図る	○施設は越前水仙の里公園の景観の維持・調和に配慮する。	○地域住民の憩いの場としての利用にも配慮する。	集客施設（水仙の里公園）
	越廼村	一般公共海 岸（江津浦）	国土交通省 河川局	砂防課	-	L=100m	越波対策施設	海岸性状) 岩礁海岸 ○背後の集落を対象として冬季風浪に対する安全度の向上を図る。	○景観の保全に配慮する。	○景観は観光産業主体の集落の貴重な資源であることから、店・道路からの景観とアクセスに配慮する	小規模集落、海浜公園、遊歩道

3. 2. 2 芦原・三国海浜ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿 岸 名		加越沿岸
ゾ ー ン 名		芦原・三国海浜ゾーン (石川県境～浜地海岸) ～森と浜辺のサンセットゾーン～
背後地の状況		延長約8 kmの砂浜である。背後地は厚い砂地盤の台地であり、台地斜面が海に没入しているため三国町の浜地地区を除き、砂浜背後にはまとまった低地はない。集落（波松地区）は台地の上にある。海岸の砂はきめが細かく、直線的で汀線方向に長い砂浜が良好な景観を構成している。 海に面した砂丘斜面は、崩壊が進んでいたが、現在は保安林が植栽され、斜面の崩壊を食い止める努力がなされている。 海岸へのアクセス道路は少ない。海岸沿いには保安林管理専用道路がある。
整備の必要性および目的		一連の長い砂浜は、侵食傾向が顕著であり、これ以上侵食が進むと砂浜が消失し、背後地への影響も考えられることから、現状の砂浜を維持するとともに必要に応じて侵食が進んでいる部分については砂浜の回復に努める。
施 策	防 護 面	○波松海岸では、砂浜の侵食が著しいため、砂浜の保全・回復を図り、砂浜の持つ消波機能を活用して背後への越波防止を図る。
	環 境 面	○粒径の小さい砂と、長い海岸線、植生を伴う背後斜面によって構成される、優れた自然景観を保持しながら、必要な侵食対策を行っていくことに努める。
	利 用 面	○芦原町や三国町の振興計画と連携し、海岸保全施設の種類等についても、長期的な海岸を付近の地域利用と整合を図るよう努める。その際、地域住民や町の、保全施設とその周辺の管理面における協力の意向等も計画時に聴取し、望ましい維持・運営が行われるように配慮する。
整備計画の方針		○砂浜の生成課程の分析と体系的なモニタリングによって砂浜消失の状況と原因について把握するとともに、費用対効果分析等を行い、抜本的な対策の検討を行い、侵食対策を行う。 ○将来の利用の視点からは芦原町・三国町の良好な砂浜景観は大きな資産であり、地元としては今後この良好な海岸資産を地域振興に活かしたいという希望も持っていることから地域振興と連携に留意する。 ○海岸保全施設の計画・設置に当たっては良好な砂浜海岸とその景観に配慮する。
関連計画の有無		○海岸防災林造成事業（県）海岸に突堤を設置して森林を造成、侵食防止、塩害等を防ぐ。 ○ふれあいの森（林野庁）国有林をフィールドにしてボランティア団体等が「親林活動」をする場に指定する。

(2) 各海岸の整備の方向性

ゾーン名	市町村名	海岸名	所管	県の担当課	施設規模 (m)
芦原・三国海浜 ゾーン	芦原町・三国町	波松海岸	国土交通省 河川局	砂防課	8,110
整備の方向性	防護	〔海岸性状〕 砂浜海岸 ○砂浜幅を確保することによって消波効果を増進し、背後地の安定を図る。			
	環境	○優れた自然景観を保持に努める。 ○地質学的に重要な露頭（下記）の保全に対する適切な配慮。 〔県指定：保全すべき優れた自然〕 ○浜地（城新田・みどりの広場下）の始良火山灰層（地形地質）			
	利用	○多様な海岸利用への配慮に努める。			
施設の種類	侵食対策施設				
受益の地域	〔土地利用〕 住宅地、農用地、ゴルフ場・テーマパーク（何れも台地上部）				

(3) 福井県の保全すべき優れた自然で芦原・三国海浜ゾーン付近に位置する自然一覧

メッシュ*	市町村名	名 称	区 分
538	芦原	弁天岬の水中火砕岩と貝化石	地形地質
539	芦原	ムスジイトトンボ	昆虫
539	芦原	オグマサナエ	昆虫
539	芦原	アオヤンマ	昆虫
539	芦原	トラフトンボ	昆虫
539	芦原	チョウトンボ	昆虫
539	芦原	フクイアナバチ	昆虫
539	芦原	ニッポンハナダカバチ	昆虫
539	芦原	北潟湖のトンボとコウチュウ類	昆虫
539	芦原	北潟湖	地形地質
539	芦原	北潟湖	鳥獣
576	芦原	北潟湖	地形地質
577	芦原	エゾイトトンボ	昆虫
577	芦原	アオモンイトトンボ	昆虫
577	芦原	アオヤンマ	昆虫
577	芦原	チョウトンボ	昆虫
577	芦原	マイコアカネ	昆虫
577	芦原	北潟湖	地形地質
613	芦原	始良火山層	地形地質

*メッシュ番号は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」の位置を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。

加越沿岸 芦原・三国海浜ゾーン

凡例	
種類	現況
突堤	——
導流堤	——
防波堤	——
消波工	●●●●
護岸・堤防	——

港 湾	○
漁 港	○
国定公園	○
蘆 場	○
10m等高線	——
海岸遊歩道	——

所管記号一覧

〔農〕：農林水産省 農村振興局
〔水〕：農林水産省 水産庁
〔河〕：国土交通省 河川局
〔海〕：国土交通省 海洋局

長の担当課

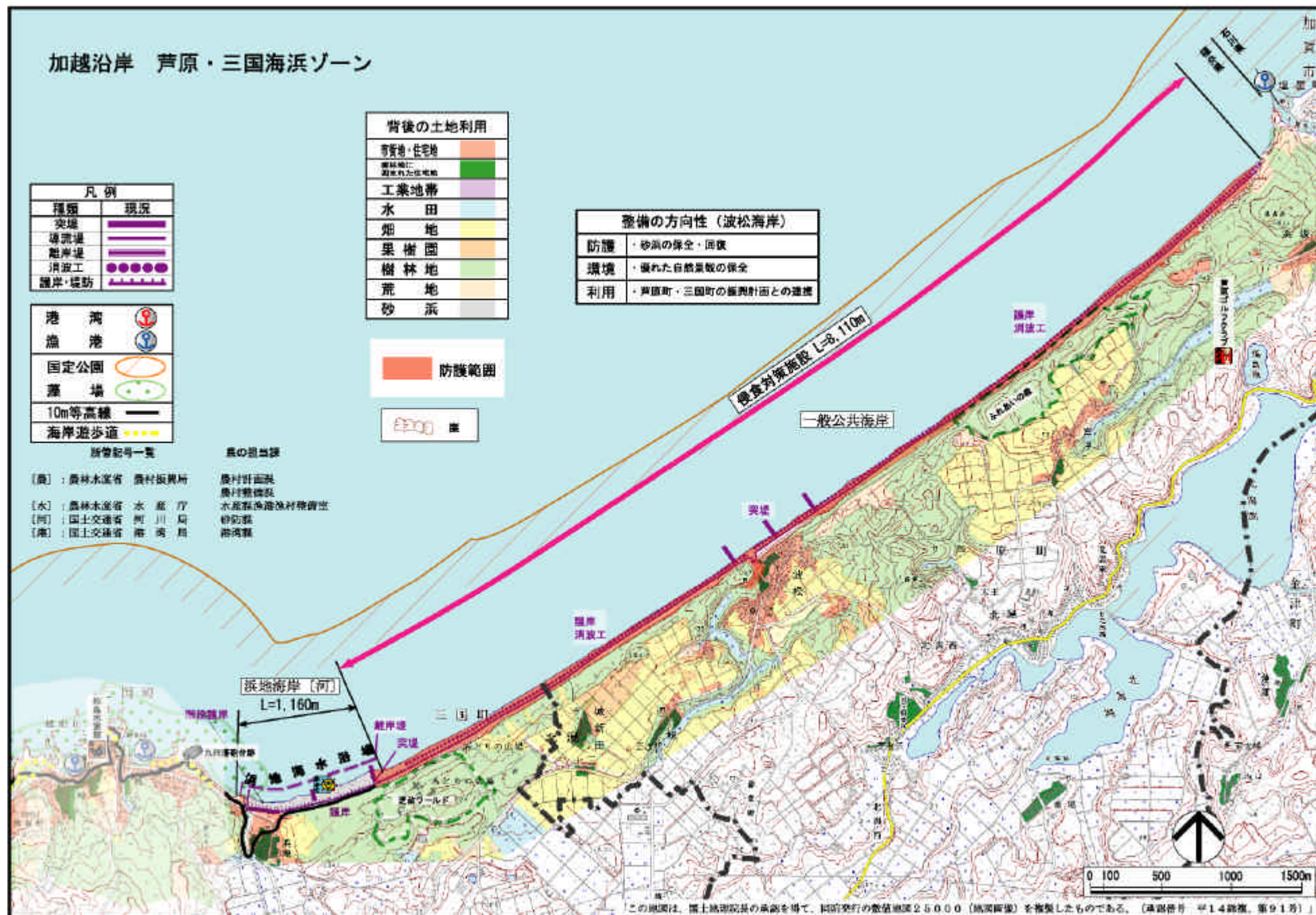
農村計画課
農村整備課
水産資源課・水産振興課
砂防課
港湾課

背後の土地利用	
商業地・住宅地	■
工業地帯	■
水 田	■
畑 地	■
果 樹 園	■
樹 林 地	■
荒 地	■
砂 浜	■

防波範囲

1:500 縮尺

整備の方向性（波松海岸）	
防護	・砂浜の保全・回復
環境	・優れた自然景観の保全
利用	・芦原町・三国町の振興計画との連携



3. 2. 3 越前松島・東尋坊ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

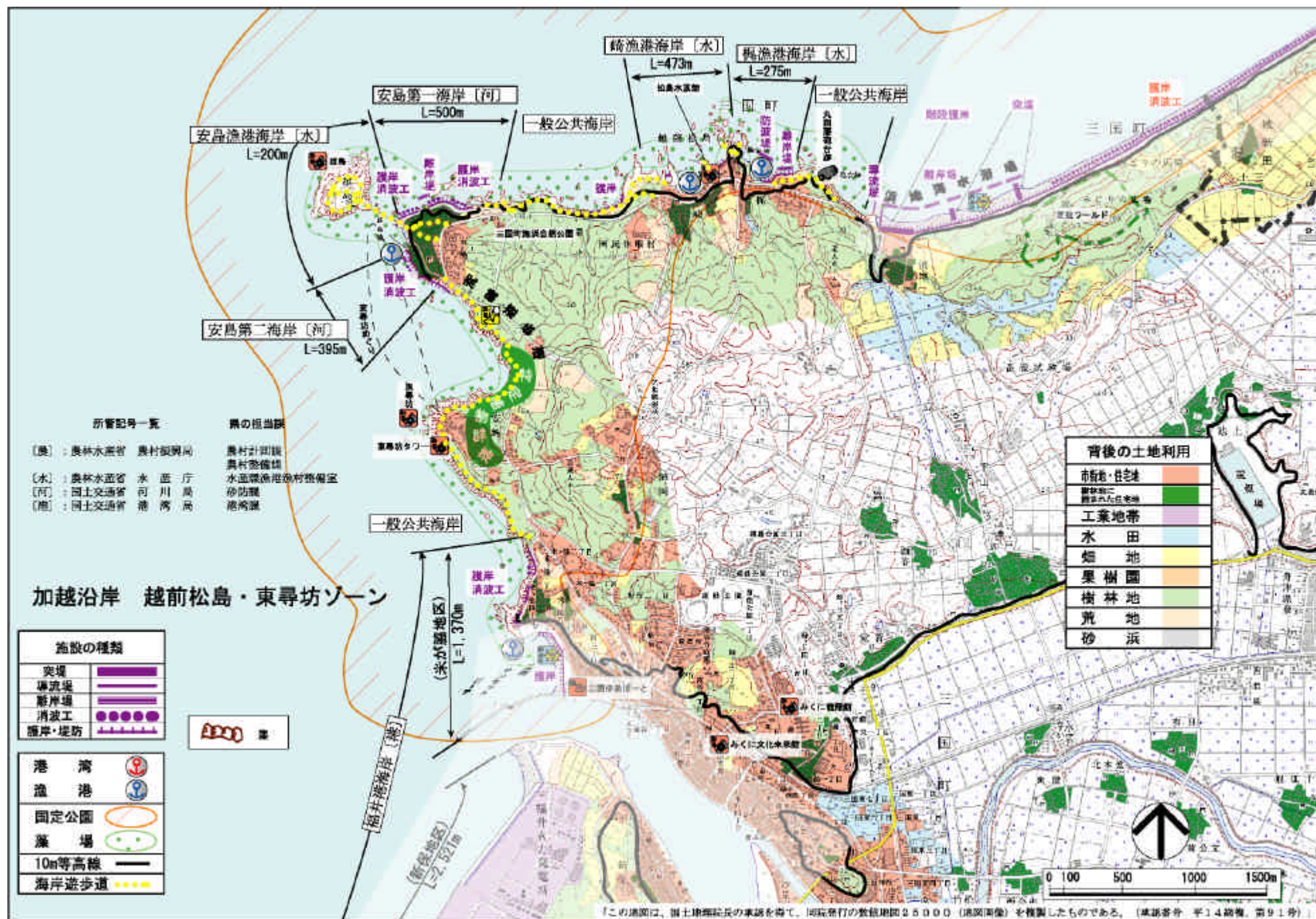
沿 岸 名		加越沿岸
ゾ ー ン 名		越前松島・東尋坊ゾーン（三国町梶～三国町米ヶ脇） ～断崖と緑の景勝ゾーン～
背後地の状況		越前松島、東尋坊、雄島といった柱状摂理で有名な海岸が連なり、海浜自然公園も整備されている観光地である。幹線道路から離れ、宿泊施設やレストラン等が散在する木立の中を車で周遊できる。また車を降りて、さらに海側を連続している海浜遊歩道も散策でき、説明用のプレート・歌碑・モニュメントなども配置されている。崖海岸が多いため、海岸へ降りることは大部分で難しくなっているが、北側は標高も低く、遠浅の磯に降りることが可能である。崎、梶地区などの入江には天然の良漁港が点在しており、その背後には集落がある。このあたりは、周遊観光の拠点地区になっている。 〔施設〕 海岸遊歩道、海浜自然公園、国民休暇村、越前松島水族館（三国町）
整備の必要性および目的		防護施設の整備はほとんど完了しており、新たに計画が必要な箇所はない。今後は自然海岸をいかに保全していくかが重要となる。
施 策	防護面	既存の防護施設の点検・管理を適切に行い、安全性を確保する。
	環境面	現在は、自然海岸を残し、観光に利用することによって地域振興を図っており、良好な海岸環境が構築されている。今後は漂着ごみへの対応、漁港などの入江の水質確保、および背後地の生物の生育および生息環境の保全について適切に対処していく。
	利用面	観光地の海岸として望ましい状態を維持するために利用マナーの向上の啓発活動や、景観の悪化防止を図る。
整備計画の方針		海岸線一帯は、国定公園に指定されており、良好な岩礁海岸の景観と生物の生息環境を維持し、高質な観光地としての自然海岸を維持していくことに努める。
関連計画の有無		○自然学習歩道整備事業（県事業：情報発信と自然学習施設として既存の海岸遊歩道を整備予定(荒磯遊歩道、雄島自然研究路、二の浜遊歩道、越前松島自然探勝路、三国町海浜自然公園内遊歩道、計 7.3km)

(2) 福井県の「保全すべき優れた自然」のうち越前松島・東尋坊ゾーン付近に位置する自然一覧

メッシュ*	市町村名	名 称	区 分
651	三国	安島安山岩の水中火砕流堆積物と安山岩岩脈	地形地質
651	三国	東尋坊地域で観察できる地質構造	地形地質
651	三国	雄島安山岩 安島安山岩と節理	地形地質
651	三国	米ヶ脇累層下部層の堆積岩類および第四紀砂鉄層、三国漂流軽石	地形地質
693	三国	フクイアナバチ	昆虫
693	三国	東尋坊付近の海岸断崖植生	植生
693	三国	松島海岸	地形地質
693	三国	安島安山岩の水中火砕流堆積物と安山岩岩脈	地形地質
693	三国	東尋坊地域で観察できる地質構造	地形地質
693	三国	雄島安山岩 安島安山岩と節理	地形地質
693	三国	米ヶ脇累層下部層の堆積岩類および第四紀砂鉄層、三国漂流軽石	地形地質
693	三国	坂井郡の丘陵地	鳥獣
734	三国	ツノトンボ	昆虫
734	三国	オシマヒメテントウ	昆虫
734	三国	ベーツヒラタカミキリ	昆虫
734	三国	オガサワラチャイロカミキリ	昆虫
734	三国	三国町雄島	昆虫
734	三国	雄島の照葉樹林	植生
694	三国	ヨコヅナツチカメムシ	昆虫
694	三国	滝谷寺のスダジイ林	植生
694	三国	東尋坊付近の海岸断崖植生	植生
694	三国	安島安山岩の水中火砕流堆積物と安山岩岩脈	地形地質
694	三国	東尋坊付近で観察できる地質構造	地形地質
694	三国	雄島安山岩 安島安山岩と節理	地形地質
694	三国	米ヶ脇累層下部層の堆積岩類および第四紀砂鉄層、三国漂流軽石	地形地質
694	三国	坂井郡の丘陵地	鳥獣
695	三国	ヨコヅナツチカメムシ	昆虫

*メッシュ番号は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」の位置を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。



3. 2. 4 テクノポート・三里浜ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿岸名	加越沿岸	
ゾーン名	テクノポート・三里浜ゾーン ～港と海浜の公園ゾーン～ (三国町サンセットビーチ～福井市鷹巣海水浴場)	
背後地の状況	九頭竜川右岸側のサンセットビーチ背後は、かつての北前船による海運拠点であり、現在でも人口密度が高い住宅地となっている。一方、左岸側は長い砂浜（三里浜）を埋立て、福井港・石油備蓄基地等として利用されている。ゾーン西端の浜住海岸には、鷹巣海水浴場があり、背後には民宿等を営む浜住の集落や、飛砂抑制を目的として植えられた広大な防風林がある。 〔施設〕三国温泉ゆあぼ〜と、三国文化未来館、三国龍翔館、テクノポート福井総合公園（三国町）、臨海中央公園（福井市）	
整備の必要性および目的	○福井港海岸は、冬季風浪により被災し、管理用道路の陥没も生じていることから、安全性の確保が必要である。 ○サンセットビーチおよび浜住の背後集落は、標高が低いため、砂浜幅の確保が安全面から重要な課題である。現在は海岸保全施設によって汀線が維持されているが、引き続き汀線維持必要である。また飛砂・飛沫を抑えていくための適切な対応が必要である。	
施策	防護面	○福井港の前面の埋立て護岸に対して越波対策を行い、背後の重要施設の安全確保を行う。 ○背後地への飛砂・飛沫に対する防止対策を行う。
	環境面	○砂丘にはハマボウフウ、ツルナ、トウオオバコなどの植物やキアシマエダテなどの貴重な生物種が生息しており、これら生物の生育および生息環境に配慮する。
	利用面	○サンセットビーチや、鷹巣海水浴場は、海水浴シーズンには利用者が多く、観光資源としての価値が高いことから、施設の検討に当たっては観光拠点としての利用と景観に配慮する。
整備計画の方針	○福井港海岸の背後には、重要な産業基盤であるテクノポート福井があり、この海岸では周辺環境との調和にも配慮しつつ防護優先の整備を行い、背後施設の十分な安全の確保を図る。 ○三国サンセットビーチや浜住海岸は、集客効果が高く、地域社会にとって貴重な砂浜海岸である。また背後の海岸砂丘は優れた自然景観を呈し、貴重な植物や昆虫の生息環境ともなっている。海岸保全施設の整備に当たっては、自然環境と景観を保全するとともに、観光拠点としての海岸環境の整備に配慮する。	
関連計画の有無	○福井港港湾計画 ○テクノポート福井基本計画 ○福井港振興ビジョン ○福井市都市計画マスタープラン「風光明媚な越前海岸を水や緑に親しむレクリエーション拠点・主要な観光地として整備する区域」（浜住海岸地域）	

(2) 各海岸の整備の方向性

ゾーン名	市町村名	海岸名	所管	県の担当課	施設規模 (m)
テクノポート・三里浜ゾーン	福井市・三国町	福井港海岸	国土交通省 港湾局	港湾課	4,154
整備の方向性	防護	〔海岸性状と状況〕 大部分は埋立地の直立護岸である。 ○背後施設の重要性を踏まえ、越波対策を行っていく。 ○雄島～鷹巣間の現状施設を踏まえて、漂砂機構の検討を行う。			
	環境	○周辺海岸との調和を図り、生物の生育および生息環境や景観に配慮する。 〔県指定：保全すべき優れた自然〕 福井新港とその周辺（鳥獣の重要な生息地			
	利用	（一般の立ち入りは禁止している）			
施設の種類	越波対策施設				
受益の地域	〔土地利用〕 臨海工業地帯 重要施設等：福井火力発電所、福井港、石油備蓄基地、その他工業団地施設				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所管	県の担当課	施設規模 (m)
テクノポート・三里浜ゾーン	福井市	浜住海岸	国土交通省 河川局	砂防課	1,950
整備の 方向性	防護	〔海岸性状〕 砂浜海岸、砂浜幅：50～120m ○背後の浜住の集落は標高が約 5m前後と低いため、砂浜幅を適切に維持することによって高波に対する安全性を確保する。 ○飛砂、飛沫の災害に対して適切な対応を行う。			
	環境	○三里浜砂丘の貴重な生物の生育および生息環境を保全するため適切に対処する。 〔県指定：保全すべき優れた自然〕 三里浜砂丘植物群落（植生）、エゾエンマコオロギ（昆虫）、ヤマトバッタ（昆虫）、キアシハナダカバチモドキ（昆虫）、和布～浜住海岸の火山岩類と第四系（地形地質）			
	利用	○観光拠点として景観的にも望ましい保全施設を導入し、防風・防潮林による緑化等により、いきいきとした海岸の創出を推進する。			
施設の種類	侵食対策施設				
受益の地域	〔土地利用〕 民宿等を営む住宅密集地				

(3) 福井県の「保全すべき優れた自然」のうちテクノポート・三里浜ゾーン付近に位置する自然一覧

メッシュ*	市町村名	名 称	区 分
695	三国	九頭竜川中～下流域河川敷	昆虫
695	三国	福井新港とその周辺	鳥獣
696	三国	マイコアカネ	昆虫
696	三国	ジャノメチョウ	昆虫
696	三国	九頭竜川中～下流域河川敷	昆虫
696	三国	三里浜砂丘	地形地質
696	三国	福井新港とその周辺	鳥獣
735	三国	三里浜砂丘	地形地質
735	三国	福井新港とその周辺	鳥獣
736	三国	キアシハナダカバチモドキ	昆虫
736	三国	三里浜砂丘	地形地質
736	三国	福井新港とその周辺	鳥獣
737	福井	オキナワシリアゲコバチ	昆虫
737	福井	キアシマエダテ	昆虫
737	福井	コムカシハナバチ	昆虫
737	福井	ノウメンハナバチ	昆虫
737	福井	三里浜砂丘	地形地質
737	福井	福井新港とその周辺	鳥獣
776	福井	エゾエンマコオロギ	昆虫
776	福井	ヤマトバッタ	昆虫
776	福井	三里浜の砂丘植物群落	植生
776	福井	三里浜砂丘	鳥獣
776	福井	福井新港とその周辺	鳥獣
777	福井	アオモンイトトンボ	昆虫
777	福井	ヤマトバッタ	昆虫
777	福井	ノウメンハナバチ	昆虫
777	福井	オオマダラメマトイ	昆虫
777	福井	ジャノメチョウ	昆虫
777	福井	三里浜の砂丘植物群落	植生
777	福井	和布～浜住海岸の火山岩類と第四系	地形地質
777	福井	三里浜砂丘	昆虫

*メッシュ番号は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」の位置を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。

**加越沿岸
テクノポート・三里浜ゾーン (1/2)**

凡例

種類	現況
突堤	——
導流堤	——
防波堤	——
消波工	●●●●
護岸・堤防	——

所管記号一覧

記号	所管機関
[農]	農林水産省 農村振興局
[水]	農林水産省 水産庁
[河]	国土交通省 河川局
[港]	国土交通省 港湾局

港の担当課

記号	担当課
[農]	農村計画課
[水]	農村整備課
[河]	水産資源課 漁村整備室
[港]	砂防課 港湾課

防護範囲

港 湾
漁 港
国定公園
漁 場
10m等高線

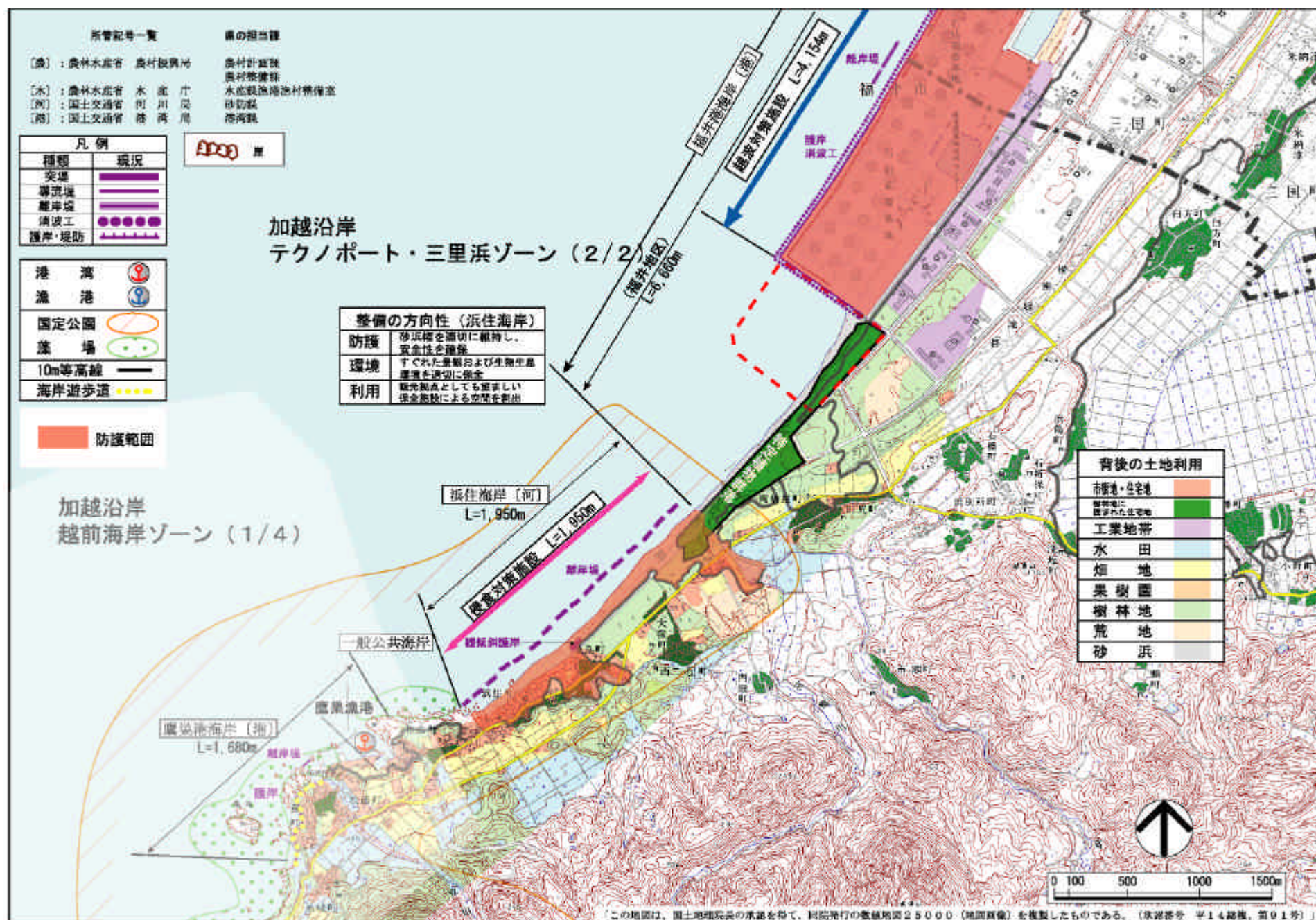
背後の土地利用

土地利用	色
市街地・住宅地	オレンジ
農地に 関係した住宅地	緑
工業地帯	紫
水 田	青
畑 地	黄
果 樹 園	黄緑
樹 林 地	緑
荒 地	茶
砂 浜	白

整備の方向性（福井港海岸）

項目	方向性
防護	・最重要防護対策を優先する
環境	・背後の生物多様性を適切に保全する
利用	・一般の立入りは今後も想定しない

この地図は、国土院の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（米路番号 平14路規、第91号）



3. 2. 5 越前海岸ゾーン

(1) 整備を必要とする区域の現況および整備目的

沿岸名	加越沿岸	
ゾーン名	越前海岸ゾーン（鷹巣漁港～越前岬） ～岬と水仙の丘陵ゾーン～	
背後地の状況	鷹巣漁港以西は山が海にせまる直線的な海岸地形が特徴的であり、海岸性状は蒲生と鮎川地区に砂浜があるのを除き岩礁海岸となっている。海岸背後は細い平地が海岸線沿いに続いており、以前は棚田が多かったが現在は著しく減少した。漁港が多く、漁港背後には家屋が密集する漁村となっている。このゾーンでは背後が山地のため、住民の生活空間は、そのほとんどが海と近い位置に限られており、護岸・消波堤等により地域住民の海へのアクセスを分断されている場所も多い。 岩礁海岸は、美しい磯や奇岩が多く、「越前海岸」として全国的に有名な景勝地ともなっている。 〔施設〕 鷹巣遊歩道、国民宿舎鷹巣荘、鮎川キャンプ場、鮎川海水浴場（福井市）越廼海水浴場、江津浦海浜公園、八ッ保自然歩道、水仙ミュージアム、水仙資料館（越廼村）、越前岬水仙ランド（越前町）など	
必要整備の おおよび目的	冬季の風浪は現在でもこのゾーン海岸背後の低地に住む多くの人々の生活を脅かしており、床下浸水、道路への越波による通行障害、飛沫による潮害、海岸保全施設の損傷などが発生している。	
施策	防護面	○冬季風浪による越波が著しい区間では、越波対策を行い、背後地に住む人々や資産の防護に努める。
	環境面	○浅海の藻場や岩礁では、バフンウニやサザエ、アワビなどの浅海生物が生息しており、これらの生育および生息環境に配慮する。 ○越前海岸の優れた岩礁が創り出す良好な景観の保全に努める。 ○自然植生の生育・生息環境に配慮する。
	利用面	○海辺へのアクセス障害の緩和および、人々の生活域における憩いの場所としての機能の確保 ○観光資源としての海岸景観の保全
整備計画の方針	○高波に対する安全性を高める必要がある地区に対して、越波対策を行う。 ○地域社会にとって重要な観光資源としての景観、日常の人々の生活空間、水産資源および生物の生息環境等に配慮する。 ○既存の海岸保全施設が、人々の日常生活、景観、生物の生育および生息に著しい影響があると考えられる場合については、安全性を確保した上で改築を含め適切に対処する。	
関連計画の有無	○「風光明媚な越前海岸を水や緑に親しむレクリエーション拠点・主要な観光地として整備する区域」福井市都市計画マスタープラン ○「豊かな海辺づくり計画」（鮎川海岸） ○「水仙の里」づくりによる地域振興：「第 1 回水仙サミット」平成 5 年、「1996 世界水仙会議・越廼」平成 8 年開催	

(2) 各海岸の整備の方向性

ゾーン名	市町村名	海岸名	所管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸 ゾーン	福井市	長橋海岸	国土交通省 河川局	砂防課	100
整備の方向性	防護	〔海岸性状〕 岩礁海岸 ○背後の住宅地と長橋小学校、幹線道路(国道 305 号)の安全性を確保する。			
	環境	○景観の保全に配慮する。			
	利用	○小学校の児童や地域住民の誰もが安全に海に近づいて自然と触れ合えることができるように配慮する。			
施設の種類	越波対策施設				
受益の地域	土地利用：住宅地・山地 重要施設等：長橋小学校				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	福井市	鮎川海岸	国土交通省 河川局	砂防課	500
整備の方向性	防護	〔海岸性状〕 岩礁海岸 背後に密集する住宅地と幹線道路(国道 305 号)の安全性を確保する。			
	環境	○藻場の保全・育成への配慮 ○良好な自然景観および地質への配慮 〔県指定：保全すべき優れた自然〕 ○鮎川海岸の岩相層序と新生代新第三紀中新世の貝の化石 ○フタイロカミキリモドキ（昆虫類）：海岸の照葉樹に生息する			
	利用	○海岸へのアクセスの向上。			
	施設の種類	越波対策施設			
受益の地域	住宅地（鮎川）				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	越廼村	蒲生第1海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	新設：380 施設全体：630
整備の方向性	防護	〔海岸性状〕砂浜海岸 ○冬季風浪により現防護施設は被害を受けており、地域住民および海岸利用者の安全性を確保する。			
	環境	○荻崎や蒲生付近は漁港施設、民家などが密集し、海浜の植生等は減少しているため、自然植生の維持に配慮する。 ○海岸保全施設により海水が滞留しやすくなるため、整備水域および近隣への海の家等からの雑排水流入等に対して適切に対処する。 〔県指定：保全すべき優れた自然〕荻崎の地層、生痕化石、炭酸塩団塊			
	利用	観光客だけでなく地域の誰もが安全で快適に利用できる、うるおいのある地域の生活環境と観光拠点としての機能に配慮する			
施設の種類	越波対策施設				
受益の地域	蒲生海水浴場として利用されてきており、国道の背後にはキャンプ場がある。北陸電力の発電所および民間の展望レストラン等がある。				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	越廼村	蒲生第4海岸	農林水産省 農村振興局	農村計画課 農村整備課	250
整備の方向性	防護	〔海岸性状〕岩礁海岸 ○越前水仙の里公園への越波被害の軽減に適した施設を検討する			
	環境	○自然海岸が減少するので、施設は自然景観の維持または調和に留意する。			
	利用	○居倉漁港地域の人々の、憩い場としての利用にも配慮する。			
施設の種類	越波対策施設				
受益の地域	土地利用：海岸性状は岩礁海岸で背後に越前水仙の里公園がある。現在は直立護岸になっている。				

ゾーン名	市町村名	海岸名	所管	県の担当課	施設規模 (m)
越前海岸ゾーン	越廼村	一般公共海岸（江津浦）	国土交通省 河川局	砂防課	100
整備の方向性	防護	〔海岸性状〕岩礁海岸 ○背後の民家を対象として高波に対する安全性向上の検討を推進する。			
	環境	○前面は江津浦自然公園と一体となった八ツ俣自然歩道が整備されているなど海に親しみやすい景勝地として整備されているため、景観の保全に配慮する。			
	利用	○地域の観光資源である、店・道路からの景観とアクセス性に配慮する。			
施設の種類	越波対策施設				
受益の地域	〔土地利用〕公園、ドライブイン、民宿				

(3) 福井県の「保全すべき優れた自然」のうち越前海岸ゾーン付近に位置する自然一覧

メッシュ*	市町村名	名 称	区 分
778	福井	エゾイトトンボ	昆虫
778	福井	和布～住吉海岸の火山岩類と第四系	地形地質
814	福井	ネアカヨシヤンマ	昆虫
814	福井	マルタンヤンマ	昆虫
814	福井	三里浜の砂丘植物群落	植生
814	福井	和布～住吉海岸の火山岩類と第四系	地形地質
815	福井	和布～住吉海岸の火山岩類と第四系	地形地質
842	福井	白浜～鮎川海岸の岩相層序と化石	地形地質
843	福井	ゲンジボタル	昆虫
843	福井	フタイロカミキリモドキ	昆虫
843	福井	御嶽山のスダジイ林	植生
843	福井	白浜～鮎川海岸の岩相層序と化石	地形地質
843	福井	鮎川の活断層露頭	地形地質
843	福井	鮎川の貝化石	地形地質
844	福井	小丹生離水波食棚の差別侵食棚とビーチロック	地形地質
844	福井	白浜～鮎川海岸の岩相層序と化石	地形地質
875	福井、越廼	小丹生南に見られる前浜堆積物と生痕化石	地形地質
876	越廼	越廼村菜崎の地層、生痕化石、炭酸塩団塊	地形地質
877	越廼	福井市二ツ屋町の武周ヶ池	地形地質
878	越廼、織田	武周ヶ池のタチヤナギ林	植生
878	越廼、織田	福井市二ツ屋町の武周ヶ池	地形地質
878	越廼、織田	丹生山地	鳥獣
905	越前	ノウメンハナバチ	昆虫
905	越前	ガラガラ山のヤブニッケイ林	植生
930	越廼、越前	越前海岸のスイセン	植生
930	越廼、越前	越前海岸鳥糞岩と呼鳥門	地形地質
931	越前	フタイロカミキリモドキ	昆虫
931	越前	アメイロオオアリ	昆虫
931	越前	越前海岸のスイセン	植生
931	越前	越前岬	地形地質

*メッシュ番号は巻末の参考資料「福井県のすぐれた自然情報図 1999」の位置を示す。

*この他、県内において貴重種としてメッシュを特定していない種もある。

加越沿岸 越前海岸ゾーン（2/4）

凡例	
堤防	——
突堤	——
導流堤	——
離岸堤	——
消波工	●●●●●
護岸・堤防	——

港 湾	○
漁 港	○
国定公園	○
灌 漑	○
10m等高線	——

防護範囲

100 年

鮎川海岸〔農・福井市〕
L=250m
鮎川漁港海岸〔水〕
L=225m
鮎川海岸〔河〕
L=600m
越波対策施設
L=500m
白浜〔国見〕漁港海岸〔水〕
L=148m
一般公共海岸

所管部署一覧

〔農〕：農林水産省 農村振興局
〔水〕：農林水産省 水産庁
〔河〕：国土交通省 河川局
〔港〕：国土交通省 港湾局

県の担当課

農村計画課
農村整備課
水産振興課
砂防課
港湾課

糸崎長橋海岸〔農・福井市〕
L=700m
一般公共海岸

長橋海岸〔河〕
L=668m
長橋漁港

菅生漁港海岸〔水〕
L=592m
越波対策施設
L=100m

整備の方向性（長橋海岸）	
防護	・背後の宅地、幹線道路の安全確保
環境	・景観の保全に配慮
利用	・日常の生活空間に配慮

背後の土地利用	
市街地・住宅地	■
灌漑地に 農業用住宅地	■
工業地帯	■
水 田	■
畑 地	■
果 樹 園	■
樹 林 地	■
荒 地	■
砂 浜	■

整備の方向性（鮎川海岸）	
防護	・背後の宅地、幹線道路の安全確保
環境	・良好な景観、貴重な里山の生態環境、貴重な地質に配慮
利用	・日常の生活空間、観光利用に配慮



0 100 500 1000 1500m

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地形画像）を複製したものである。（承認番号 平14結復、第91号）」

加越沿岸 越前海岸ゾーン (3/4)

所管記号一覧

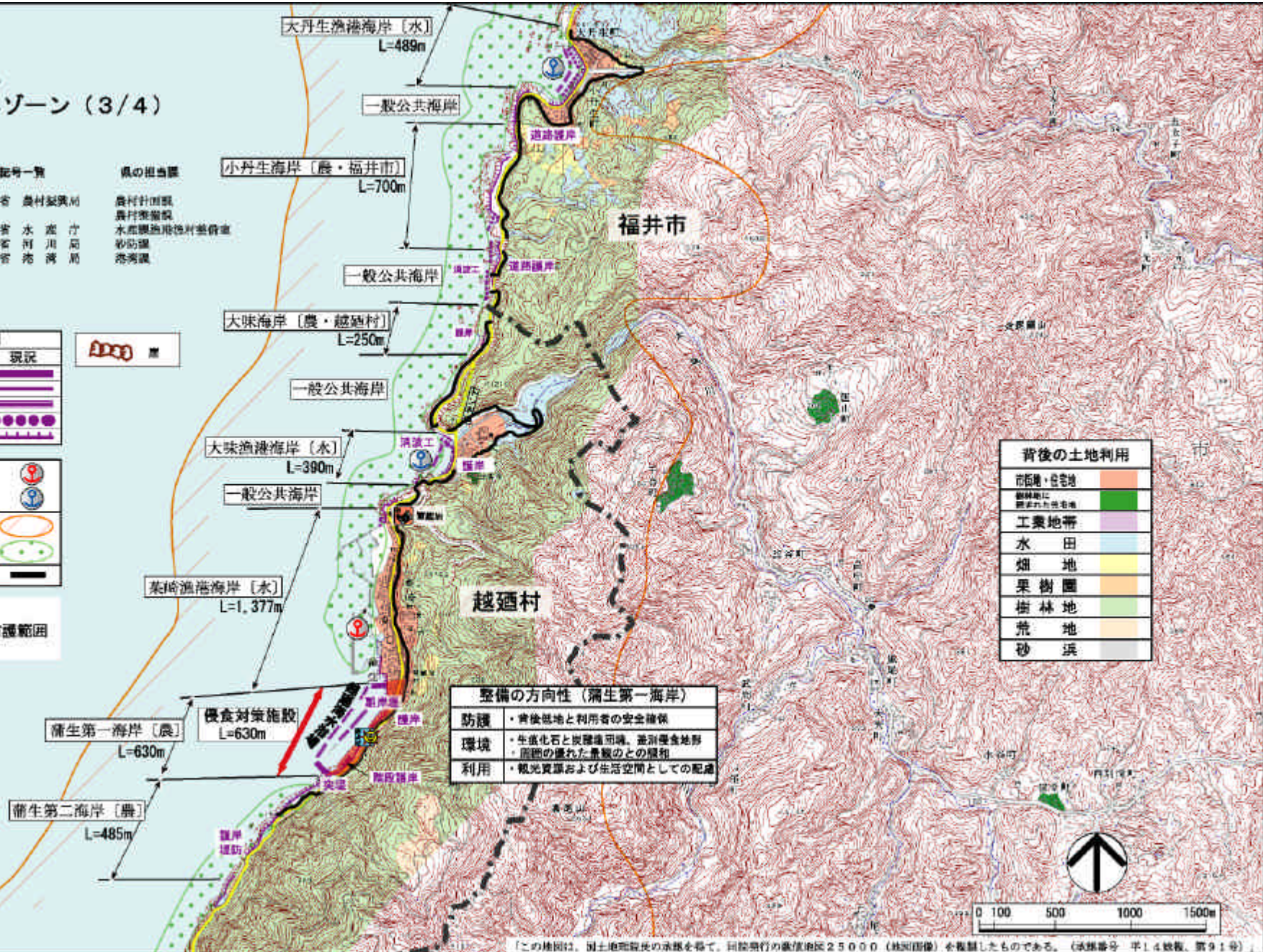
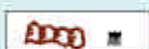
農林水産省 農林振興局
農林水産省 水産庁
国土交通省 河川局
国土交通省 港湾局

農林計画課
農村振興課
水産資源利用課
砂防課
港湾課

種類	状況
交通	
導流堤	
離岸堤	
消波工	
護岸・堤防	

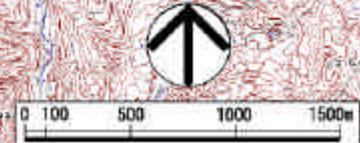
港	
湾	
漁港	
国定公園	
陸揚場	
10m等高線	

防護範囲



整備の方向性（蒲生第一海岸）	
防護	・背後低地と利用者の安全確保
環境	・牛直化石と炭酸塩岩類、差別侵食地形 ・周囲の優れた景観との調和
利用	・観光資源および生活空間としての配慮

背後の土地利用	
市街地・住宅地	
農林地に 覆われた住宅地	
工業地帯	
水田	
畑地	
果樹園	
樹林地	
荒地	
砂浜	



この地図は、国土院院長の承認を経て、同院発行の数値地図25000(地形図)を複製したものである。(承認番号 平14数地、第91号)

加越沿岸 越前海岸ゾーン (4/4)

凡 例	
種類	現況
突堤	——
導流堤	——
防波堤	——
消波工	●●●●
護岸・堤防	——

港 湾	ⓐ
漁 港	ⓑ
国定公園	○
葉 場	●
10m等高線	——
海岸遊歩道	——

防護範囲

所管記号一覧

〔農〕：農林水面省 農林振興局
〔水〕：農林水面省 水 産 庁
〔河〕：国土交通省 河 川 局
〔海〕：国土交通省 港 湾 局

300 度

県の担当課

農林計画課
農林整備課
水産課
環境課
建設課
地産課

一般公共海岸

一般公共海岸

居合赤坂海岸〔農〕
L=675m

居合海岸〔河〕
L=200m

居合漁港海岸〔水〕
L=451m

蒲生第四海岸〔農〕
L=1,183m

蒲生第三海岸〔農〕
L=230m

越波対策施設 L=100m

八つ巻海岸〔河〕遊歩道

江津浦公園

整備の方向性 (江津浦海岸)

防護	背後集落の高波に対する安全性の確保
環境	周囲の自然海岸景観との調和
利用	自然公園・遊歩道の持つ観光効果の維持

整備の方向性 (蒲生第四海岸)

防護	背後の公園と利用者の安全確保
環境	施設と周囲の自然景観との調和
利用	観光資源および生活空間としての利用への配慮

背後の土地利用

市街地・住宅地	■
農耕地に 囲まれた空地	■
工業地帯	■
水 田	■
畑 地	■
果 樹 園	■
樹 林 地	■
荒 地	■
砂 浜	■

越廼村

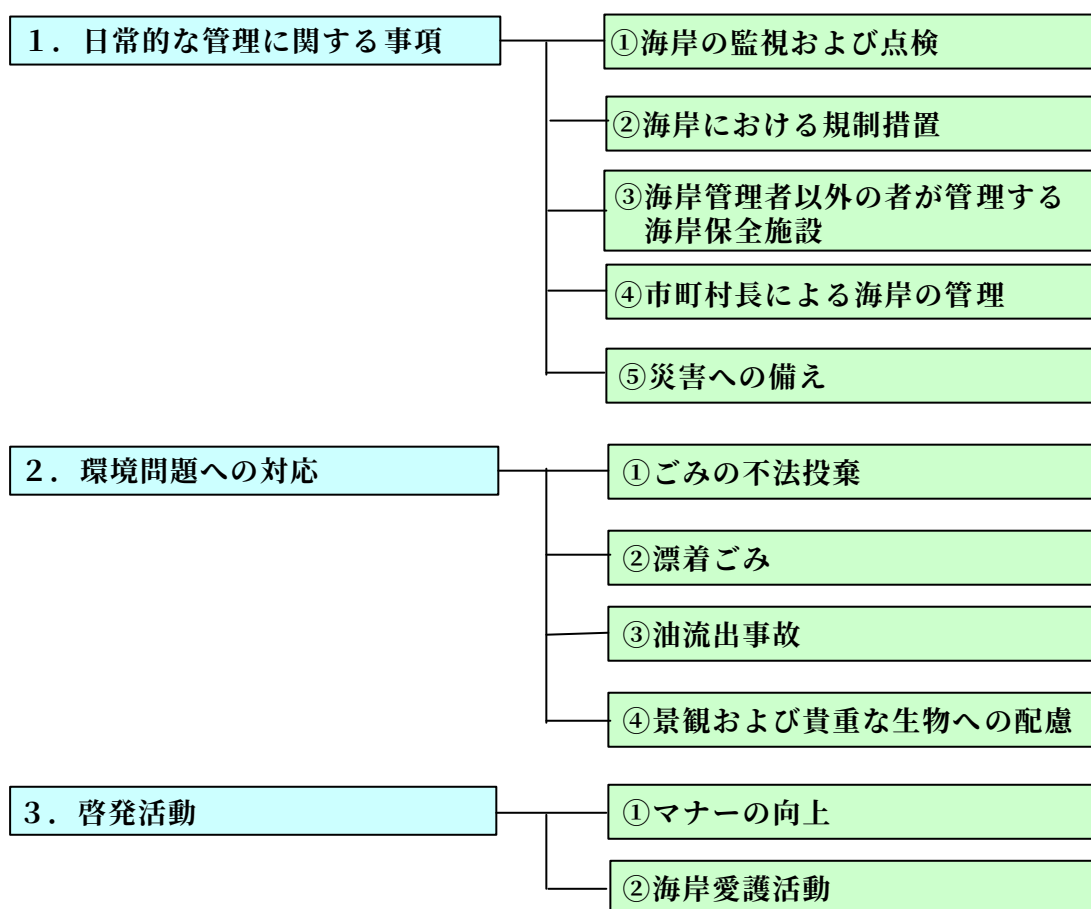
越前町

0 100 500 1000 1500m

「この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平14総研 第91号)」

4. 海岸の環境保全など管理に関する事項

海岸保全に関する基本的事項である海岸の防護・環境・利用に関する施策を実現していくために、海岸保全施設の整備に関するハード面での対応のほかに、海岸の管理を適切に実行していくことも重要である。以下に海岸の管理に関するソフト面における対応を示す。



4. 1 日常的な管理に関する事項

① 海岸の監視および点検

海岸保全施設や利便施設はもとより、砂浜などについても定期的なパトロールを行うとともに、地域住民などからの情報提供も活用して、施設の汚損や破損等の危険箇所の発見に努め、背後地の安全と快適な海岸利用の確保を図る。

② 海岸における規制措置

海岸の占用については、海岸がすべての人に開放された財産であることから、幅広い海岸利用を阻害しないよう努めるとともに、海岸利用の利便性の向上に資するよう配慮する。

土石の採取については、海岸の侵食傾向が認められる海岸では、原則的には許可しないものとし、その他の行為についても、海岸保全に悪影響を及ぼさないよう慎重に対応することとする。海岸の状況に応じて自動車の乗り入れや土石の投棄等の規制も実施する。

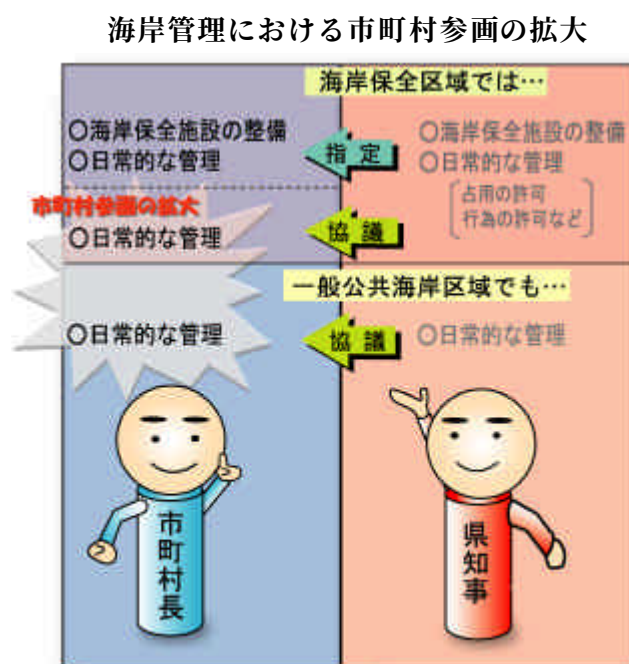
なお、規制措置に違反した者に対しては、現状回復または費用の負担を求め、海岸の保全を図る。

③ 海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設

海岸の保全に当たっては、海岸管理者以外の者が管理する海岸保全施設が適切に管理されることも重要なことであるため、海岸保全施設を管理する海岸管理者以外の者が、適切な管理を行っているかを監督し、必要があれば改善の指導・命令などにより、海岸の保全を確保する。

④ 市町村長による海岸の管理

日常的な海岸の管理は、県よりも地元住民とより密接な関係を有する市町村が実施することが望ましいことから、積極的に市町村が管理できるようにする。



⑤ 災害への対応

越波や侵食を防止するため、着実な施設整備と適切な管理を行うとともに、高波浪時などにおける避難や監視の体制を関係市町村などとともに強化し、海岸背後地の住民の安全を確保する。

また、高波浪などが発生した場合には、速やかに海岸を点検し、海岸保全施設の被災が発見された場合には、速やかな復旧を行い、安全を確保する。

4. 2 環境問題への対応

① ごみの不法投棄

ごみの不法投棄による海岸の汚損が目立つことから、関係機関と連携してパトロールなどを行い、不法投棄を防止するとともに、不法投棄を発見した場合には、刑事告発を含め、厳正に対処する。

② 漂着ごみ

異常出水や高波浪などにより、海岸には多量のごみが漂着している。漂着ごみについては、河川管理者や河川流域の市町村とも連携して対策を進めるとともに、漂着したごみの処理方法については、不法投棄廃棄物等対策連絡会議*と関係市町村とで定めたルールにより処理を行う。

河川からの出水や沖合を航行する船舶の荷崩れ等によって発生した大規模漂着流木は、沿岸域における様々な活動に支障を与えることから、関係機関と連携して迅速な対応を図るとともに、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業などの国の事業の活用により、漂着流木等の処理を行う。また福井県単独事業として不法投棄廃棄物等処理事業があり、市町村等が行う増水、台風、高潮、冬季風浪等による 100m³ 以上の漂着物処理を支援する。

③ 油流出事故

本県はナホトカ号の事故により、大量の油が海岸に漂着した経験を持つ。油流出事故は、人々の生活だけでなく、海岸の環境に大きな影響を与えることから、関係機関と連携して、事故の影響を最小限でくい止めるため、迅速な対応を図る。

* 河川、道路、海岸等の公共の場所に不法に投棄された廃棄物や漂着した廃棄物を適正に処理するために、農林水産部、土木部、福祉環境部の関係各課で連絡調整を行う会議

④ 景観および貴重な生物への配慮

本県の海岸は、大部分が国定公園に指定されているように優れた景観や豊かな生物環境を誇っていることから、関係機関と連携して景観および貴重な生物の生息環境の保全に努める。

4. 3 啓発活動

① マナーの向上

ごみ問題をはじめとして、人々のマナーの向上により解決・改善できる問題は数多いことから、マナーの向上を図るための啓発活動などを行うとともに、向上が図られない場合には、規制の強化も検討する。

② 海岸愛護活動

海岸の保全の重要性に鑑み、地域活動や、ボランティア活動を支援し、学校などとも連携して海岸愛護思想の普及に努める。

5. 海岸保全基本計画の実施に当たって

前章までに、あるべき海岸の姿と、その実現のための施策を示したが、これらの施策については、地域住民や利用者、市町村および県の関係者が、海岸保全基本計画を十分に理解し、それぞれの立場で協力し一体となって実施することが重要である。ここでは、それぞれの関係者がこの海岸保全基本計画の実施に当たって配慮すべき事項と関係者の役割について述べる。



ナホトカ号重油流出事件発生時は総動員で清掃に当たった(福井新聞社提供)

5.1 計画実施時に配慮すべき事項

① 関連行政機関との連携と調整

海岸保全基本計画を、県として適切かつ効果的に遂行するために、関係機関の連携を強化する必要がある。このために、各海岸管理者等が連絡調整する「海岸関係事業連絡協議会」を中心に、海岸行政に関係する機関との連携を強化し、海岸保全基本計画の推進を行っていく。

② 地域住民や利用者、市町村との関係

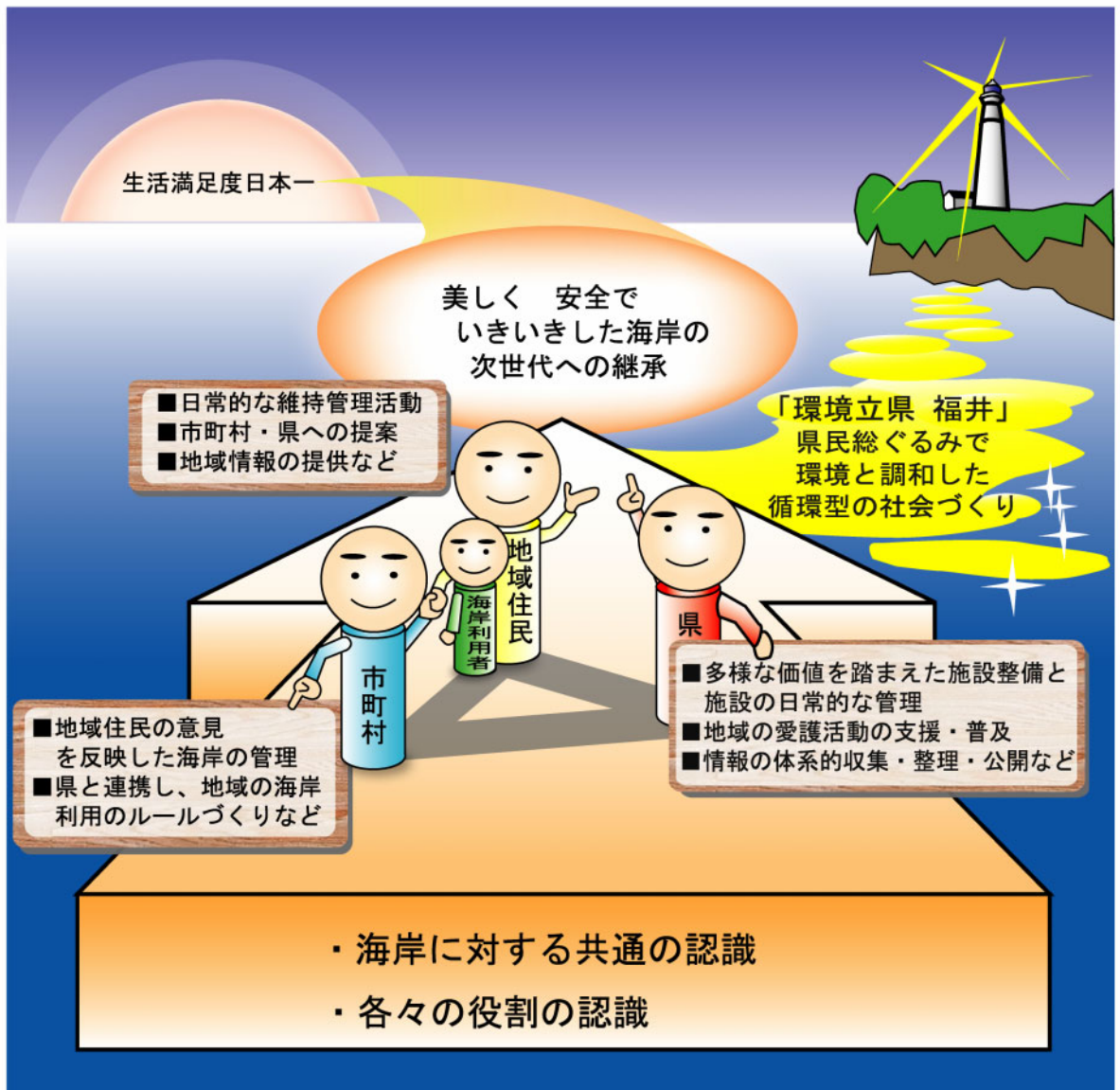
海岸の価値が多様化するなか、海岸に対しての様々な要求があり、行政だけではその要求に対応することが難しくなっている。今後は、地域にふさわしい海岸保全のため、海岸に対する共通の認識と各々の役割の認識により、地域住民や利用者、市町村および県がそれぞれの立場から協力し施策を実施することが重要である。

地域住民や利用者：身近に行われている海岸清掃などのボランティア活動や環境学習会などに参加し、海岸に親しみを持つよう努める。また、地域にふさわしい海岸保全への意見や情報を県や市町村に提供する。

市町村：地域住民や利用者の活動を支援するとともに、地域住民や利用者からの意見を、海岸利用のルールづくりや地域の整備計画等に反映させる。

県：海岸災害から地域住民を守るため、自然環境や海岸利用に配慮し、地域住民や利用者、市町村とともに施設整備や日常的な管理を行う。また、地域での愛護活動の支援、普及や海岸に対する共通の認識づくりのため、海岸に関する情報提供を行っていく。

地域住民や利用者、市町村および県との関係



③ 海岸の情報の蓄積と活用

海岸の漂砂・沖合いの地形変化、汀線変化等防護面の情報、また水質・底質、漂着ごみ等の環境面の情報、海水浴やマリンスポーツなどの利用面の情報等を収集・整理し、海岸の実態の的確な把握に努める。漂砂に関しては、近隣の府県との情報の交換を積極的に行っていく。

これらの情報を踏まえ、より高度な安全性を達成するための技術や自然との調和を目指した技術、新たな利用形態に対応する技術などの活用を図っていくとともに、市町村、地域住民および利用者などに対して、幅広く海岸に関する情報を発信する。

④ 海岸環境への影響の把握

海岸保全施設の整備に当たっては、「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」に基

づき、整備区域および周辺の環境の現状把握を行うとともに、施設の設置による海岸環境への影響を事前に把握することに努め、長期的にみても影響が生じないように整備計画を検討する。

また、整備中および整備後においても、海岸環境への影響を把握し、適切な対応を図る。

⑤ 事業効果の検討について

海岸保全施設の整備に当たっては、背後の土地利用の状況を踏まえ、事業費と施設整備によって生じる便益を比較し、整備計画が十分な投資効果を有するものであるかどうかを検討する。

⑥ 計画の見直し

整備の進捗や防護技術の変化、住民ニーズの変化等の、社会情勢変化に的確に対応するために、必要に応じて、計画を柔軟に見直していくものとする。

5.2 計画実施における組織体制および事務分掌

① 福井県海岸関係事業連絡協議会

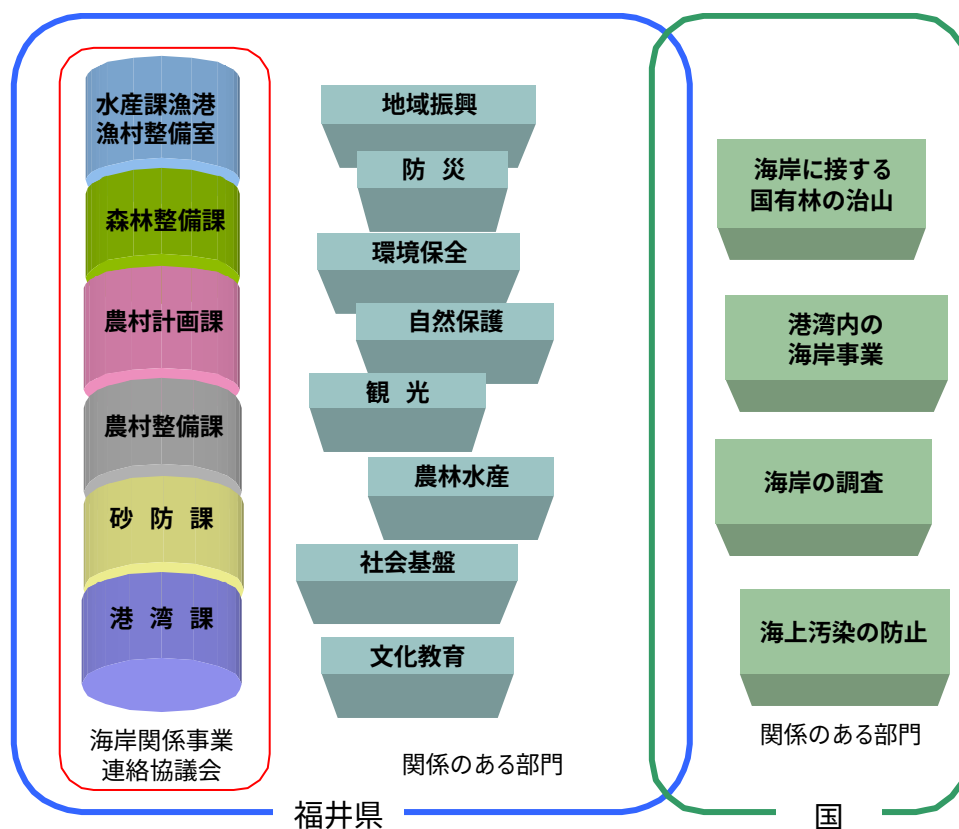
部局名	課 名	事務分掌
農林水産部	水産課漁港漁村整備室	漁港区域内における海岸管理者
	森林整備課	一般公共海岸での治山事業の計画実施
	農村計画課	農地に係る海岸保全区域内の海岸管理者
	農村整備課	
土木部	砂防課	河川局所管の海岸保全区域内および一般公共海岸の海岸管理者
	港湾課	港湾区域内における海岸管理者

② 海岸管理に関係のある部局（福井県）

部局名	課 名	事務分掌
総務部	政策企画室	県新長期構想の推進に関すること
	地域政策室	地域別振興に係る政策の形成に関すること
県民生活部	消防防災課	地域防災計画に関すること
		油流出事故に係る災害補償対策に関すること
福祉環境部	環境政策課	環境保全対策の企画および総合調整に関すること
		環境保全に関する教育及び学習の推進に関すること
	廃棄物対策課	廃棄物対策の企画および総合調整に関すること
		廃棄物の処理および清掃に関する法律の施行に関すること
	自然保護課	自然環境保全行政の企画および総合調整に関すること
		自然公園法の施行に関すること
		自然公園区域内の公園施設の整備に関すること
		自然環境保全法の施行に関すること
		鳥獣保護および狩猟に関すること
商工労働部	観光振興課	観光産業の振興に関すること
		観光資源の整備活用に関すること
農林水産部	農林水産政策課	農林水産行政の総合的な企画調整に関すること
	林政課	林業行政の企画および総合調整に関すること
土木部	監理課	土木行政の企画および総合調整に関すること
		一般公共海岸区域の水域部の管理に関すること
	道路建設課	道路の新設および改良に関すること
	道路保全課	道路の災害防除に関すること
	河川課	河川管理に関すること
	都市計画課	都市計画法の施行に関すること
教育庁	文化課	文化一般に関すること

③ 海岸管理に関係のある部局（国の機関）

部局名	課 名	事務分掌
農林水産省	近畿中国森林管理局	海岸部における国有林内の直轄治山事業の計画実施
	福井森林管理署	
国土交通省	北陸地方整備局	港湾区域内の海岸の調査に関わること
	敦賀港湾工事事務所	
国土交通省	近畿地方整備局	海岸の調査に関わること
	福井工事事務所	
国土交通省	敦賀海上保安部	海上汚染の防止

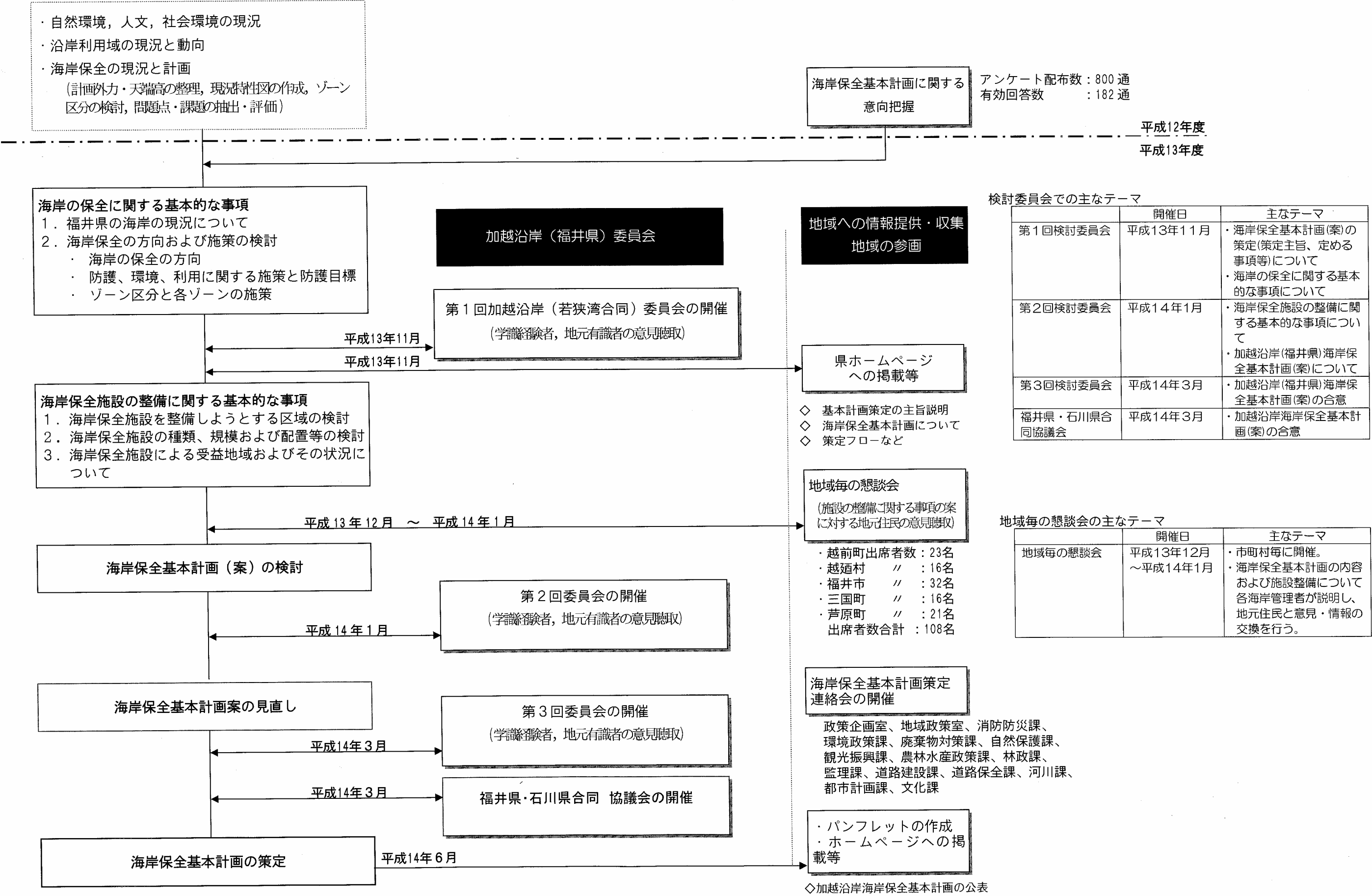


海岸管理関係行政機関の役割と連携

参考資料

- 1．加越沿岸海岸保全基本計画策定フロー
- 2．加越沿岸海岸保全基本計画検討委員会委員構成表
- 3．海岸保全に関する用語集
- 4．福井県のすぐれた自然情報図 1 9 9 9
- 5．海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

■加越沿岸 海岸保全基本計画 策定フロー



「加越沿岸」 海岸保全基本計画 検討委員会

委 員 構 成

◎（学識経験者・有識者）

1 委員長	中村 充	福井県立大学	名誉教授
2 委 員	佐々木雅幸	立命館大学	政策科学部教授
3 "	敷田麻実	金沢工業大学	工学部助教授
4 "	朝日恵子	福井文化服装学院	校長

◎（国関係行政機関）

1 委 員	須見徹太郎	国土交通省	近畿地方整備局	福井工事事務所長
2 "	加藤悦郎	国土交通省	北陸地方整備局	敦賀港湾工事事務所長

◎（加越沿岸関係市町村長）

1 委 員	酒井哲夫	福井市長
2 "	坂本憲男	三国町長
3 "	奈須田和彦	芦原町長
4 "	京谷宗雄	越前町長
5 "	刀禰麒一	越廼村長

◎（関係海岸管理者等）

1 委 員	窪 清行	福井県	福祉環境部	環境審議監
2 "	牧野嘉範	福井県	農林水産部長	
3 "	古川巖水	福井県	土木部長	

事務局

1 福井県農林水産部	水産課漁港漁村整備室長	萬匠東亜男
2 "	森林整備課長	塩田勝栄
3 "	農村計画課長	太田勝也
4 "	農村整備課長	永谷藤信
5 "	土木部	港湾課長 佐々木宏
6 "	砂防課長	千田秋廣（事務局長）
7 (株)アイ・エヌ・エー	管理技術者	桜本 弘

用語の説明

ア行

- ◇ **一般公共海岸**（いっぽんこうきょうかいがん）
海岸保全区域以外の公共海岸

〔公共海岸〕（こうきょうかいがん）

国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面

- ◇ **越波・越流**（えっぱ・えつりゅう）

越波： 堤防や護岸の高さが波の打上げ高より低いときに、この打上げられた海水が陸側に侵入する現象

越流： 低気圧や台風の通過等によって海水面が堤防や護岸の高さより高くなり、堤防や護岸を越えて海水が陸側に侵入する現象

- ◇ **A類型**（えーるいけい）

類型とは環境基準を、水域または地域の利用目的等によって2つ以上に分けて設定した場合、それぞれの基準を当てはめる水域または地域を指定すること。水質および騒音に係る環境基準に設定されている。海域においてはA類型、B類型、Cタイプの3つの類型に分けられており、CODのAタイプの基準値は2mg/L以下と最も厳しい値が設定されている。

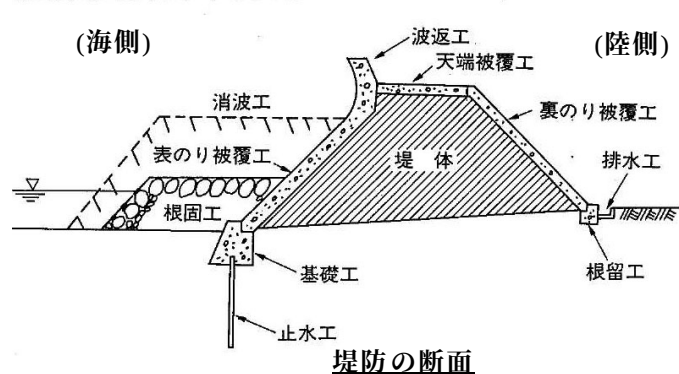
カ行

- ◇ **海岸保全施設**（かいがんほぜんしせつ）
堤防・護岸、突堤、離岸堤、潜堤（人工リーフ）、消波工、砂浜等、海水の侵入又は海水による侵食を防ぐための施設



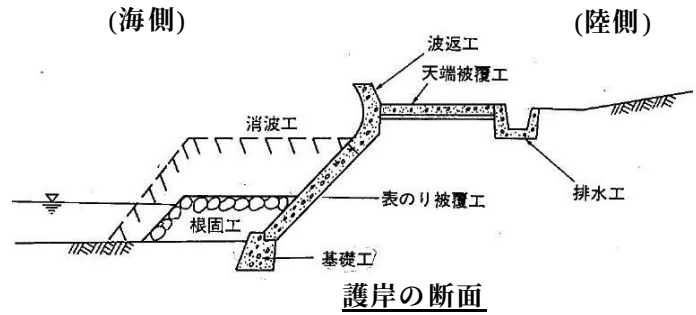
〔堤防〕（ていぼう）

現地盤を盛土またはコンクリートなどによって高さを増し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設



〔護岸〕（ごがん）

現地盤をコンクリートやコンクリートブロックなどで保護し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設



〔消波工〕（しょうはこう）

波の勢いを弱めて、越波を減少させたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されたコンクリートブロックでできた構造物。波打ち際や堤防・護岸のすぐ前面に設置される。



〔突堤〕（とつてい）

沿岸漂砂（海岸線に平行な砂の移動）が著しい海岸において、海岸から細長く突出して設けられるものであり、砂の動きを制御することによって、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的とした施設



〔離岸堤〕（りがんてい）

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、上部が海面上に現れている施設。波の勢いを弱め、越波を減少させたり、離岸堤の背後に砂を貯えて、砂浜の侵食を防ぐことを目的として設置される。



〔潜堤(人工リーフ)〕（せんてい）

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、景観に配慮して堤体を水面下にとどめた施設。上部の幅をかなり広くとることで、離岸堤とほぼ同じ効果を有する。



◇ **海岸保全基本計画**（かいがんほぜんきほんけいかく）

海岸法の一部改正（平成 12 年施行）によって定められた海岸の新しい計画制度であり、国が定める「海岸保全基本方針」に基づき、沿岸毎に海岸保全の基本的事項や施設の整備に関する事項等について都道府県知事が定める海岸の保全計画

◇ **海岸保全区域**（かいがんほぜんくいき）

海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認められる時に、都道府県知事が指定する防護すべき海岸の一定の区域

◇ **国立公園**（こくていこうえん）

1957 年に公布された自然公園法に基づき、傑出した自然景観の保護とその利用を図るなどの目的で指定される自然公園のひとつで、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定される公園

サ行

◇ **COD（化学的酸素要求量）**

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。COD が大きいほど、汚濁が進んでいるといえる。

◇ **受益地域**（じゅえきちいき）

海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域

◇ **侵食**（しんしょく）

波浪により砂浜の砂が流れること。またはある海域から流出する砂の量が流入する量より多くなることによって海浜の汀線が後退する現象

◇ **スロープ**

高低差がある海岸背後から砂浜や水際まで身障者が近づくことができるように、緩い勾配をもった坂を海岸保全施設に付帯して設けたもの

◇ **節理**（せつり）

比較的規則正しい岩石の割れ目。火成岩が冷却して固結する際や、岩石の変形や風化によって生じたもので、板状・柱状・方状・玉葱(たまねぎ) 状などの形状がある。

タ行

◇ **高潮**（たかしお）

台風により気圧が低くなるため海面が吸い上げられたり、海面が強風で吹き寄せられたりして、湾内の海面が普段より数mも高くなること。このような高潮により海面が上昇して堤防より高くなると、海岸線や河口部に接する低地に浸水被害をもたらす。

◇ **鳥獣保護区**（ちょうじゅうほごく）

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、環境庁長官または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るため設定する区域。特に必要があると認めるときは鳥獣保護区の区域内に「特別保護地区」を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設が設置される。

- ◇ **底質**（ていしつ）
海洋などの水底を形成する表層土および岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたもの
- ◇ **汀線**（ていせん）
浜あるいは岸と水面が交わった線
- ◇ **島嶼**（とうしょ）
〔「嶼」は小さい島の意〕大きな島や小さな島

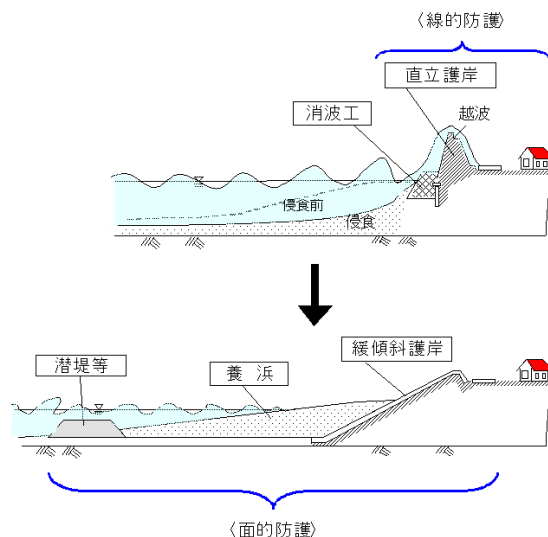
ハ行

- ◇ **曝気**（ばっき）
空気の吹き込みや攪拌(かくはん) などをして、海水中に酸素を供給すること。
- ◇ **バリアフリー**
高齢者、障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障害を除去するという考え方
- ◇ **漂砂**（ひょうさ）
波浪、潮流等によって砂が動くこと。また、その移動する現象のことをいう。河口、港湾等を埋積したり海岸を侵食したりする。
- ◇ **保安林**（ほあんりん）
森林法に基づき、水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要がある森林を対象に指定するもの
- ◇ **ポケットビーチ**
海岸線の両端を突出した岬などによって囲まれた比較的延長の短い砂浜海岸

マ行

- ◇ **面的防護方式**（めんてきぼうごほうしき）
潜堤や養浜、緩傾斜堤防等の複数の施設によって、波の力を分散させて受け止める方式

〔**線的防護方式**〕（せんてきぼうごほうしき）
堤防、護岸や消波工のみで海岸線を防護する方式



- ◇ **藻場**（もば）
沿岸浅海域で、海藻類が繁茂した場所。また、藻場はその藻場を構成している主要植物種、あるいは生育基盤である底質の種類などによって分類される。

ヤ行

- ◇ **養浜**（ようひん）
侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成すること。

ラ行

☆ リアス式海岸

出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、若狭湾や三陸海岸の南半部などに見られる。

福井県のすぐれた自然情報図1999

凡 例

1 メッシュの色区分

各メッシュ(約2km×2km)を4分割した小メッシュ(約1km×1km)単位に植生自然度(植生自然度表参照)を決定し、A～Eの5段階に区分した。

A	植生自然度10・9の小メッシュが2個以上
B	植生自然度10・9の小メッシュが1個または植生自然度8の小メッシュが2個以上
C	植生自然度8の小メッシュが1個または植生自然度7の小メッシュが2個以上
D	植生自然度7の小メッシュが1個または植生自然度6・5の小メッシュが2個以上
E	植生自然度6・5の小メッシュが1個または全ての小メッシュの植生自然度が4以下

注)

・小メッシュの植生自然度は、第4回自然環境保全基礎調査で改変された1/50,000現存植生図(環境庁 1982,1987)をもとに、小メッシュ内で優占する植物群落の植生自然度で代表させた。

植生自然度表

植生自然度	区 分 基 準
10	風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	ブナ林、スダジイ林等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クナギ・ミズナラ群落、クナギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	スギ林、ヒノキ林、アカマツ林等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
その他	自然裸地、開放水域等

2 メッシュ内の文字



漢字 メッシュ内に存在するすぐれた自然の部門

- 景 → 景観
 - 地 → 地形地質
 - 植 → 植生
 - 昆 → 昆虫
 - 陸 → 陸水生物・両生爬虫類
 - 鳥 → 鳥獣
- → 全国レベルまたは県レベルで特に重要
○ → 県レベルで重要

3 メッシュ別一覧表の見方

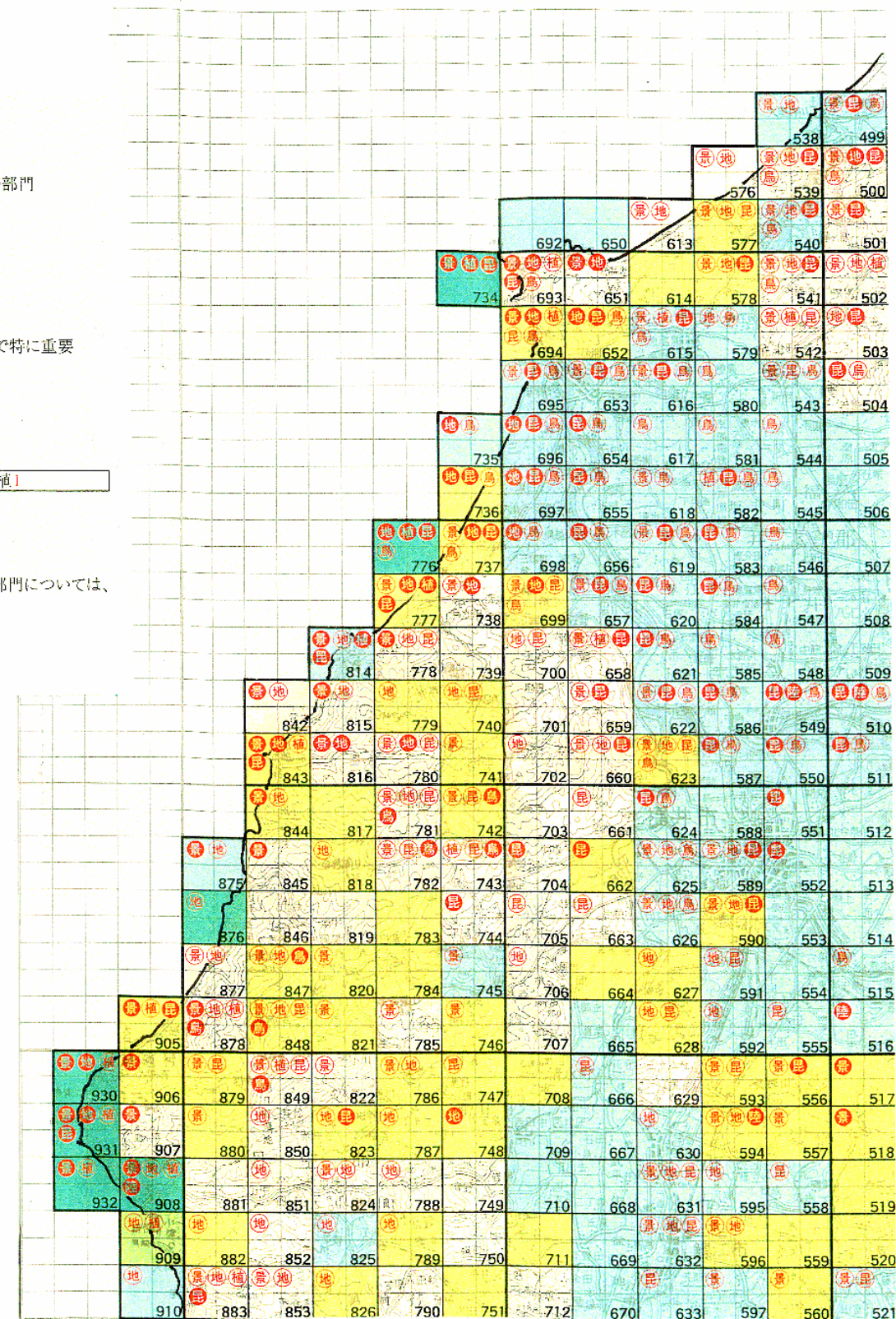
6~9	6	景70	7	景70	8	昆76,109,117,121	9	植1
注1	注2	注3						

注1: その行にあるメッシュ

注2: メッシュ番号

注3: 部門名と特性の整理番号(解説書に対応)。なお、景観部門については、「すぐれた景観分布図1999」の一覧表に対応。

赤い数字 → 全国レベルまたは県レベルで特に重要
黒い数字 → 県レベルで重要



海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

平成 26 年 12 月 3 日に公布された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成 26 年政令第 383 号）において、都道府県知事が定める海岸保全基本計画に定める事項として、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、これまでの「海岸保全施設の新設又は改良に関する事項」に加え、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」が規定された。

本編は、法改正を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めたものである。

1 海岸保全施設の維持又は修繕の考え方

海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視または点検を実施する。また、長寿命化計画を作成し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持または修繕を行っていく。

2 海岸保全施設の存する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		新設 「◎」 改良 「○」	規模 (現況)		規模 (計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)	種類		延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	坂井市	福井県 (水管理・国土保 局)	三国海岸浜地地区 (坂井市三国町榎第28 字上浜1番地西端～浜 地第42字太縄13番地 東端)	護岸		230m	6.9 ～5.4	230m	6.9 ～5.4	坂井市の 一部	住宅地 農用地 テーマパ ーク	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				突堤		3基 350m	-	3基 350m	-	-	-	
				離岸堤		7基 700m	-	7基 700m	-	-	-	
2	坂井市	坂井市 (水産庁)	榎漁港海岸 (坂井市三国町榎第40 字宅地西下垣内37番地 の2)	護岸		177.0m	5.5	177.0m	5.5	坂井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤		100.0m	-	100.0m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
3	坂井市	坂井市 (水産庁)	崎漁港海岸 (坂井市三国町崎第19 字伊賀松第番地～崎第 4字根保呂第3号2番 地)	護岸		84.4m	4.8	84.4m	4.8	坂井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
4	坂井市	福井県 (水管理・国土保 局)	三国海岸安島第1地区 (坂井市三国町安島第2 6字小浜16番地東端～ 第50字ヒジワリ25番地 の3東端)	堤防		307m	5.0 ～3.4	307m	5.0 ～3.4	坂井市の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工		186m	-	186m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
5	坂井市	坂井市 (水産庁)	安島漁港海岸 (坂井市三国町安島25 字西垣内67番)	護岸		200.0m	5.0	200.0m	5.0	坂井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)	地区			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
6	坂井市	福井県 (水管理・国土保全局)	三国海岸安島第2地区 (坂井市三国町安島第23字道間瀬垣内20番地西端～第22字若松67番地西端)		堤防		254m	5.0 ～3.4	254m	5.0 ～3.4	坂井市の一部	住宅地 森林	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					消波工		184m	-	184m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
7	坂井市	福井県 (港湾局)	福井港海岸宿・米ヶ脇地区 (三国防波堤南西方照射灯(北緯36度13分 東経36度8分3秒)から6度5分の方向へ1,090mの点から南へ)		離岸堤		3基 280m	-0.5	3基 280m	-0.5	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					消波工		572m	-	572m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					護岸		947m	2.5 ～5.0	947m	2.5 ～5.0	坂井市の一部	住宅地 道路 緑地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					護岸		2,244m	2.5 ～6.5	2,244m	2.5 ～6.5	坂井市の一部	工業用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
8	坂井市	福井県 (港湾局)	福井港海岸新保地区 (坂井市三国町新保85字7番6から北へ)		消波工		2,037m	-	2,037m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					道路		2,264m	5.0	2,264m	5.0	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)				延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
9	坂井市 福井市	福井県 (港湾局)	福井港海岸福井地区 (南防波堤法線元付(北緯36度11分10.716秒 東経136度7分27.316秒)から299度50分17秒の方向へ719.13mの点から西へ)	離岸堤			3基 705m	2.5 ～4.0	3基 705m	2.5 ～4.0	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤 (潜堤)	◎		4基 1,545m	-1.0 ～-2.5	5基 1,835m	-1.0 ～-2.5	-	-	
				消波工			5,245m	-	5,245m	-	-	-	
				突堤 (潜堤)			3基 600m	2.0 ～5.6	3基 600m	2.0 ～5.6	-	-	
				護岸	○		4,845m	9.0	4,845m	9.0	坂井市 および 福井市 の一部	工業用地	
10	福井市	福井県 (水管理・国土保全局)	福井海岸浜住地区 (福井市浜住町5字雲出垣内2番地北端～免鳥町35字浜辺95番地北西端)	道路			4,837m	6.0 ～7.0	4,837m	6.0 ～7.0	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤			14基 1,350m	-	14基 1,350m	-	福井市の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				人工リーフ	○		2基 250m	-	2基 250m	-			
				離岸堤			1基 70m	1.5	1基 70m	1.5	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
11	福井市	福井県 (港湾局)	鷹巣港海岸和布地区 (鷹巣港平島灯台(北緯36度7分37秒 東経136度3分52秒)から176度20分 の方向へ257mの点から西へ)	消波工			144m	-	144m	-	-	-	
				防潮堤			1基 70m	4.7	1基 70m	4.7	福井市の 一部	住宅地 道路	
				護岸			217m	6.5 ～7.0	217m	6.5 ～7.0	福井市の 一部	住宅地 道路	
12	福井市	福井県 (港湾局)	鷹巣港海岸蓑地区 (鷹巣港平島灯台(北緯36度7分37秒 東経136度3分52秒)から214度40分 の方向へ459mの点から西へ)	消波工			180m	-	180m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。

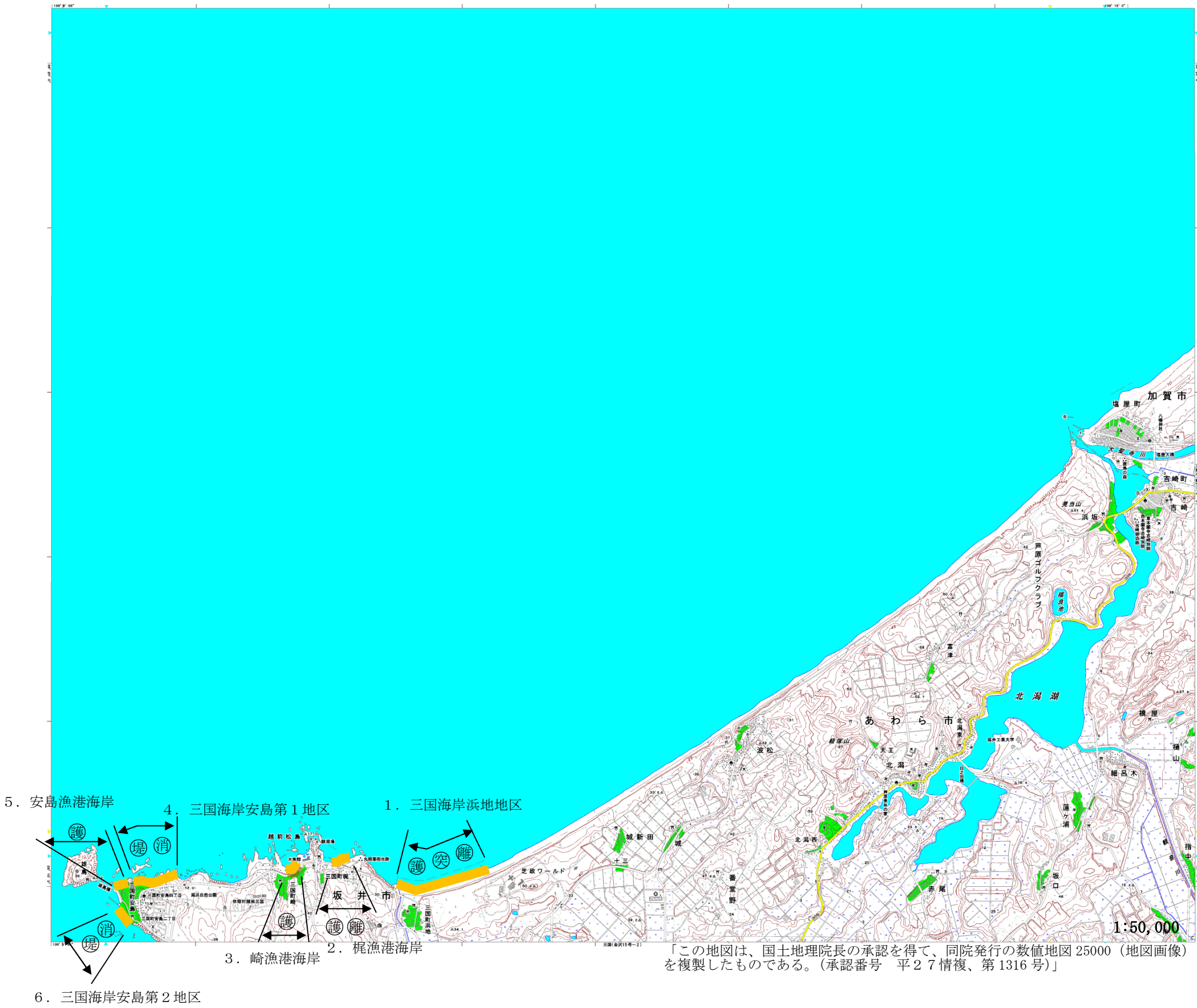
区域 番 号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
						延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況		
13	福井市	福井県 (港湾局)	鷹巣港海岸松蔭地区 (鷹巣港平島灯台(北緯 36度7分37秒 東経136度 3分52秒)から224度の方 向へ589mの点から西 へ)	護岸		188m	2.5 ～6.5	188m	2.5 ～6.5	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
				突堤		1基 20m	1.7 ～1.9	1基 20m	1.7 ～1.9	-	-		日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				消波工		126m	-	126m	-	-	-		
14	福井市	福井市 (農村振興局)	川西海岸糸崎長橋地区 海岸 (福井市糸崎町10号字 堂ノ腰12番地～長橋7 号字北中玉目1番地の 1)	堤防		700m	3.8	700m	3.8	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
15	福井市	福井県 (水管理・国土保 局)	福井海岸長橋地区 (福井市長橋町18字48 番地北東端～北防堤基 部中心)	離岸堤		2基 53m	-	2基 53m	-	福井市の 一部	住宅地 小学校	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
				消波工		131m	-	131m	-				
16	福井市	福井市 (水産庁)	菅生漁港海岸(北地区) (福井市北菅生町3字最 寄1番の2～南菅生町2 5字新保1番の2)	護岸		297.2m	5.5 ～6.6	297.2m	5.5 ～6.6	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
									宅地 道路				
								護岸		294.8m	5.5 ～6.6		294.8m
17	福井市	福井市 (農村振興局)	福井海岸鮎川地区海岸 (福井市鮎川町33号字 河尻4番地～94号字浜 河尻8番地)	堤防		250m	4.2	250m	4.2	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区	海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	福井市	福井市 (水産庁)	鮎川漁港海岸 (福井市鮎川町94字浜 河尻7番の4)		護岸		101.0m	4.5	101.0m	4.5	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
19	福井市	福井県 (水管理・国土保全部)	福井海岸鮎川地区 (基点1 四等三角点鮎 川三角点より347度45 分14秒の方向、距離1、 839.50の点～基点3 基点2の地点から182 度25分41秒の方向、距 離12.37の点)		護岸		450m	4.3	450m	4.3	福井市の 一部	住宅地 小・中学校	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					人工リーフ		4基 267m	-	4基 267m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
20	福井市	福井市 (水産庁)	白浜(国見)漁港海岸 (福井市白浜町3字釜屋 20番の4)		護岸		158.0m	5.5	158.0m	5.5	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点 検および長寿命化計画に基づく点 検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。
21	福井市	福井市 (水産庁)	大丹生漁港海岸 (福井市大丹生町～小 丹生町)		護岸		442.0m	5.0	442.0m	5.0	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点 検および長寿命化計画に基づく点 検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。
					離岸堤		219.6m	-	219.6m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
22	福井市	福井市 (農村振興局)	福井海岸小丹生地区海 岸 (福井市小丹生町51号 字上糺浜1番地～22号 字下安蛇2番地の1)		堤防		700m	5.5	700m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
23	福井市	福井市 (農村振興局)	越廼海岸大味地区海岸 (福井市大味町19号字 佐武1番地～20号字上 佐武5番地)		堤防		250m	5.5	250m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)				延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
24	福井市	福井市 (水産庁)	大味漁港海岸 (福井市大味町37字下 宅地37番)		護岸		1132m	4.2 ~4.6	113.2m	4.2~4.6	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		58.0m	-	58.0m	-			日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		135.0m	-	135.0m	-	-	-	
25	福井市	福井県 (水産庁)	菜崎漁港海岸 (福井市蒲生町14字脇 浜24番の2)		離岸堤		130.0m	-	130.0m	-			日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					防砂堤		28.5m	-	28.5m	-	-	-	
					突堤		65.0m	-	65.0m	-			
					護岸		667.5m	7.5	667.5m	7.5	-	-	
26	福井市	福井県 (農村振興局)	越廼海岸蒲生第1地区 海岸 (福井市蒲生町15号字 三大山尻5番地~19号 字北城ヶ脇18番地)		護岸		278m	5.5	278m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		287m	-	287m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					突堤		142m	-	142m	-	-	-	
					潜堤		226m	-	226m	-	-	-	
27	福井市	福井県 (農村振興局)	越廼海岸蒲生第2地区 海岸 (福井市蒲生町22号字 南城ヶ脇4番地~26号 字子良1番地)		堤防		462m	5.5	462m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

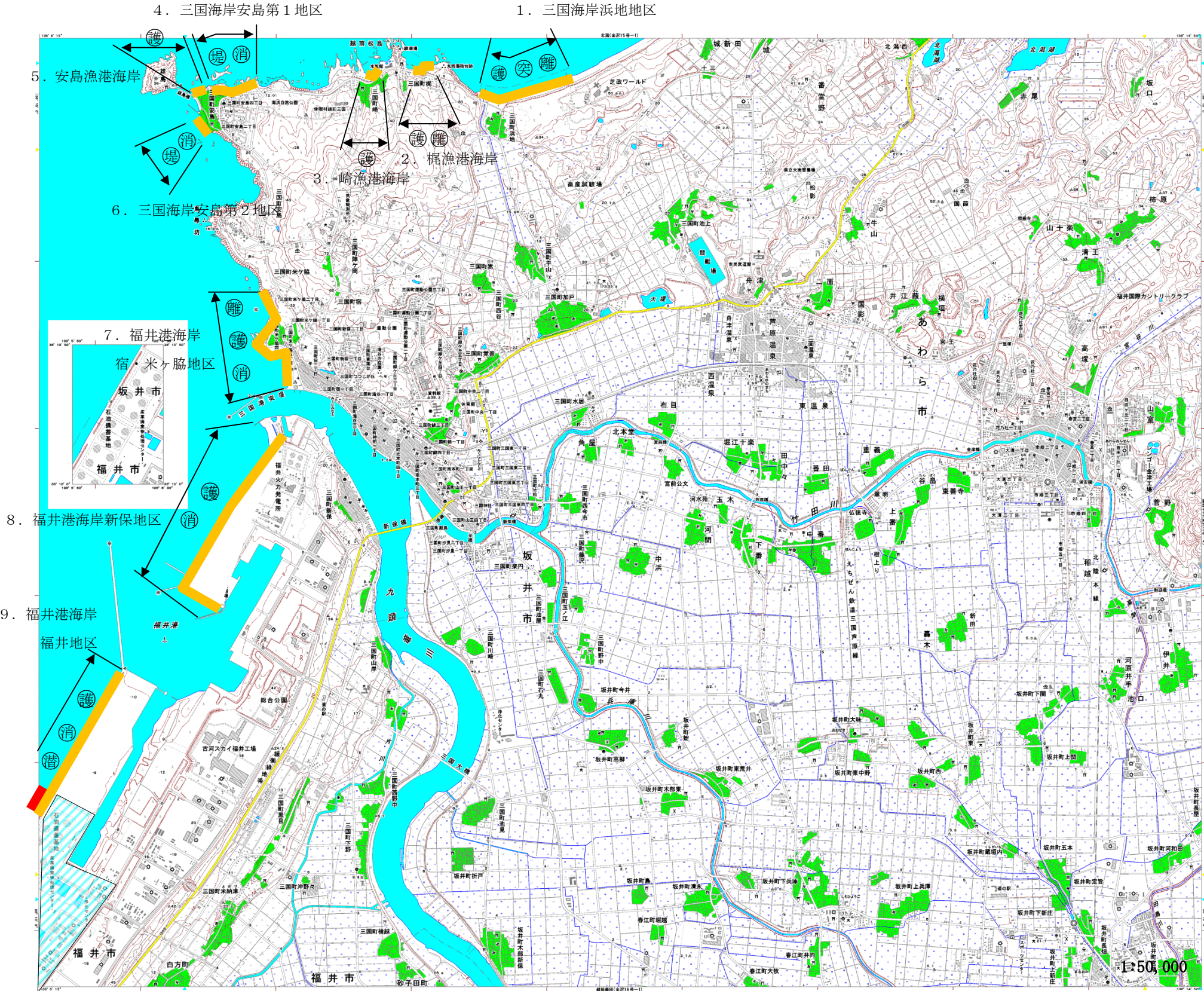
区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区	海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
28	福井市	福井県 (農村振興局)	越廼海岸	蒲生第3地区 (福井市蒲生町30号字 南大良3番地～31号字 鎌坂峠2番地)	堤防		229m	5.5	229m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
29	福井市	福井県 (農村振興局)	越廼海岸	蒲生第4地区 (福井市浜北山1号字樽 海2番地～居倉43号字 立上23番地)	堤防		1,042m	5.5	1,042m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
30	福井市	福井市 (水産庁)	居倉漁港	海岸 (福井市居倉町43字立 上17番)	護岸		490.1m	6.0	490.1m	6.0	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
31	福井市	福井県 (水管理・国土保全 局)	越廼海岸	居倉地区 (福井市居倉町35字清 水川16番地の3北東端～ 33字大倉7番地の2北 端)	堤防		160m	6.0	160m	6.0	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					消波工		30m	－	30m	－	－	－	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
32	福井市	福井県 (農村振興局)	越廼海岸	居倉赤坂地区 (福井市居倉町27号字 下イゴ谷4番地～赤坂 町65号字蚊ノ瀬1番地)	堤防		500m	5.5	500m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

3 海岸保全施設の配置（1／4）



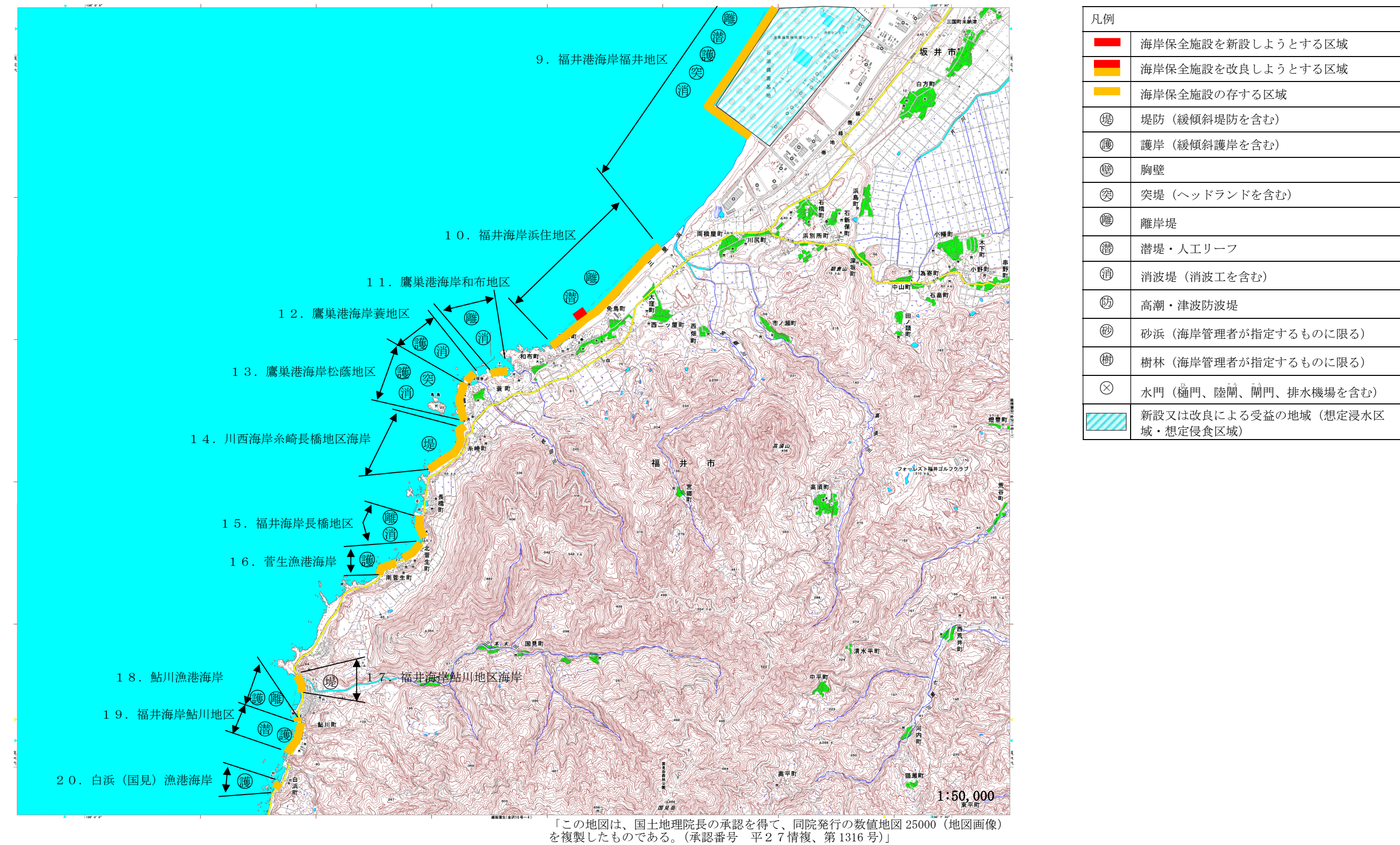
凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸門、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

3 海岸保全施設の配置（2／4）

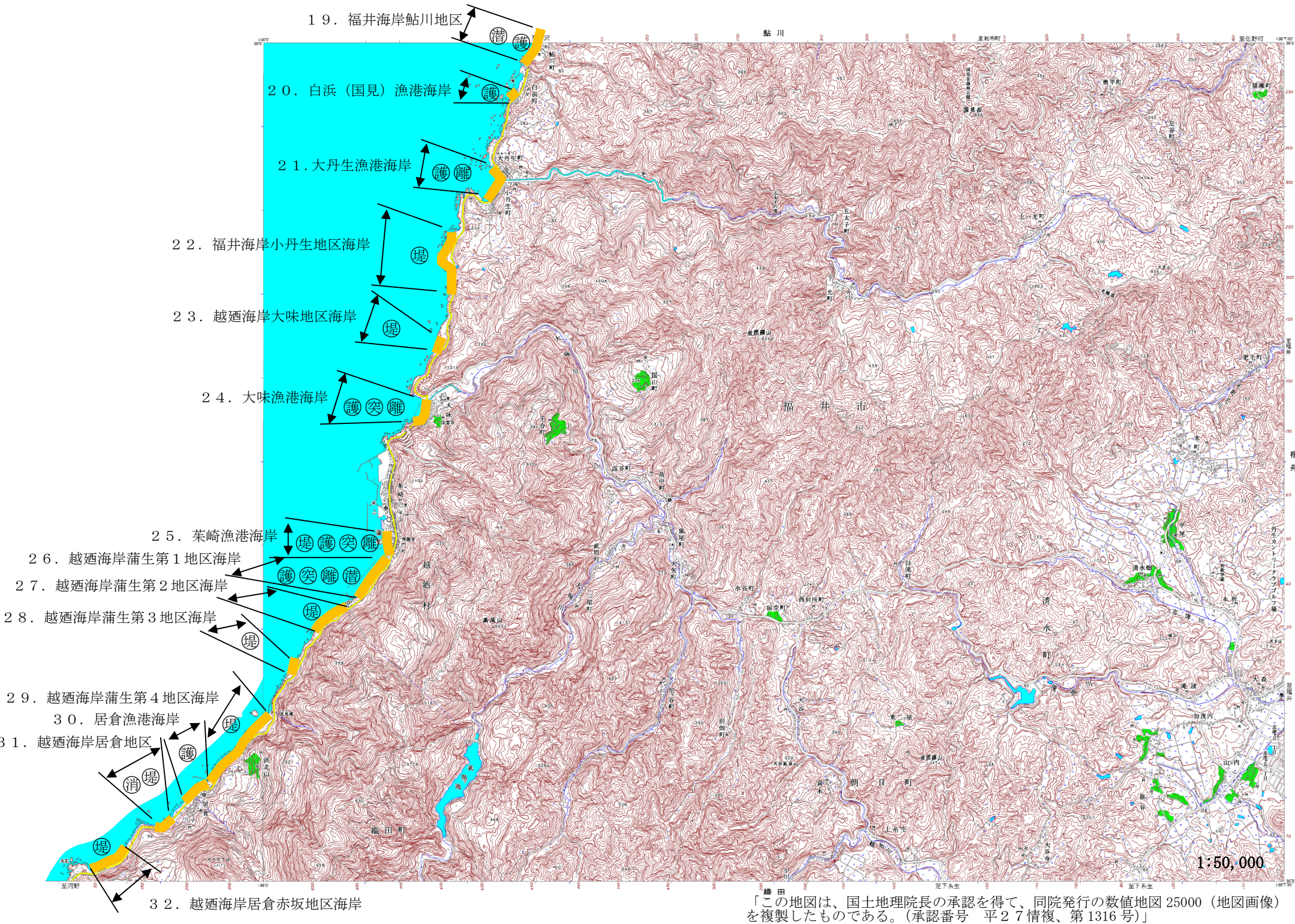


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）

3 海岸保全施設の配置（3／4）



3 海岸保全施設の配置（4／4）



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定侵食区域）